

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015)年 6 月
作新学院大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	12
基準 1 使命・目的等	12
基準 2 学修と教授	20
基準 3 経営・管理と財務	70
基準 4 自己点検・評価	85
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	90
基準 A 地域社会との連携協力・地域社会への貢献	90
V. エビデンス集一覧	100
エビデンス集（データ編）一覧	100
エビデンス集（資料編）一覧	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 作新学院大学の建学の精神

(1) 作新学院の起源

作新学院は創立者・船田兵吾によって明治18(1885)年に始められた「下野英学校」が母体である。戦前の一時期には「私立作新館」と改称したときもあったが、長く「下野中学校」として地域の人々に愛されてきた。戦後の新学制が発足することに併せて、「作新学院」の名称を本格的に使うようになった。

「作新」とは、中国の古典「大学」の一節にある。世の中に学問を広める目的や心構えを記したものだが、「日に新たに、日々に新たに、また日に新たなれ。」「新たなる民を作(おこ)せ。」の後段、「作新民」から引用したものである。実はこの名称は開明的で名藩主と呼ばれた大關氏が、下野の国の北東に位置した黒羽藩の藩校に使用していた。その関係者が「作新」の名が藩校の廃止とともになくなるのは惜しいと思い、その名の存続を船田兵吾に託したのがきっかけであった。

明治維新後間もない栃木県で、文明開化が「陸(おか)蒸気」に乗ってやってこようという時代背景のもと、兵吾がこの言葉に心を揺り動かされたのは想像に難くない。また新しい時代を切り開こうとした同僚の共感を得て、建学の精神を表現する言葉として定着していったのである。

(2) 作新学院の建学の精神

前述の一節を読み下すと、「毎日毎日、世の中は新しいものが次々に生まれ、どんどん変化していく。これに対応して新しい知識や考え方を身につけた人材を送り出すことが学問の使命である。」といった意味になる。これは従来からの伝統的な解釈である。

しかし、考えてみると、新しい知識を持っていても世の中がどんどん新しくなれば、さらに新しい知識を修得しなければならない。変化の激しい現代においてはなおさらである。したがって、我々は「作新民」の解釈をさらに進めて、「作新民」の新民を、従来の読み方である「新たなる民」ではなく、自己を常に「新たにする民」と読み下すこととした。

「新たにする民」とは、自分の力で新しい知識や新しい問題解決の方法を吸収していく能力を身につけた人材であり、その人材はいつまでも世の中の役に立っていくはずである。

平たく言えば、「自己教育」の実践であり、作新学院の教育方針のひとつである「自学自習」に通じる考え方である。

さらに、我々は、自己を常に新しくするという「新たにする民」を社会に送り出すことによって、社会全体を新しくしていくという重要な役割も視野に入れるべきである。そのためにも作新学院は常に外に向かって開かれていなければならない、我々こそが「社会の変革者である」との自覚と自負を持たなければならない。

2. 作新学院大学が目指す大学像

(1) 作新学院大学の基本理念

このような作新学院の建学の精神を各設置校では毎日の教育実践の中で実現しようとしているが、特に作新学院大学は次のような理念を掲げて教育と研究の目的を実現しようとしている。

第一は、「新たにする民」から導かれる「自学・自習」、「自主・自律」の精神を育成

していくために、大学にあっては学問の自由、大学の自治、自由の精神の保障が不可欠である。

第二は、自己実現を果たすための手段と機会を、大学がきちんと用意していることが不可欠である。特に「進取の気概」が学内に横溢していることが望ましい。

第三は、「新たに作る民」を社会に送り出すためには、大学そのものが地域社会に開かれた存在になり、世界的な視野に立って地域に貢献し、地域とともに歩む存在でなければならない。船田 周初代学長が「北関東で小粒だがきらりと光る大学を目指したい。」と表現したのは、まさにこのことをさしている。

(2) 作新学院大学の教育研究の目的

このような建学の精神や理念を踏まえて、作新学院大学は以下の5項目に集約される目的を持って教育研究の推進と人材の養成に当たる。

- 1) 理論と実践を通じて実証の精神を養い、実学を重視し、個人の自己実現と地域社会に貢献する教育と研究を推進し、人材の育成を目指す。
- 2) 創造的で柔軟な思考を持ち、常に自己を新しくし、未知のものへ果敢に挑戦するという、チャレンジ精神を持った人材を養成する。
- 3) 人々や社会との直接の係わり合いを経験させる人間教育を重視することによって、社会的正義に基づいた良心を持ち、他人の気持ちや苦悩を理解し、異なった価値観を持った人とも共存できる、心豊かな人材を養成する。
- 4) 地域の課題は優れて全世界的な課題でもある。国際的な視野に立って地域社会の諸問題を解決し持続可能な社会の形成に参画しようとする真のグローバリズムを持った人材を養成する。
- 5) 氾濫する情報の中から真に必要な情報を取捨選択できる情報活用能力をしっかりと持ち、自分の考えをきちんと表現するとともに、他人の気持ちや考えに影響を与えられる、自己表現能力をしっかりと持った人材を養成する。

(3) 作新学院大学の教育の目標

上記の大学の理念・目標を実現するために、作新学院大学は、教育重視の大学として、次のような教育目標のもとに学生の教育を行う。

- 1) 学士課程においては、全人教育としての教養教育と専門基礎教育を重視した4年一貫教育を行う。そこでは広い視野とバランスのとれた判断を可能とする豊かな人間性と専門性を備えた人材の養成をめざす。
- 2) 大学教育の基礎・基本となる人文・社会・自然・語学・健康系にわたる教育科目とともに、学習の基礎となる素養を身につける授業として、基礎的読解力や文章表現能力、調査能力、外国語コミュニケーション能力、情報処理能力等の授業を展開し、学生が自学・自習を日常的に行う能力を形成する教育をきめ細かに行う。
- 3) 日本語、外国語によるコミュニケーション能力の育成に力点を置いた語学教育を行い、文化の多様性を認め、異文化を理解し、人類の平和的共存を確立していくための国際性を培う教育を行う。
- 4) 基礎的学力の形成と並行して、人生においてどのような生き方を選択するか、生き方を考える進路選択としてのキャリア教育を実施し、体験教育としてのインターンシップに取組み、本学における学習の意義を学生が自律的に認識し学習を進めること

ができるよう柔軟なカリキュラムを構成する。また、各種資格取得講座を開設し、学生のキャリアアップ意識の醸成と実践力の養成を図る。

- 5) 専門教育においては、理論的な学習とともに、課題別の演習やゼミ、実習等による少人数授業を展開し、課題解決への企画・立案、課題を理解する力、調査する力、発表し質疑応答する力などを培う教育を行い、実際の社会において役に立つ専門知識を習得させ、専門的力量を形成する。
- 6) 地域に積極的に貢献していくためには、高い問題解決能力と実践的能力が要求される。そのために、学士課程教育においては、専門基礎教育、専門教育とともに、異なった専門的知識や学問領域を組み合わせることで課題解決に導くための学際的力量を身につけるための実践教育を実施する。
- 7) 大学院においては、経営学研究科博士前期課程は、JR宇都宮駅東にサテライトキャンパスとして「作新ビジネススクール(SBS : SAKUSHIN BUSINESS SCHOOL)」(以下、「SBS」という。)を開設し、社会で活躍している実務家が仕事をしながら夜間においてMBAの資格取得を目指す学びを支援し、博士後期課程は北関東唯一の社会科学系博士後期課程であり課程博士、及び社会人への論文博士授与の役割を担っている。また心理学研究科修士課程は、県内唯一の臨床心理士養成機関として臨床心理センター(「作新こころの相談クリニック」)を設置し、日本臨床心理士資格認定協会指定大学院/第1種教育機関としての教育研究に注力する。
- 8) 学士・大学院課程の教育を通じて、専門基礎教育及び専門教育のいずれにおいても、論理的に分析できる科学的精神を涵養する教育を行う。

3. 本学の教育の特徴

作新学院大学は、地域に根ざし、地域から期待され、国際社会に通用する、学生の実践力を育む教育を行い、高校生・市民から選ばれ、社会から期待される人材を輩出する大学へと発展することを常に希求している。本学は、現在、経営学部と人間文化学部の2学部及び大学院経営学研究科と心理学研究科の2研究科からなる人文・社会科学系の教育研究を行う総合大学である。大学の教育理念・目標は建学の精神「作新民」から導かれる「自学・自習」の能力と「自主・自律」の気概を持って、社会に積極的に貢献する人材を育てることである。本学は平成27(2015)年1月に「作新キャリア教育宣言」を内外に発したところであり、入学から卒業までの一貫した全人教育を教職員が一体となって実践することを使命としている。

学部教育の軸となるのは「作新学院大学教育センター」である。教務運営、企画開発、キャリア・エクステンションの3部門において、学生が豊かな教養と専門的力量を育てるカリキュラムの改革・開発を行い、学生の学士力の向上とキャリアアップを図り、教員に対してはFD活動により授業の改革改善を促す支援をしている。本学は、学生20人に専任教員1人という恵まれた指導体制のもとで、入学初年次より基礎ゼミナール(基礎演習)と専門ゼミナール(専門演習)により学生と教員の交流を深め、「きめ細やかな教育の実践」を使命として、学生の学習と部活動が活発に展開され、学生がいきいきと楽しく学ぶことのできる教育環境を築くよう教職員が一体となって努力している。

経営学部は、平成 26(2014)年度にスポーツマネジメント学科を設置し、これまでの「見る」「する」スポーツとともに、スポーツを「支える」（マネジメントできる）教育研究を行い、持続可能なスポーツの振興と地域の活性化に寄与できる人材の育成を開始した。平成 25(2013)年には、本学は地域で活発に活躍している 4つのプロスポーツチーム、「栃木サッカークラブ」、バスケットの「リンクスポーツエンターテインメント」、自転車競技の「宇都宮ブリッツェン」、アイスホッケーの「栃木ユナイテッド」と連携協力協定を締結し、これらのプロスポーツチームの個々の活動を包括的に支援しスポーツによる地域の活性化を目指す栃木モデルの構築に向けてスポーツ界、経済界、企業、自治体の参加協力を得て、「栃木モデル研究会」を立ち上げた。このことは、2020 東京オリンピック・パラリンピック、2022 栃木国体に沸く県民・市民の期待に応え、スポーツを通じた地域の活性化に貢献するものとして各界の強い支援を受け、平成 25(2013)年 3 月から 12 回の研究会あるいは講演会を開催し、その成果は「栃木モデル」構築に向けた「報告書」として取りまとめられた。また、「栃木モデル研究会」の成果を実践し学内・学外のスポーツマネジメントの好循環を常態とするために、学内に「スポーツマネジメント推進センター」を並行して設置し、本学が地域のスポーツ活性化に寄与するハブとしての役割を果たすこととしている。経営学科では、グローバル経済に対応して企業の経営を改革し、コミュニティの再生をマネジメントする人材の育成に注力している。これらをインターンシップや参加・体験型授業によって学生の成長を図っている。特に、学生がキャリア・マインドの向上と各自の可能性を広げるために、学内に資格取得支援講座を「ダブルスクール」として無料で開講し、公務員試験受験講座、日商簿記検定講座、税理士試験受験講座、基本情報技術者試験講座、国内旅行業務取扱管理者試験講座等を受講し、資格取得にチャレンジし各自の将来に向けた可能性を広げることを奨励している。

人間文化学部は、平成 24(2012)年度には、小学校教員免許状と特別支援学校教諭の 1 種免許状の資格を併せて取得できる発達教育専攻と、中学校、高等学校の国語と英語の 1 種免許状が取得できる人間文化専攻を設置し、教育学、心理学、社会学、言語文化の学習を基礎とした本格的な教師教育の学びを深める学部改組した。特徴的な点は、小学校教諭 1 種免許状と特別支援学校教諭 1 種免許状、中学校教諭 1 種免許状（国語、英語）及び高等学校教諭 1 種免許状（国語、英語）と特別支援学校教諭 1 種免許状がダブルで取得できることである。現在の学校現場では、特別支援教育の重要性が一層高まっており、本学の教職課程では、その点を重視し、卒業時にダブルの免許を取得させることに注力している。特に「教職実践センター」は、教職課程の実践中心として、教員免許状の取得と教員採用試験合格を目指して、第 1 は教員採用試験対策関係の内容、第 2 は学外の現職教員による教職実践研究会の実施、第 3 は特に栃木県内の主たる各種研究発表会への参加、そして第 4 は外部の現職教員による各教科等の指導案や教材研究など具体的な 4 つの指導計画が立てられ、きめ細やかな学生指導が行われている。

平成 27(2015)年 1 月には、「作新キャリア教育宣言」を内外に発信し、新たな時代に即した高度な知識を生涯を通じて学ぶ力を持って、学生が自分らしく働ける進路をともに考え、精神的・経済的に自立した社会人に育てることを教育目標に加え取り組むこととした。

さらに、大学院において、経営学と臨床心理学の本格的な専門教育にとりくむ教育研究環境が整っていることが本学の学びの強みである。経営学研究科は北関東では博士前期・

後期課程を有する唯一の経営学の研究科であり、企業経営の分野における教育研究を進めている。特に、平成25(2013)年に開設したSBSは、社会で活躍している実務家が仕事をしながら戦略的思考とマネジメント力を磨く本格的な大学院であり、忙しい実務家のために、1年間でMBAが取得できるようカリキュラムを設計している。同時に、1年の学修を4期に分けて、各科目2か月(1学期)で完結することとし、個々の履修生の仕事の内容に応じて、最長2年かけることも可能にしている。

大学院心理学研究科は臨床心理学専攻に特化しており、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会から栃木県内唯一の臨床心理士資格取得の教育機関として指定を受けており、平成18(2006)年度からこれまでに46人の臨床心理士資格取得者を輩出し、学校・医療機関・公共機関等で活躍する一方、栃木県中央児童相談所からの心理臨床相談の依頼を受けて、心理学研究科附属臨床心理センターにおいて心理臨床相談にあたっている。大学内外から入学希望者が多く、本学の社会貢献、地域貢献の拠点として重視している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

作新学院大学は、平成元(1989)年に経営学部経営学科の単科の大学として開設された。それは、産業・技術及び公共領域の経営に関する国際化、高度化が進む中で、経営知識と経営情報技術及び外国語知識を備え社会に貢献し得る人材を求める社会的要請に応え、宇都宮市の郊外、清原工業団地に隣接する清原地区に校地を定め開学した。これにより学校法人船田教育会は、昭和42(1967)年に宇都宮市内一の沢に設置した作新学院女子短期大学(幼児教育科、文科)と併せて2つの高等教育機関を擁することとなった。その後、平成5(1993)年には大学院経営学研究科(修士課程)を設置し、平成7(1995)年には経営学研究科博士(前期・後期)課程へと改組発展を遂げ、本格的な経営学の教育研究の場が確保され、実学重視の教育を受けた人材を全国・地域社会へ送ることとなった。

その後、平成11(1999)年には、作新学院女子短期大学を作新学院大学女子短期大学部に改称し、翌年には清原キャンパスに移設し、本学との交流を深めることとなった。平成12(2000)年には地域発展学部を開設し、地方行政学科と地域経済学科を設置し、地域貢献を旗印とする大学として地域の期待に応えることとなった。同学部は、平成17(2005)年に、広い学際的教養を備えた地域発展に貢献する人材を養成するために、総合政策学部総合政策学科に改組した。これにより、行政や経済といった専門分野の枠を越えた総合的な知識・教養を広く学ぶ学部へと転進した。平成18(2006)年度には、地域活性化への貢献(広域型)として現代GPの選定を受け、地域活性化に向けて実践的な教育活動に取り組んだ。

平成14(2002)年には、女子短期大学部の文科(国文・英文専攻)を改組転換し、新たに心理学分野と社会学分野を加え人間文化学部人間文化学科を設置した。特に地域社会における文化、人間、社会生活を取り巻く複合的な課題解決に貢献するために、カリキュラムに実践教育科目群として地域連携学習プログラム(キャップストーン・コース)を導入するなど、地域社会に貢献できる人材の育成教育を開始した。平成18(2006)年には、大学院心理学研究科(修士課程)を設置し、栃木県で初めて「臨床心理士」を養成することが可能となった。並行して、臨床心理センター(「作新こころの相談クリニック」)を開設し子どもの発達や行動に関する地域の人々の相談ニーズに応ずる事業を進めている。平成22(201

0)年度には、18歳人口の漸減を受けて、総合政策学部を経営学部へ吸収改組し、経営学科に6つのコースを導入し教育研究を進めることとした。

平成24(2012)年には、企業家、公務員、社会人等の学びの場として作新学院大学大学院経営学研究科にSBSを開設し、働きながら夜間において学びMBAの学位を授与するコースを開設した。同年、人間文化学部・人間文化学科に人間文化専攻と発達教育専攻を設置し、人間文化専攻においては心理学、社会学、言語文化、発達教育専攻においては、小学校1種教員免許状と特別支援学校教諭1種免許状を併せて取得可能な教育体制を整え地域の教育現場の要請に応えることとした。

平成26(2014)年度には、平成22(2010)年改組の経営学部経営学科のコース制による教育研究の趣旨が高校生に分かりにくいとの指摘を受けて、同科を経営学科とスポーツマネジメント学科に改組し、栃木県内の4つのプロスポーツチームと連携協力協定を締結し、グラウンド兼サッカー場の人工芝敷設、スポーツマネジメント推進センター設置等スポーツによる地域活性化に貢献することとした。同時に、入試広報部及び地域連携支援センターを地域協働広報センターに改組・転換し、スポーツマネジメント推進センター、地域連携事業推進センター、短大ボランティアセンターを置き、また平成27(2015)年度には減災・リスクマネジメント推進センターを設置予定であり、大学と地域との連携と協働事業の推進を図り、学内外双方向の協働広報を展開することとした。

○作新学院大学の沿革（主な事項）

明治18(1885)年 船田兵吾が私立下野英学校を創立

明治21(1888)年 私立作新館と改称

昭和25(1950)年 私立学校法により学校法人作新学院に改組

昭和35(1960)年 法人名を学校法人船田教育会と改称

昭和42(1967)年 作新学院女子短期大学幼児教育科、文科（国文専攻・英文専攻）開学

昭和60(1985)年 作新学院創立100周年

平成元(1989)年 作新学院大学経営学部経営学科開学

平成 2(1990)年 大学に教職課程（高等学校教諭一種免許状：商業）を設置

平成 5(1993)年 作新学院大学大学院経営学研究科（修士課程）設置

平成 7(1995)年 作新学院大学大学院経営学研究科博士（前期・後期）課程設置

平成11(1999)年 作新学院女子短期大学を作新学院大学女子短期大学部に名称変更

平成12(2000)年 作新学院大学に地域発展学部地方行政学科、地域経済学科を設置
女子短期大学部を清原キャンパス（竹下町）に移転

平成14(2002)年 作新学院大学人間文化学部人間文化学科を設置
経営学部へ教職課程（高等学校教諭一種免許状：情報）を設置

平成15(2003)年 女子短期大学部文科を廃止
大学に司書課程を設置人間文化学部へ教職課程（中学校・高等学校教諭一種免許状：国語・外国語（英語）、養護学校教諭一種免許状）を設置

平成17(2005)年 地域発展学部を総合政策学部へ改組、地域発展学部の学生募集停止
総合政策学部へ教職課程（高等学校教諭一種免許状：公民）を設置
大学院経営学研究科博士前期課程にビジネスコースを設置

作新学院大学

- 平成18(2006)年 大学院心理学研究科（修士課程）を設置
大学院心理学研究科心理相談室（「作新こころの相談クリニック」）開設
- 平成19(2007)年 人間文化学部で教職課程（特別支援学校教諭一種免許状）を設置
自己点検評価委員会を大学評価委員会に改組
- 平成21(2009)年 地域発展学部を廃止
日本高等教育評価機構による大学評価の受審・認定(平成22(2010)年3月)
- 平成22(2010)年 総合政策学部を経営学部へ改組、総合政策学部の学生募集停止
経営学部を改組し経営学科にコース制を導入
大学教育センター設置
- 平成23(2011)年 教職実践センター設置
大学院心理学研究科附属臨床心理センター設置
- 平成24(2012)年 経営学研究科ビジネスコースを作新ビジネススクール(SBS)に改称
人間文化学部人間文化学科に発達教育専攻と人間文化専攻を設置
人間文化学部発達教育専攻に教職課程（小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状）を設置
人間文化専攻に教職課程（中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状：国語・外国語（英語））を設置
- 平成26(2014)年 経営学部経営学科を経営学科とスポーツマネジメント学科へ改組
地域協働広報センターを設置（スポーツマネジメント推進センター、地域連携事業推進センター、短大ボランティアセンターの3組織）
資格取得支援講座の開設

2. 本学の現況

- ・ 大学名 作新学院大学
- ・ 所在地 〒321-3295 栃木県宇都宮市竹下町 908 番地

・学部及び大学院の構成

表Ⅱ-1 学部の構成・学生数（平成27年5月1日現在）

学部	学科（入学定員）	在籍者数				
		在籍学生総数	1年次	2年次	3年次	4年次
経営学部	経営学科（入学定員120人）	416	81	93	105	137
	スポーツマネジメント学科 （入学定員60人）	157	92	65	—	—
総合政策学部	総合政策学科 （平成22年度学生募集停止）	6	—	—	—	6
人間文化学部	人間文化学科 （入学定員120人）	339	84	80	84	91
計	（入学定員 300人）	918	257	238	189	234

表Ⅱ-2 大学院の構成・学生数（平成27年5月1日現在）

研究科	専攻	課程	在籍者数			
			在学生総数	1年次	2年次	3年次
経営学研究科	経営学専攻	博士前期課程 （入学定員20人）	51	27	24	
		博士後期課程 （入学定員3人）	4	1	2	1
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程 （入学定員15人）	32	14	18	
計		（入学定員38人）	87	42	44	1

作新学院大学

・学部及び大学院の教職員数

表Ⅱ-3-1 学部・学科別教員数（平成27年5月1日現在）

学部・学科		専任教員数					設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要研究指導専任教員数	専任教員1人当たりの学生数	兼任教員数	兼任(非常勤)教員数(b)	非常勤依存率%
		教授	准教授	講師	助教	計(a)						
経営学部	経営学科	16	2	2	0	20	10	5	20.8	22	30	51.7
	スポーツマネジメント学科	4	1	2	1	8	8	4	19.6	33		
経営学部計		20	3	4	1	28	18	9	20.5	55	30	51.7
総合政策学部	総合政策学科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人間文化学部	人間文化学科	26	2	3	0	31	10	5	10.9	15	25	44.6
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数		—	—	—	—	—	15	8	—	—	—	—
合計		46	5	7	1	59	43	22	15.6	70	55	48.2

- (注) 1. 学長・副学長（各1）除く。
 2. 非常勤依存率は、 $[b/(a+b)] \times 100\%$ 。

表Ⅱ3-2 研究科別教員数（平成27年5月1日現在）

大学院研究科 専攻		専任教員数					設置基準上必要研究指導専任教員数	設置基準上必要研究指導及び研究補助教員数合計	研究指 導教員 数	研究指 導補 助教 員数	兼任 教員 数	兼任 (非常勤) 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計						
経営学研究科博士課程 経営学専攻		—	—	—	—	—	5	9	12	3	15	7
心理学研究科修士課程* 臨床心理学専攻		—	—	—	—	—	2	5	7 [5]	1	8	3
合計		—	—	—	—	—	7	14	19 [5]	4	23	10

- (注) 1. 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会「臨床心理士」受験資格に関する大学院指定運用内規（平成25年4月1日改正）による指定教員数を[]内に示す。

表Ⅱ-4 職員数（平成27年5月1日現在）

事務局区分	大学・短大	法人	合計
専任職員	38	3	41
内男子	22	3	25
内女子	16	0	16
非常勤職員	22	0	22
合計	60	3	63
派遣職員	1	1	2

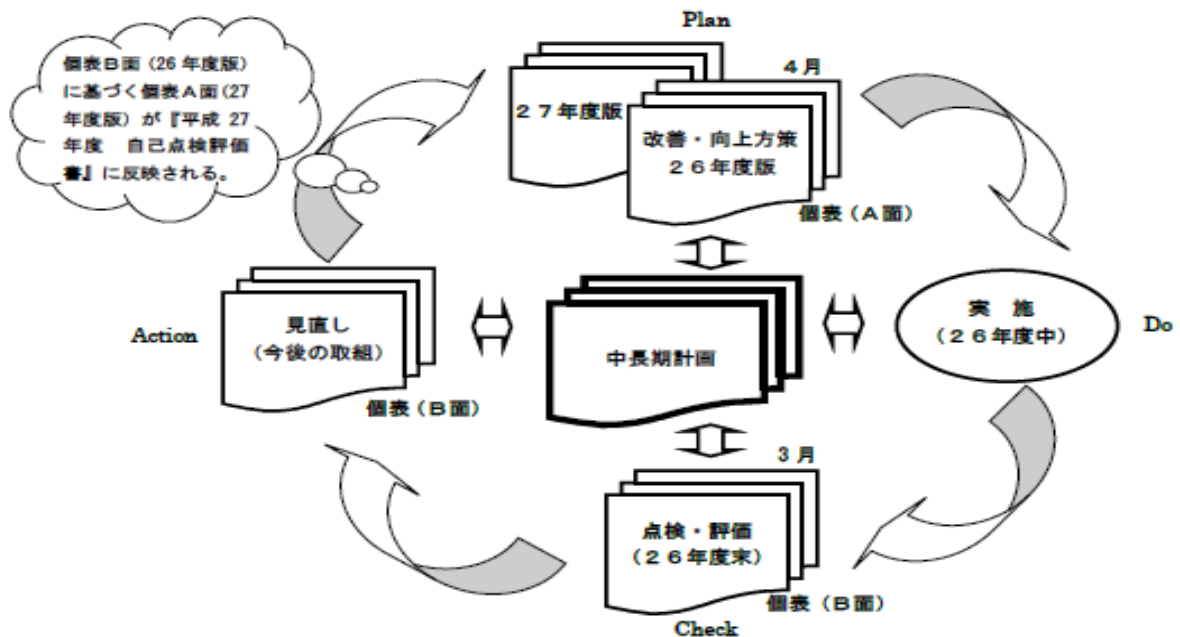
・主な附属施設・機関

図書館、情報センター、大学教育センター、教職実践センター、地域協働広報センター（スポーツマネジメント推進センター、地域連携事業推進センター、短大ボランティアセンター）、経営学研究科SBSサテライト教室（「作新ビジネススクール」）、心理学研究科附属臨床心理センター（「作新こころの相談クリニック」）、保健室、学生相談室、学生会館、学生福祉棟、作新清原ホール、サークル棟、グラウンド兼サッカー場、テニスコート、野球グラウンド

3. 大学改革の取組状況（「改善・向上方策」のPDCAサイクルマネジメント）

大学機関別認証評価制度は、「評価のための評価」または「報告書づくりのための評価」となってはならず、各大学の総合的教育力の自律的な改善・向上をめざすPDCAサイクルとして機能することが問われている。本学では、このことを全学的に可視化し適切にマネジメントしていくため、図Ⅱ-4-1に示すように、各基準項目の「改善・向上方策」を単一の取組ごとに個表に基づくカルテ化を図り、これによるPDCAサイクルマネジメントを推進している。

具体的には、計画(Plan)段階（毎年4月）に個表（A面）を作成し、定性・定量による目標（最終目標及び期間目標）設定、大学全体の中長期計画との関係、目標実現までの工程管理（ロードマップ）などを記載するとともに、実施(Do)の検証(Check)段階（年度末）では個表（B面）を作成し、実施（進捗）状況と効果（成果）の評価を実施する。これに基づき、今後の取組みについて見直し(Action)を行い、「継続」「見直し」「中止」「終了」「保留」等を判断（方針化）することにより、次年度の「改善・向上方策」(Plan)へと繋げていくものである。



図Ⅱ-4-1 「改善・向上方策」のPDCAサイクルと自己点検評価

これによる平成26(2014)年度の実績評価結果（一部重複あり）は、全56件に及ぶ改善・向上方策に関する進捗状況において、「順調に推移」及び「ほぼ順調に推移」が39件70%、「やや遅れ気味」12件21%、「大きく遅延」5件9%であった。また、成果（効果）では、「十分な効果が得られている」及び「それなりの効果が得られている」が44件76%、「あまり効果は得られていない」10件18%、「ほとんど効果は見られない」3件5%であった。これに基づく今後の取組方針では、「継続」37件61%、「見直し」21件37%、「終了」1件2%となった。

本学では、このようにして「改善・向上方策」のPDCAサイクルをマネジメントしているが、今後はその精度をさらに高めて行くとともに、そのためにもIR機能の整備・充実と併せ、エビデンスでもある各種情報の収集・加工・蓄積・活用の態勢を確保に引き続き注力していく。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

本学の使命・目的は、本学学則第 1 条第 1 項に「本学は、教育基本法（昭和 22(1947)年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22(1947)年法律第 26 号）に則り、時代の変化に対応して自らを常に新たにする能動的人間の育成を目指す「作新民」を建学の精神とし、組織と人間に関する幅広い教養と実践的な専門性を授け、もって持続可能な社会の創造に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成することを目的とする。」と明示されている。【資料 1-1-1】また、各学科の教育目的も第 1 条第 2 項に明示されている。大学院の目的は、大学院学則第 3 条第 1 項に「本大学院は、作新学院大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り基礎研究を推進し、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を教授研究するとともに高い学識と研究能力を養うことによって、人類文化の向上発展に寄与する人物を育成することを目的とする。」と明示され、各研究科の教育目的は第 3 条第 2 項に明示されている。【資料 1-1-2】

また、中長期目標、中長期計画に基づく大学運営を実施するために、平成 24(2012)年度には作新学院大学中長期目標を設定し、さらに平成 26(2014)年度には作新学院大学中長期計画を設定し、「学生確保」「教育研究（教育の質向上）」「学生サービス・支援（学生支援と退学防止）」「管理運営（有効で効率的な内部運営態勢の構築）」「地域連携・社会貢献」「人材育成」の項目を設定し、重点項目毎に中長期計画の年次実施計画を策定している。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

本学は、建学の精神「作新民」の精神に基づき、新たな時代に即した高度な知識を生涯を通じて学べる環境を提供し、学生が自分らしく働ける進路をともに考え、支援し、精神的・経済的に自立した社会人に育てることを「作新キャリア教育宣言」として発表し教育実践に取り組むこととしている。【資料 1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神である「作新民」については I-1-(2)で述べたように、文章化され明確な解釈が付与されている。【資料 1-1-6】さらに、扁額「作新民」を管理棟、中央研究棟、3つの教育棟に掲げ、建学の精神の広報に努めている。【資料 1-1-7】また、大学案内、学生募集要項に「作新民」の精神をアドミッションポリシー、ディプロマポリシー、履修

要項のカリキュラムポリシー、CAMPUS LIFEにも簡潔な形で反映させている。【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】

【資料 1-1-1】作新学院大学学則第 1 条第 1 項及び第 2 項 【資料 F-3】に同じ

【資料 1-1-2】作新学院大学大学院学則第 3 条第 1 項及び第 2 項

【資料 F-3】に同じ

【資料 1-1-3】船田教育会作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部中長期目標

【資料 1-1-4】作新学院大学中長期計画

【資料 1-1-5】<http://www.sakushin-u.ac.jp> 作新キャリア教育宣言

【資料 1-1-6】建学の精神（平成 15 年度理事会）

【資料 1-1-7】管理棟、中央研究棟、第 1 教育棟、第 2 教育棟、第 3 教育棟の 1 階
扁額

【資料 1-1-8】作新学院大学 2016 CAMPUS GUIDE（理事長挨拶）

【資料 F-2】に同じ

【資料 1-1-9】作新学院大学 Web ページ <http://www.sakushin-u.ac.jp>（学長挨拶）

【資料 1-1-10】CAMPUS LIFE 2015 【資料 F-5】に同じ

【自己評価】

建学の精神「作新民」の意味・内容について文書による明示が行われ、また、学則、大学案内他に反映されており、表現も簡潔に行われている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、それから導かれる大学の目的、各学部の教育目的は明確に定められ、毎年の入学式・卒業式及び新入生オリエンテーション等で周知している。さらにキャンパスガイドへの明確な記載等に注力し取組みを継続強化する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

大学・短期大学に学ぶ学生に向けて、作新学院の建学の精神と基本理念として、「CAMPUS LIFE」に、建学の精神「作新民」、基本理念「自学・自習、自主・自律」

について記述し、本学は、この建学の精神と基本理念による教育研究を進めることを表明している。カリキュラムとしても、栃木県の歴史や文化等を学ぶ「とちぎ学」（共通教育科目）において、作新学院の歴史・伝統とともに建学の精神について教育している。さらに学長は、新入生オリエンテーション時に配付する「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部に学ぶ皆さんへ」において、学生に対して建学の歴史、大学の学びとその特徴、大学院の教育研究の目的と特徴について、①教育重視の大学として実学を重視し、②地域社会に貢献する教育研究活動に取り組むこと、③個人の自己実現と地域社会に貢献する教育と研究を推進し、人材の育成を目指すことをあげている。また、本学の初代学長船田 周は、本学の開学に当たり、「小粒でも北関東でキラリと光る大学」を学内外に表明し、このことは大学 Web ページでも学長あいさつにおいて示しているところである。各学部、各研究科の教育目的は、建学の精神「作新民」から導かれる形で学則に明示されている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

本学の大学学則第 1 条、大学院学則第 3 条に、教育基本法及び学校教育法を順守して、基本理念を制定し、それに基づいて使命・目的を定めている。また、法令等の遵守状況については、「エビデンス集・資料編」に掲げた諸規程に示されている。

また、学校教育法第 92 条及び 93 条の改正に伴う大学学則及び大学院学則、各学部教授会規程及び大学院研究科委員会規程等の必要な改正を実施している。【資料 1-2-3】

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

本学は人文・社会科学系の大学であり、その教育・研究内容は社会情勢と密接にかかわって改革を実施している。したがって、平成 22(2010)年度及び平成 26(2014)年度の経営学部の再編、平成 24(2012)年度の間人文化学部の再編に際しては、必ず教育目的の見直しを行い、大学学則第 1 条 2 項に掲げる学部別の教育研究の目的に反映させている。使命や目的は学部改組等の中で具現化されると同時に、4 年ごとの自己点検評価、5 年ごとの中長期計画の見直しを行うことにより時代の変化に対応できるようにしている。

【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

【資料 1-2-1】 CAMPUS LIFE 2015 【資料 F-5】 に同じ

【資料 1-2-2】 作新学院大学 Web ページ <http://www.sakushin-u.ac.jp> 学長挨拶
【資料 1-1-9】 に同じ

【資料 1-2-3】 エビデンス集（資料編）の規程【資料 F-9】 に同じ

【資料 1-2-4】 作新学院大学大学評価委員会規程

【資料 1-2-5】 作新学院大学中長期計画【資料 1-1-4】 に同じ

【自己評価】

本学の個性や特色は使命・目的、教育目的の中に反映させている。また、教学及び管理運営上の規則は学校教育法を遵守し規定されている。さらに、学部改革と大学教育の改革を進め時代の変化や社会の要請に応える教育を実践している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の適切性については、大学の教育研究の実践活動の中で再確認しつつ、教育組織の改組やカリキュラム改革等のタイミングを適切に捉え見直し・検討していくとともに、定常的な業務改善と併せ、4年を周期とする定期的な自己点検評価を実施し、学内外の評価に応じて、社会情勢や地域社会の要請に応える中で更なる教育研究の改善・向上を進めていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

学長は教職員に向けてあらゆる機会を通じて本学の使命・目的及び教育目的を説明し、理解と支持を得るよう努力している。例えば、新任教職員へのオリエンテーションにおいて建学の精神、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教員倫理綱領及び作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部研究倫理規程について説明し、また、教職員・学生に向けて大学広報紙「燦（きらり）」において「学長あいさつ」の記載、入学式や卒業式における式辞・挨拶の中で本学の使命・目的及び教育方針について説明を行っている。

【資料1-3-1】【資料1-3-2】 大学の使命・目的及び教育目的に関連する学部再編や学則の改正、教育課程の編成については毎月1回開催する役員で構成する運営会議の議を経て全学教授会において全学教員に報告・周知し理解を求め、また幹部職員には原則隔週に開催の「課長会」において報告しその実施に努めている。教育目的、学部再編、学則の改正などについては、理事会・評議員会の議を経て、理解と支持を得て執行している。

【資料1-3-3】【資料1-3-4】

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

学長は本学の教育目標、教育目的の策定について、運営会議を教学の最高決定機関として審議に付し、学部再編、学則変更等の事項は理事会の承認を得て執行している。策

定された教育目標、教育目的は、学内外に配布する大学案内、大学 Web ページ、履修要項、CAMPUS LIFE に明示し、周知を図っている。大学の情報周知については、広報部長が主宰する広報紙「燦（きらり）」を季刊誌として発行して大学執行部の方針と学生・教職員の活動等のトピックスを広報し、またホームページを活用し、学務・学生支援、地域との連携等についてきめ細かく保護者や一般市民に大学の活動を伝え、外部からの提言を受けることとしている。【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】【資料 1-3-9】

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

さらに、平成 25(2013)年度には運営会議・理事会の議を経て「学校法人船田教育会作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部中長期目標」を策定し法人を構成する 4 年制の作新学院大学と 2 年制の作新学院大学女子短期大学部の教育研究目標・目的の基本方針を提示した。【資料 1-3-10】

作新学院大学の中長期計画については、平成 25(2013)年度、運営会議の下に教職員をメンバーとする WG を組織し、船田教育会中長期目標を踏まえて、教学の 3 つの方針を具現化する教学・管理運営等の中長期計画を平成 26(2014)年度に策定し、それに基づく運営の実施を開始した。【資料 1-3-11】

なお、これらの中長期的な目標・計画の策定と併行して、平成 26(2014)年度に経営学部の改組を文科省に届出により実施した。具体的には、経営学部にはスポーツマネジメント学科を新設し、経営学科と 2 学科体制による教育組織に改編した。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

大学の教育研究組織は、図 1-3-1「作新学院大学教育研究組織図」に示されているように、3 学部及び大学院 2 研究科から構成されている。また、図書館、情報センター、地域協働広報センター、大学教育センター、教職実践センターの 5 附属施設と、心理学研究科附属臨床心理センター（「作新こころの相談クリニック」）がある。なお、大学教育センターは、大学の共通教育を企画改革し、教職実践センターは教職課程の実践教育を担当する組織である。地域協働広報センターは本学と地域との協働事業の推進を図るために、一方向的な告知ではなく情報の共有を図る「協働広報」の考え方に基づいて、本学の教育研究の進展と地域の活性化に貢献することを目指しており、その推進のためにスポーツマネジメント推進センター、地域協働事業推進センター、及び短期大学部ボランティアセンターをサブセンターとして組織している。

大学全体の運営組織は、図 1-3-2「大学運営の仕組み」に示す構成員からなる各組織体によって、それぞれ相互に連携しながら適切に行われている。特に、大学運営全般に関する重要事項の審議と決定のための「運営会議」及び教育研究に関する重要事項の連絡調整と審議のための「全学教授会」が置かれ、学長が招集し、議長を務める。運営会議は大学の主要メンバーが、全学教授会は全専任教員によって構成される。なお、各組織は、以下のような機能を持っている。

1) 運営会議

大学運営全般に関する重要事項の審議及び決定機関であり、学長を議長として副学長、各学部長、各研究科長、大学教育センター長、学生部長、図書館長、キャリア・就職支援部長、入試部長、広報部長、事務局長で構成される。審議事項は①学則その他規程の制定及び改廃、②学部学科等の設置、廃止又は変更、③教育、研究及び地域貢献の基本方針、④学生の厚生・補導と身分の保障、⑤教員人事の全学的方針と計画、⑥大学の予算とその執行並びに事業計画、⑦学生の定員及び募集、⑧教育研究活動等の全学的な点検、評価、改善、である。

2) 全学教授会

教育研究に関する重要事項の連絡調整及び審議機関であり、学長を議長として全専任教員から構成される。なお、必要に応じて特任教員も審議に加えることができる。審議事項は①運営会議の報告及び連絡調整、②各学部に通ずる教育課程の編成と運用、③学則その他規程の制定及び改廃、④学生の入学、卒業または在籍及び学位の授与等、である。

3) 学部教授会

学部運営に関する重要事項の審議機関であり、学部長を議長として学部所属の全専任教員から構成される。なお、必要に応じて特任教員も審議に加えることができる。審議事項は①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与、③教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、④その他、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項、である。

4) 大学院研究科委員会

研究科委員会は、研究科長を議長とし、その研究科を担当する教員から構成される。審議事項は①学生の入学、課程の修了、②学位の授与、③教育研究に関する重要事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、④学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項、である。

5) 教学の組織図

作新学院大学教育研究組織図を以下に示す。

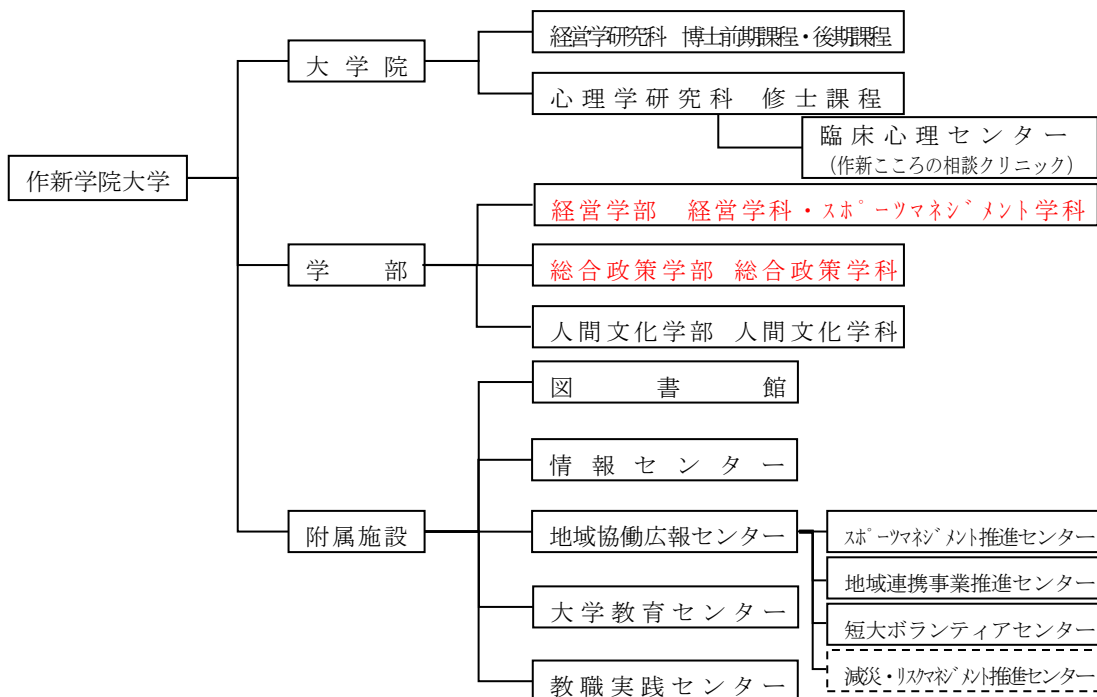


図 1-3-1 作新学院大学教育研究組織図

また、上述したように、大学の目的を達成するために、運営会議と全学教授会を中心として、教育研究組織が適切に構成され整合性が図られ、機能的に連携している。

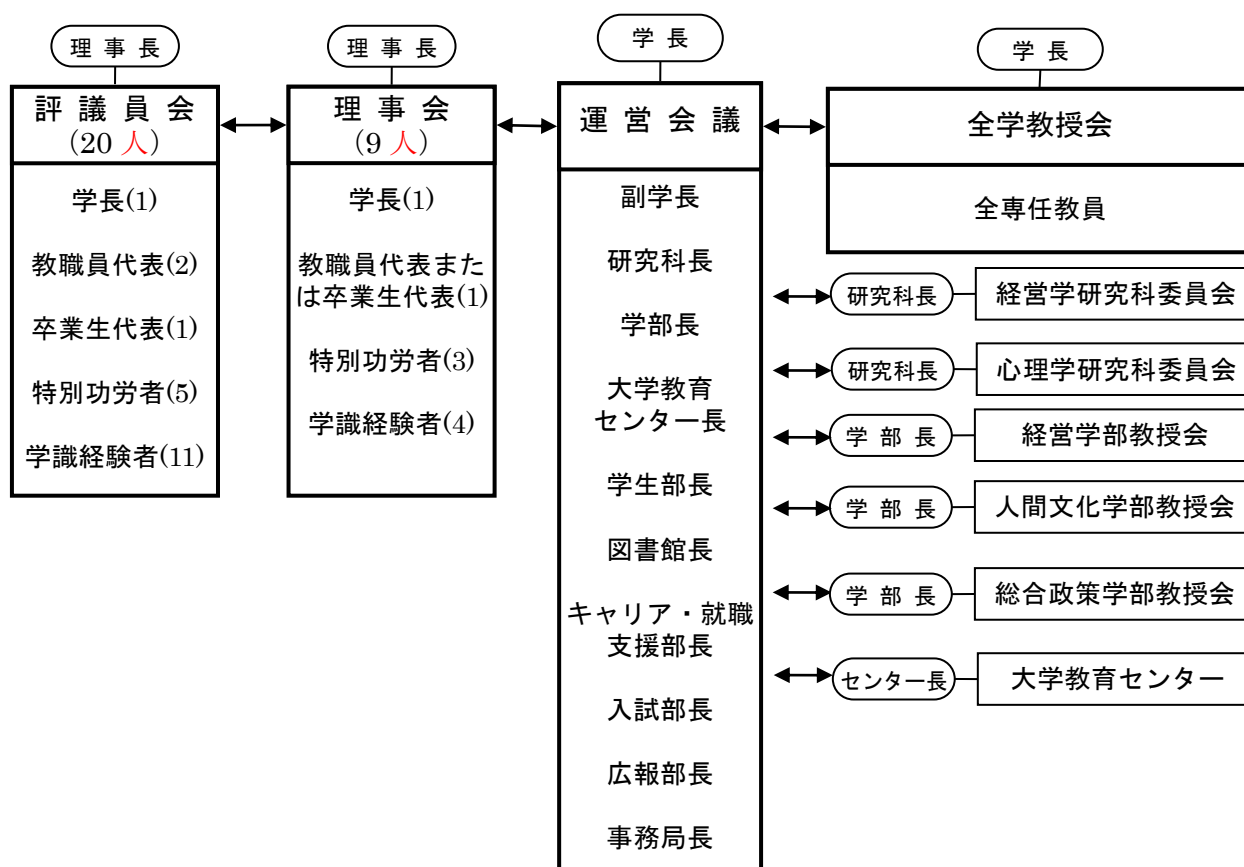


図 1-3-2 大学運営組織図

- 【資料 1-3-1】 教員心得
- 【資料 1-3-2】 広報紙「燦（きらり）」
- 【資料 1-3-3】 作新学院大学運営会議規程
- 【資料 1-3-4】 作新学院大学全学教授会規程
- 【資料 1-3-5】 作新学院大学 2016 CAMPUS GUIDE 【資料 F-2】 に同じ
- 【資料 1-3-6】 作新学院大学 Web ページ <http://www.sakushin-u.ac.jp>
- 【資料 1-3-7】 各履修要項 【資料 F-5】 に同じ
- 【資料 1-3-8】 CAMPUS LIFE 2015 【資料 F-5】 に同じ
- 【資料 1-3-9】 広報紙「燦」 【資料 1-3-2】 に同じ
- 【資料 1-3-10】 船田教育会作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部中長期目標
【資料 1-1-3】 に同じ
- 【資料 1-3-11】 作新学院大学中長期計画 【資料 1-1-4】 に同じ

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域の大学として、本学の使命・目的や教育目的に対する学内外での理解と支持を深めながら、入学生の確保を図るとともに卒業後の進路の確保を図り、社会から期待される人材の養成に注力していく。平成 26(2014)年度新設のスポーツマネジメント学科の広報を万全に行い、有効性を検証・評価される教育実践を進める。平成 26(2014)年度策定の中長期的計画を実践するために、学内の各組織が効率的に連携しスピードある意思決定ができるよう適宜点検し見直していく。

【基準 1 の自己評価】

建学の精神、それから導かれる大学の目的、各学部の教育目的は明確に定められ、簡潔に文章化されている。また、これらは学則等に定められ、3 つの方針に反映されており、学内外にも周知されている。学内の組織は、目的を達成するために必要な教育研究組織が整備され、適切に機能している。なお、本学の学びの良さを高校生・社会にアピールして学生確保を図ること、及び中長期計画に基づく大学改革を継続的に推進していく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受け入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

ディプロマポリシーに基づく人的資源の育成を目指して本学のカリキュラムポリシーを提示し、アドミッションポリシーを策定し、大学 Web ページ・パンフレット・募集要項に記載し、公表している。学部の入試方法として、AO 入試（吹奏楽 AO 入試を含む）・推薦入試・一般試験入試（センター試験利用を含む）を行い、受験生の適正に合わせた幅広い受け入れ方法をとっている。また、推薦入試においては、指定校推薦・一般推薦（専願/併願）・スポーツ推薦の区分を設け、強化部への受け入れも促進している。平成 25(2013)年度から、高校生の資格取得の成果や高校における課外活動の成果を入試の評価に活用するなど、18 歳人口が漸減する下で、実業系高校に広報活動を拡大し、高校生の目線に立った学生の受け入れに注力することとした。また、入試広報委員会のもとで入学者の受け入れの方針を明確に定め、入試広報課の職員と各学部代表者が協力し高校訪問、進学説明会において本学の入試広報に努めてきた。受験者受け入れの方針の明確化と周知については達成できていると考えており、受け入れ方法についても、可能な限り多様な門戸を開いている。

【資料 2-1-1】作新学院大学 2016 CAMPUS GUIDE 【資料 F-2】に同じ

【資料 2-1-2】2015 学生募集要項（学部） 【資料 F-4】に同じ

【資料 2-1-3】2015 学生募集要項（特別選抜） 【資料 F-4】に同じ

【資料 2-1-4】2015 学生募集要項（大学院経営学研究科・心理学研究科）

【資料 F-4】に同じ

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

【事実の説明】

平成 26(2014)年度より商業系高等学校からの生徒に対して、高等学校の学習成果である資格取得による奨学生制度と、小学校教員及び特別支援学校教員を目指す生徒に対する人間文化学部発達教育専攻特待奨学生制度を導入し優秀な学生の確保を図った。

更に、「スポーツ特待制度」や人数制限をしない「学業奨学生制度」などを設け、経済的理由で進学が困難な学生を受け入れている。また、大学院においては、年 2 回の入学試験の他、経営学研究科ビジネススクール(SBS)では、企業推薦枠を設ける他、4 学期制のメリットを考慮した入試を随時行ない、社会人のニーズに合わせた受け入れ態勢をとっている。

また、北京に中国現地入試の事務所を置き、小論文とインターネットを利用した面接による入学試験を実施して、学部・大学院の学生を受け入れている。

広報活動は、各種説明会の他、オープンキャンパスやワンデーキャンパスを実施し、本学における学びを広くアピールしている。また、平成 26(2014)年 10 月より地域協働広報センターを開設し、地域との協働を旨とする大学広報の部署を独立した。なお、学生募集にかかる広報活動は入試課が集中的に行うこととした。

【資料 2-1-5】 学業奨学生制度パンフレット

【資料 2-1-6】 資格取得による学業奨学生制度のご案内

【資料 2-1-7】 作新学院大学大学院ビジネススクールリーフレット

【資料 2-1-8】 中国現地入試入学試験案内（4 月・10 月）

【資料 2-1-9】 学生確保作戦会議資料（平成 24 年度）

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

【事実の説明】

本学の学生充足率は、この 3 年間で 60%～85%代と向上している。平成 24（2012）年度には学長のもとに、「学生確保作戦会議」を設置し、それまでの学生充足率の低迷から脱するために、学部の組織改革として経営学部にはスポーツマネジメント学科を設置し、さらに経営学部の入学定員を 50 人削減することとした。人間文化学部においては小学校教員免許状と特別支援学校教諭免許状の同時取得をアピールし、併せて入試の簡素化・効率化を実施した。その結果、平成 26(2014)年度開設の経営学部スポーツマネジメント学科は、定員を上回る学生を受け入れることとなった。2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催と 2022 地元栃木国体の開催決定を受けて、期待通り高校生の強い志向・関心を受けた。一方、平成 27(2015)年度の経営学部経営学科・人間文化学部人間文化学科においては、充足率 67.5%、68.3%と低迷しており、入学定員を満たしていない。表 2-1-1 に過去 5 年間の入学生数の推移を示す。（各学科、大学全体の入学定員は平成 26(2014)年度の数である。）

表 2-1-1 過去 5 年間の入学生数の推移

学部	学科 (入学定員)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経営学部	経営学科 (120)	152	126	106	89	81
	スポーツマネジメント学科 (60)	—	—	—	71	94
人間文化学部	人間文化学科 (120)	75	84	81	82	82
大学合計	(300)	227	210	187	242	257

なお、経営学研究所・心理学研究所は定員をほぼ満たしている。心理学研究所では

内部進学者と他大学からの受験者等がバランスよく入学しているが、経営学研究科アカデミックコースでは留学生のみとなっている。心理学研究科は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定第一種指定校であることに加え、特別支援教育を含む学校教育現場でのニーズに対応していることが評価されている。経営学研究科アカデミックコースの在籍者が留学生のみとなっているのは、留学生は高学歴を望むことが多い一方で、日本人学生は就職を優先する傾向によるものと判断する。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

学科間の入学者充足率の大きな分散を解消するために、志願者の多寡に応じて学生定員の見直しを実施し、入学定員に沿った適切な学生受入数の維持を図る。また、高校生が理解しやすい専攻・コース名称を工夫する。入学試験については、文部科学省答申に基づくセンター試験廃止及び入学試験方式の変更を睨み、本学独自の入試のあり方を探ってゆく。

奨学生制度については、限られた原資の有効活用と受験生のニーズのベストマッチングを探り、より魅力ある奨学生制度の構築を図る。特に、高校訪問により受験現場のニーズを把握し、奨学生制度のサプライヤー指向からの脱却を目指す。

経営学研究科アカデミックコースは、内部進学者の促進を図り、日本人学生の入学者を回復するよう活動中である。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

教育課程編成方針は、学則第1条第1項に定められた「建学の精神」および第2項に定められた各学部学科の「教育研究上の目的」に則って、教育企画会議において検討し、大学運営会議の審議を経て、教授会で承認されている。また、教育課程編成方針は「作新学院大学（全学共通）カリキュラムポリシー」「学部・学科別カリキュラムポリシー」「研究科別カリキュラムポリシー」として明文化され、履修要項にて学生・教職員に配布・周知されるとともに、大学 Web ページにて公開されている。さらに、教育課程編成方針に基づいて、大学教育センター、各学部教務委員会が具体的な教育課程を編成し、学部教授会、教育企画会議、大学運営会議の審議を経て確定している。

【資料 2-2-1】 作新学院大学学則 【資料 F-3】 に同じ

【資料 2-2-2】 作新学院大学教育企画会議規程

【資料 2-2-3】 履修要項（各学部、入学年度別）【資料 F-5】 に同じ

【資料 2-2-4】 大学 Web ページ (http://www.sakushin-u.ac.jp/about/c_policy.php)

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

1) 学部教育課程の概要

「作新学院大学（全学共通）カリキュラムポリシー」に基づいて、平成 22(2010)年度より各学部を横断する全学的な共通カリキュラムとして「共通教育科目」が導入され、経営学部と人間文化学部の両学部ともに「共通教育科目」と「専門教育科目」で構成される教育課程となった。「共通教育科目」は、初期導入教育科目、リテラシー教育科目、教養教育科目群で編成されており、両学部とも必修を含めた 40 単位以上の修得を卒業要件としている。

「専門教育科目」は、「学部・学科別カリキュラムポリシー」を達成するための専門的な知識と実践力を身につける科目群で編成されており、平成 26(2014)年度より経営学部、人間文化学部ともに必修を含めた 84 単位以上の修得を卒業要件とした。(表 2-2-1)

表 2-2-1 卒業要件単位数

	共通教育科目	専門教育科目	合計
経営学部	必修を含む 40 単位以上	必修を含む 84 単位以上	124 単位以上
人間文化学部	必修を含む 40 単位以上	必修を含む 84 単位以上	124 単位以上

< 共通教育科目（学部） >

「共通教育科目」は「初期導入教育科目」、「リテラシー教育科目」、「教養教育科目」の 3 つの系統に分かれている。

「初期導入教育科目」は、1 年次必修科目の「基礎ゼミナール」である。「基礎ゼミナール」の担当教員は、この科目を履修した学生の担任教員となり、「基礎ゼミナール」の授業を通じて、大学での学びを進めるうえで必要とされる「読む」「書く」「聞く」「話す」の能力をバランスよく養うとともに、主体的に問題を設定し、それを解決するためのスキルを身に付ける。

「リテラシー教育科目」は、「英語コミュニケーション」、「日本語表現」、「情報リテラシー」、「スポーツと健康」、「キャリアデザイン」で構成されている。これらは今後、経営学部あるいは人間文化学部の「専門教育科目」を学修するうえで共通に必要な基礎能力を学ぶ科目であることから、主に 1 年次の必修科目として配置されている。また、1～3 年次にわたって、必修科目として「キャリアデザイン 1、2」と「インターンシップ A」を、選択科目として「インターンシップ B」を配置することで、学生に大学卒業後の進路選択を意識させて、早期のキャリア教育の実現を図っている。

「教養教育科目」は、「教養系」「言語系」「自主科目」「海外研修」で構成されている。ここに設置されている科目群の中から各自の主体性に従って選択して学ぶことにより、人文科学、社会科学、自然科学など各分野にわたる幅広い教養を身につけ、専門教育での学修において創造的な思考力や総合的な判断力を発揮するための基盤能力を養う。(表 2-2-2)

表 2-2-2 共通教育科目の区分

科目	区分		単位数
共通教育科目	初期導入教育科目		必修を含め 40 単位以上
	リテラシー教育科目	英語コミュニケーション	
		日本語コミュニケーション※	
		日本語表現	
		情報リテラシー	
		スポーツと健康	
		キャリアデザイン	
	教養教育科目	教養系	
		言語系	
		自主科目	
		海外研修	

※日本語コミュニケーションは留学生対象科目

< 経営学部専門教育科目（学部） >

経営学部では、鋭敏な問題意識をもち、問題解決のための見識・力量を備えた人間性豊かな人材を育成するために、前述の「共通教育科目」と経営学部固有の科目として開講される「専門教育科目」を配置し、これらをバランスよく学修することで、上述の目的を達成することを可能としている。また、系統的な履修を促すために、1 年次には「共通教育科目」と経営学部に通ずる基礎的な「専門教育科目」を設置し、2 年次以上に設置された「専門教育科目」を履修するためには、「共通教育科目」での一定数以上の単位修得を条件としている。

「専門教育科目」は、「学部共通科目」、「学科共通科目」、「分野別科目」（経営学科のみ）に大別されている。経営学科のみ、「ビジネスマネジメント」、「会計情報マネジメント」、「コミュニティマネジメント」の3分野（コース）が配置され、各分野に共通した「学科共通科目」と分野ごとにより専門的な内容の科目を配置した「分野別科目」がある。

「学部共通科目」は、経営学科、スポーツマネジメント学科を問わずに、経営学の基本であるマネジメント能力を身に付けるために必要不可欠とされる科目、および「専門教育科目」の中でも基礎科目に位置付けられる科目から構成されていて、必修科目 18 単位を含む 40 単位以上の修得が必要となる。

経営学科の「学科共通科目」は、3 つの分野（コース）のいずれに所属する学生にとっても学んでおくことが有益と考えられる科目群から構成されている。「学科共通科目」に加えて、より専門性を高めた「分野別科目」を配置している。「分野別科目」の中には必修のゼミナールである「研究ゼミナール 1～6」も含まれる。「学科共通科目」と「分野別科目」から、必修科目 12 単位を含む 44 単位以上の修得が必要となる。

スポーツマネジメント学科の「分野別科目」は、スポーツマネジメントに関連する専門科目「スポーツマネジメント科目」と「研究ゼミナール 1～6」から構成されており、必修科目 18 単位を含む 44 単位以上の単位修得が必要とされる。（表 2-2-3）（表 2-2-4）

表 2-2-3 経営学部経営学科専門教育科目の区分

科目	区分		単位数
専門教育科目	学部共通科目		必修を含め 84 単位以上
	学科共通科目		
	分野別科目	ビジネスマネジメント分野	
		会計・情報マネジメント分野	
		コミュニティマネジメント分野	
研究ゼミナール			

表 2-2-4 経営学部スポーツマネジメント学科専門教育科目の区分

科目	区分		単位数
専門教育科目	学部共通科目		必修を含め 84 単位以上
	分野別科目	スポーツマネジメント科目	
		研究ゼミナール	

<人間文化学部専門教育科目（学部）>

人間文化学部人間文化学科は、平成 24(2012)年度より「人間文化専攻」と「発達教育専攻」の 2 専攻制に教育課程を改編した。「発達教育専攻」は、小学校教員養成に特化した専攻であり小学校教諭一種免許状が取得可能である。また、同専攻では特別支援学校教諭一種免許状の取得も可能であり、両方の免許を取得することにより、初等教育段階における特別に支援の必要な子どもに対応できる教員養成を目指していく。人間文化学部人間文化学科の教育研究上の目的は、地域社会に存在する複合的な諸問題を実践的かつ創造的に解決し、より良い人間関係や社会的関係を構築することに貢献できる人材を育成することにある。その意味で、今回の「発達教育専攻」により、これまでの心理学、社会学、言語学に加えて、新たに人間と教育（特に初等教育）とのかかわり（教育学）の視点が本格的に加えられ、人間に関する研究教育の領域が広がった。

人間文化学部の「専門教育科目」は、各専門分野の知識を身につける「言語文化系科目群」、「社会学系科目群」、「心理学系科目群」、「発達教育科目群」（発達教育専攻のみ）と、専門知識を総合的に学習するための実践的訓練の場としての「専門演習」、「キャップストーン・コース」、「卒業指導演習」、「卒業論文」の科目で構成されている。学生は 1 年次後期に実施される専攻配属の希望調査を受けて、2 年次前期より「人間文化専攻」または「発達教育専攻」のいずれかに配属され、より専門的な学習を進めていく。

表 2-2-5 人間文化学部専門教育科目の区分

科目	区分	単位数
専門教育科目	言語文化系科目群	必修を含め 84 単位以上
	社会学系科目群	
	心理学系科目群	
	発達教育科目群（発達教育専攻のみ）	
	専門演習 キャップストーン・コース 卒論指導演習 卒業論文	

< 教員養成課程科目（学部） >

本学では、従来から経営学部と人間文化学部で中学校と高等学校の教員養成教育に取り組んできた。さらに平成 24(2012)年度より、人間文化学部発達教育専攻を設置して小学校教員養成教育にも注力する方針を受けて、平成 23(2011)年度に全学的組織として「教員養成カリキュラム委員会」と「教職実践センター」を設置し、教員養成教育課程の質的向上と実践研究の充実を図った。

「教員養成カリキュラム委員会」は、主に教員養成教育課程の編成やカリキュラムの運営・改善、教職実践センターの運営方針を審議・立案し、「教職実践センター」は、教員養成における実践的指導や教育実習の支援、地域の学校等へのボランティア活動支援、現職教員の研修受け入れ、県教育委員会等との連携事業等の日常的業務を担っている。

教員養成課程のカリキュラムは、「教職に関する科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた科目」が「教員養成カリキュラム委員会」の方針のもとに運営され、この上に各学部設置された教員免許に則した「教科に関する科目」と連携しながら運用されている。

各学部に設置されている教員免許は次の通り。

・経営学部

経営学科：高等学校教諭一種免許状 商業

・人間文化学部

人間文化学科人間文化専攻：中学校教諭一種免許状 国語

人間文化学科人間文化専攻：高等学校教諭一種免許状 国語

人間文化学科人間文化専攻：中学校教諭一種免許状 英語

人間文化学科人間文化専攻：高等学校教諭一種免許状 英語

人間文化学科発達教育専攻：小学校教諭一種免許状

人間文化学科発達教育専攻：特別支援学校教諭一種免許状

(知的障害者に関する教育領域)

「専門教育科目」の中 3 つ（発達教育専攻は 4 つ）の科目群については、学生は最終的に 1 つの科目群を中心に据えてその専門知識を深め、卒業論文・卒業研究に進むことができる。ただし、その場合でも他の科目群から必ず一定の単位を修得することを義務づけている。そうすることによって各分野の専門知識を総合的に理解し、個別の学問の枠を超えて学際的な知識を習得できると考えるからである。なお、前述のとおり「発達教育専攻」

は小学校教員養成に特化した専攻であるため、その専門科目は教員免許関連科目となる。したがって「人間文化専攻」に属する学生が「発達教育科目群」を履修した場合には、卒業要件の単位にはならない。

2) 大学院の教育課程

本学大学院は、経営学研究科と心理学研究科が設置されている。

経営学研究科では、前期課程では 30 単位、後期課程では 12 単位が修得単位として設定されている。前期課程のアカデミックコースの授業科目は「基礎科目」「専攻科目」「関連科目」に分かれており、履修の際の目安になるように工夫されている。

ビジネススクールでは、経営者に絶対に必要と思われる科目 14 科目を厳選し必修科目とし、その他を選択必修としてある。多忙な実務家達は、多数の選択科目の中から何を選ぶかを悩むことなく、「必ず必要となる」科目に専念出来、努力次第では、1 年間で MBA 学位取得に必要な 15 科目 30 単位をすべて履修可能である。事実第一期生の殆どは 1 年間の在学で修了した。また、1 年間で 4 学期にし、総ての科目は総て各学期の 8 週間で完了する。各科目を短期間に集中して学べるため、学習効果が高まること、及び、実務家にとっては仮に長期出張があっても学期 1 つを休学すれば良く、その場合には原則として修了を 1 か月遅らせるだけでよい。またビジネススクールでは「企業倫理」を必修科目としているが、他の科目のなかでも経営者の意思決定は「倫理観」に基づくものであることを強調することを徹底させている。また、倫理観を盤石なものとする為に、監督なしの試験を実施している。また、授業は総て公開で、既に派遣企業の役員、授業内容を参観したい受験予定者、そして本学の教職員が頻繁に参加しており、これはビジネススクールの教員及び履修生に緊張感を与え、授業の内容向上に役立っている。

以上の記述の中で明らかな様に、ビジネススクールでの教育は我々の目指すべき一つの姿であり、既に制度化した授業公開制度の利用により、教員同士がお互いの教授方法を教え合い、高め合う運動を更に推進したい。

心理学研究科のカリキュラムは幅広い専門性を身に付けるためにコア科目として 8 科目、22 単位の必修科目と選択必修科目群の A 群～E 群のそれぞれから 2 単位以上計 10 単位以上を履修し、必修・選択科目を併せて、合計 32 単位以上を修得しなければならない。これらの科目履修は、学生の研究計画と指導教員の指導により決定する。

3) 教授方法の工夫・開発

<学部>

各学部とも、演習によって自主的な学究姿勢を身につけさせること、共通教育科目の「インターンシップ A、B」や経営学部の「フィールドワーク A、B」、人間文化学部の「キャップストーン・コース」の取り組みなどに代表される実践的科目によって地域社会の問題に関する具体的な知識を身につけさせることを重視している。

また、専門教育科目の分野（コース）設定によって、専門知識の系統的な履修を促すと同時に、個々の学生が必要とする学びができるように選択科目や関連科目のカリキュラムを柔軟に編成することにも注意を払っている。なお、経営学科では、系統的な履修を促すために、分野（コース）科目において一定の単位修得条件を充たせば主専攻の修了認定を

行い、さらに学習スケジュールに余裕があれば、他分野（コース）の科目も積極的に履修することによって、副専攻の修了認定も行っている。

各学部には各種の資格取得のための課程やコースも設置されており、大学教育センターとキャリア・就職支援課が実施している「資格取得支援講座」とも連携して、これら資格取得のための勉学がその学部の教育効果をより高めることになるように工夫している。

<大学院>

経営学研究科では、前期課程では 30 単位、後期課程では 12 単位が修得単位として設定されている。前期課程のアカデミックコースの授業科目は「基礎科目」「専攻科目」「関連科目」に分かれており、履修の際の目安になるように工夫されている。ビジネススクールの教育方法は、平成 24(2012)年の開講時より、世界トップビジネススクールの MBA 及び Ph.D を持つ教員達を中心となり設計・実施する世界標準の教育を実施している。即ち、履修生は授業当日までに授業時間の少なくとも数倍の時間を費やし、予め与えられたシラバスに含まれるケースを熟読し、実際に起こった問題に関する設問に沿って分析し、自らの意思決定をした上で授業に臨む。授業開始と同時に教師のリードにより、討論が開始される。授業は通常の授業の 2 セッション分に相当する 3 時間続けて行われるため、討論に参加し続けるためには、緻密な分析と説得力のある意見を準備してくる必要がある。幸い、履修生全員が期待に応じて毎回修了時間を大幅にオーバーし討論が続く。

このケースメソッド方式は履修生全員から非常に高い評価を得ており、卒業後も授業に参加する者が後を絶たない（卒業生は何時でも事前連絡一つで授業に参加できる）。この方式を可及的速やかに全学に浸透させたい。

博士後期課程では、全員が留学生、或は現役の実務家であるため、彼等の特殊環境に応じ、既定のカリキュラムに加え、次の様な補足の指導を行い、質の向上を目指している。

- ① 留学生：学生全員の希望に応じ、夏期・春期休業期間中も平常通りの日程で関係分野の教員が授業を続け、学生の力が不足していると思われる分野の補強を行っている。
- ② 実務家：学生が感じている補強必要分野の科目及び論文の指導は夏期・春期休業期間中も学生と指導教員が日程・場所を調整の上授業を続けている。

心理学研究科では、32 単位中、必修科目 8 科目 22 単位と選択必修科目が設定されている。選択必修科目は A 群から E 群に分かれ、それぞれの群から 1 科目 2 単位以上を選択させることによって、幅広く心理臨床の知識を習得させるように工夫されている。

【資料 2-2-5】

4) 教授方法改善のための組織体制

本学には「教職員が学生に対して行う教授・指導・助言などの教育的活動の技術向上を目的として ESD(Educational Staff Development)委員会が設置されている。【資料 2-2-6】 ESD 委員会は ESD 研修会やシンポジウム及び講演会の開催、学生による授業評価アンケートの実施、活動報告書の編集・発行といった啓発活動を行っている。【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】 ESD 委員会は学生による授業評価アンケートを、学期の最後の 2 週間に実施し、評価結果は教員にフィードバックされるとともに原則として学内に公開される。

5) 単位制度実質化への工夫

履修登録単位数の上限については、半期 25 単位に設定し、厳正に指導している。【資料

2-2-9】授業科目の体系的な履修や予習・復習など主体的な学修を促すために、各科目担当者にシラバス作成にあたっての留意事項を示して、各教員によるシラバス自己点検や大学教育センターと各学部教務委員会によるシラバスチェックなど、組織的に取り組んでいる。授業運営においては、履修学生が予習を行い、また事後の復習を行うように注力するとともに、授業では学生と教員、学生同士の対話・コミュニケーションを積極的に行うこととしている。【資料 2-2-10】

【資料 2-2-5】 作新学院大学大学院学則 【資料 F-3】 に同じ

【資料 2-2-6】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 ESD 委員会規程

【資料 2-2-7】 FD・SD 活動報告書 2014

【資料 2-2-8】 授業評価アンケートおよび同集計結果

【資料 2-2-9】 経営学部履修規程、人間文化学部履修規程

【資料 2-2-10】 シラバス作成にあたっての留意事項、Web シラバス操作手順書

【資料 2-2-11】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教職実践センター規程

【資料 2-2-12】 作新学院大学教員養成カリキュラム委員会規程

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

1) 就業力育成の強化

実践的なキャリア教育を展開すべく、平成 26(2014)年度入学生から「共通教育科目」を見直し、「キャリアデザイン科目」に「インターンシップ」を追加し、就業力育成教育を強化した。平成 27(2015)年度は、2 年次必修「インターンシップ A」の開講初年度であり、効果的な教育に努めるとともにカリキュラム運営上の課題を精査し、翌年度以降の更なる充実に努める。また、3 年次開講「インターンシップ B」の実施体制の整備を行う。

2) 科目体系の明確化と成績評価基準の整備

専門教育の教育課程を再構成して科目体系の明確化に取り組むとともに、成績評価に関する評価項目と評価基準の整備（ルーブリックの整備）については、基幹科目をモデルとして作成し周辺科目へ広げていく改革に取り組む。

3) 授業改善の取り組み

アクティブラーニングの前提となるシラバス作成のガイドラインを示し、各教員の自己点検を促すとともに、アクティブラーニングを実現しやすいサイズのクラス編成と ESD 研修会等を通じた授業改善のための研修活動に取り組む。

4) 単位制度実質化の取組みと成績優秀者に対する配慮

単位制に関する全学的な認識の共有化を図るため、単位制の趣旨についての手引き（履修登録単位数上限の意味と予習復習など）を改善するとともに、成績優秀者に対する履修登録単位数上限の緩和（大学設置基準第二十七条の二の 2 への対応）を含む上限設定の見直しを検討する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及

び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA（Teaching Assistant）等の活用による学習支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

1) 学修支援及び授業支援の状況

学修支援及び授業支援に関しては、学部・学科を基本組織として、運営会議や大学教育センター、学生部委員会等で全学的な調整を図りながら、具体的対策を取っている。本学の学生への学修支援体制は図 2-3-1 で示しているように多角的に行われている。その根幹は少人数制の学生担任制であり、学生担任制を補完する各種組織（キャンパスライフ支援室、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会、図書館、情報センター等）が存在する。それ以外にも学生生活アンケートおよび授業評価アンケートを実施し、改善・向上方策で検討している。

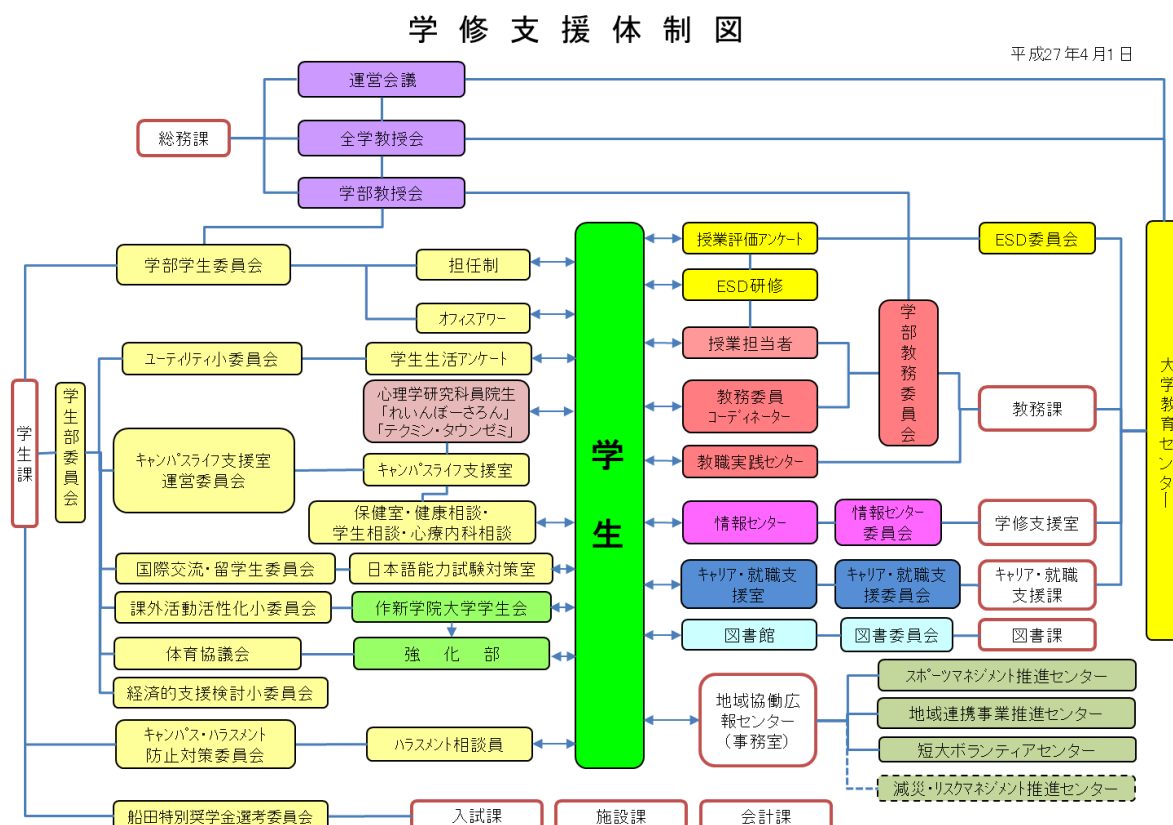


図 2-3-1 学修支援体制図

新入生に対しては、履修指導に先立って、教務課職員による単位制や科目履修、卒業要件など大学の制度についての説明及び各学部教務委員の教員によるカリキュラム構成の説明を行っている。また、学生生活全般についてまとめた冊子「CAMPUS LIFE」を配布し、学生課職員および各学部学生委員による学生生活に関する支援・指導、図書課職員による図書館の利用、学修支援室職員による情報センターおよび学内ネットワーク利用に関する説明を実施し、円滑に大学の学習環境に入れるよう指導している。さらに、大学生活のスタートを円滑にし、学部の学生同士、教員との親睦を深めるため、1泊2日の日程で学外オリエンテーションを各学部で実施している。

各学期（前期・後期）の始めには、各学部・学年別でオリエンテーションを実施し、履修指導やコースの特色等を説明している。このオリエンテーションの資料作成及び実施運営には、教員と職員が全面的に協働して関わるとともに、資料作成から履修登録に関する質問などにも教務課職員が積極的に対応している。

履修指導については、オリエンテーションの中で、各学部・各学年別に教務課職員による履修登録上の留意点、教務委員の教員によるカリキュラム上の観点から科目選択上の留意点について、全体説明および個別相談を行っている。履修登録に際しては、従来から行ってきた教員による履修指導に加えて、平成19(2007)年度より導入したWeb履修登録システムによって、履修登録・履修者名簿作成の迅速化、学生の利便性の向上、履修登録ミスの減少に繋げている。

成績不良者には、年度末から新年度にかけて本人（場合によっては保護者同伴）を呼び出し、教務委員の教員が個別指導を実施し、脱落防止に努めている。また、毎年秋には、後援会と連携して保護者と教員の懇談会を実施し、前期成績の結果を踏まえた教育相談、キャリア・就職支援課職員による就職相談の個別面談を行い、保護者との連携を密にして学修支援体制の強化を図っている。

障害を持つ学生への支援としては、キャンパスライフ支援室において、障害の状況に合わせた学修支援方法を検討し、個別に対応している。例えば、聴覚障害のある学生にはノートテイクボランティア学生の斡旋を行い授業のサポートをしている。また聴覚障害の学生が入学したことに伴い、学生からの要望に迅速に対応できるようノートテイクボランティア学生の育成等準備を進めている。

学習環境として情報センターでは、空き時間に自由に使用できるインターネットおよびオフィス関連の主要ソフトの利用が可能なパソコン（以下、「PC」という。）を101台（講習室を含め）設置し、PCを利用した学習環境を整備している。また、情報センターにはSA(Student Assistant)を常駐させ、利活用について学生の質問、疑問に対応している。

キャンパス全体では、学生会館、図書館、教育棟、中央研究棟の主要箇所に無線LANアクセスポイントを設置したことにより、キャンパス内ほぼ全域でインターネット及び学内ネットワークの利用が可能となるモバイルでの学習環境を整備している。

【資料 2-3-1】 CAMPUS LIFE 2015 【資料 F-5】 に同じ

【資料 2-3-2】 オリエンテーション関連資料

【資料 2-3-3】 学外オリエンテーション資料

【資料 2-3-4】 履修登録関連資料

【資料 2-3-5】 教員と保護者との懇談会資料

【資料 2-3-6】 情報センターSA 現況

2) オフィスアワー

全専任教員がオフィスアワーの時間を設定し、研究室において教員と学生の交流と学生のような相談に応じる時間を確保している。オフィスアワー以外でも積極的に相談に応じ、研究室に限らず中央研究棟2階のアトリウムに教員と交流できるスペースを設け活用している。オフィスアワーの時間割等については学内掲示板や大学Webページに掲載し周知している。またオフィスアワーの活性化を目的に利用状況及び認知度の実態調査を行い、学生が主体的に支援体制を理解し、自ら選択して有効に活用できるように進めている。

その他、修学支援の一環として大学院生によるコミュニケーションが苦手な学生を支援するための「れいんぼーさろん」があり、平成26(2014)年度からは、特に集団場面を利用した「テクミン・タウンゼミ」を実施し、平成27(2015)年度はその活動を「れいんぼーさろん」に統合し活動するなど、履修指導や授業支援などを実施している。また、ゼミ担当教員を中心に学生担任制度を設け、日常生活や大学生活の悩み、学習相談に対応できる体制を取っている。

【資料 2-3-7】 オフィスアワー時間割表

3) TA(Teaching Assistant)等の活用

大学院生が担当する TA 及び RA の制度化に向けて新しく規程を設けているが、現時点においてまだ採用実績はない。しかしながら、情報センターにおいて学生および院生による SA(Student Assistant)が開設当初からセンター利用学生の便を図るために活用されている。情報センターにおける SA の役割は、内規に基づき情報センターの管理補助及びパソコン自習学生のトラブル対応、学内情報関連機器の管理補助等とされている。希望学生を勤務可能な交代制で採用しており、平成 26(2014)年度には 14 人（経営 4、人間文化 6、女子短期大学部 4）を採用している。

また TA 及び RA の制度としての運用ではないが、心理学研究科院生の協力のもとコミュニケーションが苦手な学生のための支援として「れいんぼーさろん」及び集団場面を利用した「テクミン・タウンゼミ」を実施した。

【資料 2-3-8】 作新学院大学ティーチング・アシスタント等に関する規程

4) 留年者・休学者・退学者への対応

平成 26(2014)年度から法人と事務局が中心となり、新たに毎月の「休退学者等の状況」一覧表を作成し、毎月の運営会議と全学教授会で発表するなど休退学者を減らす努力をしている。【資料 2-3-9】平成 26(2014)年度休退学者等の状況では、平成 25(2013)年度のデータとともに大学全体、学部別の退学・除籍者、休学・復学者のデータが示されている。平成 26(2014)年度の状況をみると、5月の在籍者が 1,220 人に対し、平成 27(2015)年 3 月までの退学・除籍者が合計 40 人（退学者 36 人、除籍者 4 人）であり、退学・除籍率は 3.3%であった。平成 25(2013)年度は 5 月の在籍者 1,200 人に対して退学・除籍者が 72 人（退学者 43 人、除籍者 29 人）であり、退学・除籍率は 6.0%であったことから、この 1 年間で大きく改善している。また、平成 26(2014)年度の休学者は 22 人で全体の 1.8%であり、平成 25(2013)年度の休学者は 30 人で全体の 2.5%であったことから、この点につ

いても改善している。

学部別にみると、平成 26(2014)年度の経営学部が退学・除籍率 2.6%、休学率 1.1%であり、人間文化学部が退学・除籍率 5.1%、休学率 3.8%である。両学部共に平成 25(2013)年度と比較して改善している。

過去 5 年間の学部別の留年者数の推移は、表 2-3-1 の通りである。平成 22(2010)年度以来、定員減などを考慮しても、大学全体としては漸減傾向にある。しかし、各学部学生には担任教員を置き、修学指導と生活指導に注力しているものの、成績不振（単位修得不足）で留年する者がまだ一定数存在しており、引き続き指導の強化を図っている。

表 2-3-1 学部別の留年者数【平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度、過去 5 年間】

学部	H22	H23	H24	H25	H26	計
経営学部	23	28	18	16	13	98
人間文化学部	19	11	12	17	7	66
計	42	39	30	33	20	164

(注) 月例報告書 5 月 1 日付の資料からカウント

表 2-3-2 は、平成 26(2014)年度から毎月発表している「休退学者等の状況」一覧表のデータとは別に調査した過去 5 年間の休学理由別休学者数を示したものである。大学全体としては横ばいである。休学の理由としては、一身上の理由（進路変更）、経済的理由、心身耗弱などが挙げられる。心身に問題を抱える学生に対しては、入学前、若しくは入学直後など教授会ができるだけ早い時期に把握して、学部及びキャンパスライフ支援室と連携し対応を講じている。休学者に関しては、担任教員を中心に保護者と連絡を取りつつ、休学の理由や防止策について必要に応じて三者面談を行うなど、復学に向けてサポートを行っている。

表 2-3-2 休学理由別休学者数（経営学部と人間文化学部、5 年間）

休学の理由	H22	H23	H24	H25	H26	計
一身上の理由（進路変更）	12	13(14)	10	15	9	59(60)
修学意欲の低下・学力不足	0	0	0	0	0	0
家庭の事情	4	5	3	1	2	15
経済的理由	4(7)	5(6)	3(4)	7	8	27(32)
身体疾患	3	1	1	3	5	13
心身耗弱	5	4(5)	3(4)	3	5	20(22)
海外留学	0	0	0	0	1	1
その他	3	6	2	3	0	14
計	31(34)	34(37)	22(24)	32	30	149(157)

(注) 1. () 内の数字は休学の理由について複数回答を含む。

(注) 2. 前期・後期のいずれを休学しているものは、人数 1 人としてカウント。

表 2-3-3 は、退学理由別中途退学者数である。平成 24(2012)年と平成 25(2013)年に増加を見せていたが、平成 26(2014)年度は減少している。理由としては、進路変更（他の教育機関・就職・その他）、経済的理由などが多くを占めている。

表 2-3-3 退学理由別中途退学者数（経営学部と人間文化学部、5年間）

退学の理由	H22	H23	H24	H25	H26	計
修学意欲の低下	1	5	1	3	4	14
進路変更（他の教育機関）	4	6	2	2	7	21
進路変更（就職）	17	8	12(14)	14	11	62
経済的理由	9	14	8(9)	8	6(7)	45
学力不足	0	0	0	0	0	0
身体疾患	2	0	1	0	2	5
心身耗弱	0	0	0	0	0	0
海外留学	0	0	0	0	0	0
その他（除籍など）	6	6	30(31)	20	6	68
計	39	39	54(58)	47	36(37)	215

(注) () 内の数字は退学の理由について複数回答を含む。

中途退学者を減少させるために、まず担任制度を活用している。経営学部では基礎ゼミと研究ゼミの担当教員、人間文化学部では基礎演習と専門演習の担当教員が担任教員として、学習面と学生生活面のサポートをしている。3 回連続欠席者には必ず連絡を取り、欠席理由、状況等を把握して適切に対処し、本人に連絡が取れない場合は保護者・保証人に連絡することとなっている。履修・出席状況に懸念を覚える学生がいた場合は、毎月の教授会で学生の状況報告を行うなど教職員が学生情報を共有し、必要に応じて適切な対処法を検討している。

学生にはガイダンスなどを通じて、各自の担任教員を周知徹底させるとともに担任教員には学期毎の成績表と履修登録表を配布し、成績不良者には適切な指導を行っている。事故・トラブルなどが起きた場合は学生担任だけではなく学生委員会などが一緒に対応している。

また、学期ごとの成績発表時には、当該学期の取得単位と GPA が一定水準以下の学生に対して学部教務委員の教員が面談を行う。修学意欲が低下している学生と怠学傾向のある学生を早めにケアし、卒業に向けた単位修得の計画的な学修指導を行っている。学生部委員会でも奨学金を受給している学生の中で、成績が一定水準以下の学生について個別面談を行い、学修状況と学生生活、アルバイト状況と経済事情などを把握し、適切な指導を行うことで奨学生の資格喪失や中途退学にならないようにしている。学生の心身の健康問題に起因する休学者・中途退学者を減らすためには、キャンパスライフ支援室を中心に、医師 3 人と心理カウンセラー 2 人が健康相談、メンタル（心療内科）相談、学生生活全般の相談に対応する学生相談を行っている。障害学生支援ではコーディネーターが身体障害の他精神疾患や発達障害など障害を有する学生に対し支援している。また、心理学研究科

院生の協力を得て学生の居場所空間として図 2-7-1 に示す「れいんぼーさろん」を設け学生の支援にあたっている。

【資料 2-3-9】平成 26 年度 休退学者等の状況

【資料 2-3-10】作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部学生担任に関する規程

【資料 2-3-11】人間文化学部担任指針、経営学部「学生担任」業務内容の手引き

【資料 2-3-12】教務委員会、学生部委員会の学生面談関連資料

【資料 2-3-13】コミュニケーションが不得手な学生への支援に関する提案書

5) 留学生に対する学修支援

留学生に対する日本語等学修支援については、日本語を集中的に学べるよう留学生を対象にした共通教育科目に日本語コミュニケーション科目を設置している他、必修科目として日本事情を開講している。また、日本語能力試験において JLPT N1 を取得した者に対し奨学金（50,000 円）を支給し、勉学意欲を持たせるとともに、平成 25(2013)年度からは日本語能力試験対策室を設置し、模擬試験を実施するなど留学生の専用学習室として運用を開始した。また、経営学研究科の授業科目に論文作成法（日本語）を開講し留学生の日本語による修論作成支援を行っている。

【資料 2-3-14】留学生の日本語教育 資料

6) 学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

本学では、全学で授業評価アンケートを実施しており、学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとなっている。大学院でも経営学研究科はアンケートを実施しており、学生の研究活動を支援する仕組みの一つとして活用する予定である。これら授業アンケートについては、基準 2-6 において詳述する。また、学修や授業のみならず生活全般に関する学生生活アンケートを実施し、広く学生の意見を汲み上げている。また、平成20(2008)年度から学生担任制を全ての学部で採用し、「面倒見のよい大学」に向けて学生サポート体制を充実したものとなるよう導入した。学生担任の主な役割は学習面および学生生活面でのサポートである。学部によって学生担任の役割・位置づけに関して若干の差異はあるが、手引きやガイドを作成し、共通理解を進めている最中である。

【資料2-3-10】作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部学生担任に関する規程

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

1) 学修支援及び授業支援の状況

① 学生担任制の機能強化

全学的な学修支援及び授業支援の基本となる学生担任制において、具体的にどの程度まで学生の支援を行うべきかをめぐり教員の意識に温度差がある。そのため学生担任制に関する認識の共有化を図り、その充実と機能強化を進めることにより、学生が相談しやすい環境づくりを推進する。また担任制度の機能強化では、教職協働による担任・副担任制度の検討及び学生担任制指針の見直しを行う。

② キャンパス・カレンダーの改善

大学全入時代を迎えて、学習経験の多様な学生に対応するために、入学前教育及び初年度教育としてリメディアル教育を改善実施する。学生支援方策として「キャンパス・カレンダー」を教員および学生に配布しているが、教員に対して学生への必要不可欠なサポー

トの実施時期と具体的内容を明記した学生支援サポートカレンダーの作成について検討する。

2) オフィスアワー

オフィスアワーは、学生の利用実態がつかめていないこと、授業時間中に設定されているため、学生が相談に来る時間とのミスマッチが起こっている等の現状があり、学生が活用しやすいような制度の改善へ向けた調査が必要である。平成 26(2014)年度は、学生生活アンケートにおいて認知度調査及び教員への利用状況調査を実施した。平成 27(2015)年度上半期中に予定される集計結果に基づき、その分析結果を受けて改善向上方策を検討する

3) TA (Teaching Assistant) 等の活用

大学として TA 及び RA の制度化を図り、新しく規程を設けているが、まだ採用実績はない。「れいんぼーさろん」及び「テクミン・タウンゼミ」は大学院生による学修支援の一つと考えられるので、この活動が TA 及び RA の採用・活用のきっかけになるように、効果などを検討する必要がある。また大学院生において、TA 及び RA の活動経験は将来教育者や研究者となるトレーニングの機会となる。TA 及び RA の有効な活用に向けて、予算などを含めて早期の活用を検討する。

4) 留年者・休学者・退学者への対応

留年者・休学者・退学者への対応・予防策については、中途退学などの要因分析、初期教育の工夫、人間関係づくり、履修の指導、不登校学生への対応、不登校・休学学生への支援、退学届時の面談強化、インターンシッププログラムの開発による学生育成など多様な側面からの計画を進める。そのために、情報の共有化とともに実施できる項目をピックアップして早期実現を目指す。学内においては授業欠席状況等を教職員が情報を共有して予防に向けた対応を行う。

5) 留学生に対する学修支援

まず留学生への経済的支援策として、授業料一律半額免除の支援制度を実施している。この制度は留学生の修学上及び生活上の支援を行うことを目的にしているが、さらに勉学に励んでいる学生を手厚く支援するため、民間機関・各種団体の公募制奨学金に、成績と経済状況等を配慮し応募数を増加するよう指導を徹底する。

留学生への各種学修支援として、平成 25(2013)年度新たに日本語能力試験対策室を設置し、受験者を対象に模擬テストを実施するなど運用を開始したが、留学生に浸透していないこともあり利用者は少ない。留学生に周知案内を行い日本語能力試験対策に限らず、留学生の学修支援の場として活用し、授業理解のためのピアサポートや日本人学生との日本語会話パートナー制度の導入も検討する。

6) 学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

学生の意見、要望を汲み上げる方法として、アンケートでは見えてこない生の声を聴く機会として、学生会などの学生団体との定期的な意見交換・要望を聞く場を設ける。大学執行部、特に学長と学生会メンバーとの交流の機会を定期的に設け、学生の学習・大学生活上の要望等を把握し、大学改革に生かして行く。また大学執行部と学生との交流会を実施する。具体的に、平成 27(2015)年度中に「理事長と学生との懇談会」、「学食で学長と学生のランチミーティング」などを予定している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

本学学部のカリキュラムは、幅広い教養を身に付けることを目的とする「共通教育科目」と、各学部における専門的な知識を身に付けることを目的とする「専門教育科目」に大きく分けられている。卒業要件単位数は 124 単位で、そのうち「共通教育科目」を 40 単位以上、「専門教育科目」を 84 単位以上履修することになっている。

大学院の修了要件は、経営学研究科博士前期課程が 30 単位、心理学研究科修士課程が 32 単位を修得したうえで修士論文を提出し、学位論文の審査及び最終試験に合格すること、経営学研究科博士後期課程が 12 単位を修得したうえで博士論文を提出し、学位論文の審査及び最終試験に合格することである。

【資料 2-4-1】 作新学院大学学則 【資料 F-3】 に同じ

【資料 2-4-2】 経営学部履修規程 【資料 2-2-9】 に同じ

【資料 2-4-3】 人間文化学部履修規程 【資料 2-2-9】 に同じ

【資料 2-4-4】 履修要項（各学部、入学年度別） 【資料 F-5】 に同じ

【資料 2-4-5】 作新学院大学大学院学則 【資料 F-3】 に同じ

1) 単位認定

学生は各学期の所定の期間に履修する科目を選択し、履修手続きを行う必要がある。学部においては各学期に履修できる上限単位数は 25 単位であるが、4 年次には特別な事情があり各学部の教務委員会の承認を受けた場合に限り、各学期に 25 単位以上履修することができる。

各学期で履修した科目の単位認定を受けるためには、授業回数（15 回）のうち 2/3 以上の出席を満たしていることが必要条件となる。定期試験の成績によって成績評価を行うことを原則とするが、科目の性格によってレポートもしくは平常点によって、あるいはこれらを組み合わせて成績評価を行うことも可能である。成績評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」で行う。表 2-4-1 に評価と後述の GPA(Glade Point Average)について示す。

表 2-4-1 成績評価

成績評価	評価の点数	必要な出席率	GPA 評価点
秀	100 点から 90 点	2/3 以上	4
優	89 点から 80 点	〃	3
良	79 点から 70 点	〃	2
可	69 点から 60 点	〃	1
不可	59 点以下	〃	0

100 点満点で評価を行い、定期試験を欠席した場合には「欠」、出席不良等により成績評価を受ける前提条件を満たしていない場合には「※」（無資格）がそれぞれ成績表に記載される。「秀」、「優」、「良」、「可」は合格として単位が認定されるが、「不可」、「欠」、「※」は不合格であり単位は認定されない。大学院もこれに準ずる。

2) 卒業・修了判定

卒業判定は各学部の教務委員会において全学生の成績データを個別に確認し、厳正に卒業判定（案）を作成したうえで、最終的に教授会において原案を確認することによって卒業判定を行っている。大学院では修了・学位授与に必要な単位修得の確認、学位論文の審査結果、最終試験の合否、学位論文の公聴について研究科委員会において確認し修了及び学位授与を判定する。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学部においては「学士」の質保証が重要であるが、そのために大学教育センターおよび各学部教務委員会が中心となり、以下の 3 つの改善・向上方策を確定する。これらは中長期計画に従って、最終的には平成 30(2018)年度までの完全実現を目指す。平成 27(2015)年度より順次段階的に取り組みを進めていく。

1) 学生の主体的な学びを喚起するシステム整備

学生が予習と復習を行うことを前提として主体的に各科目の学びを進められるシステムを整備することが必要である。具体的には、シラバスの充実と、学内情報サービスの積極的な活用（学内ネットワークを活用した予習・復習用教材のアップロードや授業資料の提示）を強力に押し進める必要がある。

シラバスに関しては、各科目の担当教員に対して、平成 25(2013)年度に本学で作成したガイドライン（シラバス作成の留意事項）に沿ってシラバスの作成を行うように求めたうえで、各教員が作成した平成 27(2015)年度のシラバスを平成 26(2014)年度中に大学教育センター（共通教育科目の確認）、各学部教務委員会（専門教育科目の確認）ですべてチェックし、改善事項を朱筆したうえで、担当教員に返却しシラバスの改善を促した。このような取り組みの結果、シラバスの記述内容は改善されつつあるが、シラバスによっては予習や復習に関する記述が抽象的で、学生が主体的に予習や復習を行うためには不十分な箇所もあることから、平成 27(2015)年度も大学教育センターを中心に引き続きシラバスの充実を推進していく。

学内情報サービスは、学内のネットワークを活用して、学生や教職員に対して学内の様々

な情報提供を行うことを目的としているが、学内情報サービスの中には「授業ルーム」と呼ばれる機能がある。この機能は科目ごとに設定することが可能で、当該授業の授業資料や予習・復習用教材の提示、レポート提出などを行うことができる。しかしながら、本学ではこれらの機能を使いこなしている教員はごく一部にとどまる。大学教育センターでは平成 27(2015)年 3 月 18 日に、「教育への ICT 活用～授業への学内情報サービス活用報告～」というテーマで ESD 研修会を実施し、教職員向けに学内情報サービスの活用を促しているが、平成 27(2015)年度も引き続き、学内情報サービスと連動した授業運営を各授業担当教員に促すとともに、学生に対しても学内情報サービスに掲載されている授業に関する情報を積極的に活用して予習・復習に役立てるように働きかけていく。

2) ルーブリックとナンバリングの導入

ディプロマポリシーと成績評価の関係が必ずしも明確ではないことから、平成 25(2013)年度から、ルーブリックやナンバリングの導入について大学教育センターを中心に検討を進めてきた。平成 26(2014)年度までに他大学の事例なども参考にしながら分析を進めた結果、平成 27(2015)年度より将来的にルーブリックやナンバリングを完全導入する前段階として、平成 26(2014)年度中に既に作成した履修モデルのブラッシュアップ、科目系統図の作成、簡易版ルーブリック（成績評価において単に定期試験（70%）、レポート 30%のように記述するのではなく、定期試験（70%=基礎知識 20%+思考力 30%+発想力 20%）の作成を順次進めて、できるだけ早期にルーブリックおよびナンバリングの完全導入を進めていく。

3) GPA の重視

本学においては、学部卒業生の通算 GPA が 2.00 を割り込んでいる学生が多く見られることから、学士の質保証の観点からも、通算 GPA が 2.00 以下の卒業生の割合を少しでも減らすことが急務である。教務委員や担任教員が行う学生に対する履修指導では GPA の見方や重要性を説明する一方で、平成 26(2014)年度より一部のレベル別授業のクラス分けやゼミナール等の選抜資料に GPA を活用し、学生に対して GPA の重要性を認識させる取り組みを始めた。これらの取り組みは一定の成果が得られ、学生の GPA に対する意識も向上しているが、平成 27(2015)年度はさらにこれを推し進めて、平成 27(2015)年度卒業生の通算 GPA が 2.00 以下の学生の割合を平成 26(2014)年度と比べて少しでも減らすことを目標とする。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

1) カリキュラム

本学の共通教育科目には、1年次の必修科目として「キャリアデザイン1」、2年次の必修科目として「キャリアデザイン2」が設置されている。また、「インターンシップA」が2年次の必修科目として、「インターンシップB」が3年次の選択科目として設置されている。

【資料 2-5-1】履修要項 【資料 F-5】に同じ

【資料 2-5-2】「キャリアデザイン1・2」シラバス

【資料 2-5-3】「インターンシップ」シラバス

2) 支援体制

本学はキャリア・就職支援課を設置し、教職員一体となって学生のキャリア教育とキャリアマインドの醸成、学生の就職活動の支援を全面的にバックアップしている。キャリア・就職支援委員会は、学生へのキャリア教育の進め方と取り組みの企画、各学部学科の学生の就職活動への指導、および大学教育センターと連携しながら資格取得支援講座の企画と運営を行い、キャリア・就職支援課の支援活動をサポートしている。キャリア・就職支援課では現在およそ 7,000 社の求人を把握している。また、就職ガイダンスをはじめ、「学内合同企業説明会」(3月)の開催、公務員を目指す学生のための「公務員試験対策講座」(資格取得支援講座として実施)の実施など、数多くの行事を開催している。また、年間を通して随時行っている就職相談や、3・4年次対象の年2回ずつの個別面談を行っており一人ひとりの学生にあった就職支援ができるよう指導している。

【資料 2-5-4】作新学院大学 2016 CAMPUS GUIDE 【資料 F-2】に同じ

【資料 2-5-5】作新学院大学資格取得支援講座パンフレット

【資料 2-5-6】「学内合同企業説明会」案内

【資料 2-5-7】「学内合同企業説明会」参加企業一覧

【資料 2-5-8】「学生個別面談」案内

また、毎年延べ 150 社以上の企業訪問を実施し、地元の優良企業をはじめ近県(福島県、茨城県を中心とした北関東)の多くの企業と太いパイプを持ち、多くの就職情報を収集するとともに、インターンシップ先の開拓を進めることにより、学生の就職内定獲得に向けて全面的にバックアップしている。

【資料 2-5-9】2014 年度企業訪問予定及び実績表

3) 具体的な活動内容

①就職ガイダンス(3年生対象)

3年生を対象に年間 12 回開催し、就職の現状や実際の活動の進め方、エントリーシートの記入方法、ビジネスマナーについて等を指導し、学生の就職活動を支援している。

②個別面談(個別指導、3、4年生対象)

3年生を対象に年2回、4年生を対象に年2回の個人面談を実施し、各学生の就職に対する希望や考え方、進捗状況を個別に把握し、その時点で最適と思われるアドバイスを実

施している。これらは年間行事予定に組み込まれて全学的に実施するものであり、就職ガイダンスでの口頭連絡、掲示や 3・4 年次の担任を通じての連絡、学生または保護者への面談実施通知文の郵送で周知を図っている。なお、進路は一人ひとりの学生がそれぞれ異なるものがあるので、上記以外にいつでも個別の相談に応じている。希望やとまどい、不安、質問などあらゆる相談にスタッフ全員（5 人）が時間の許す限り対応し、悔いのない就職活動、自分をしっかりアピールできるよう就職活動をフォローしている。

③低学年向け職業指導

1・2 年生を対象に“仕事に対する意識”を高めて、社会に出てから役立つ知識やスキルを身に付けるために「キャリアデザイン 1・2」を必修科目として開講している。

④学内合同企業説明会の開催（3 年生対象）

厳しい就職戦線を勝ち抜くために企業の人事担当者を招き、個別面談を通して学生達に就職の意識を確立させる目的で実施している。（毎年 3 月上旬に実施。参加企業 70 社程度が各社ブースを開設。）

⑤公務員試験対策講座等の資格取得支援講座の実施

大学教育センターと連携しながら、公務員試験や税理士試験などの就職に直結する講座や、日商簿記検定、IT パスポート、基本情報技術者、国内旅行業務取扱管理者などのような将来の就職に役立つ講座を資格取得支援講座（課外講座）として実施している。

⑥就職相談窓口の充実（相談業務）

学生が相談しやすい環境づくりに努め、いつでも気軽に学生が就職相談に来られるような雰囲気を作り出し、個々の適性或希望に沿った指導を目標に「キャリア・就職支援課の有効利用こそが内定の近道」であることを学生達に周知し、理解を求めている。

【資料 2-5-10】就職相談室等の利用状況

⑦企業訪問（平成 26(2014)年度訪問実績延べ約 170 社）

地元の優良企業をはじめ近県の多くの企業と太いパイプを保ちながら、多くの就職情報を収集し学生達に求人情報を提供している。また、企業訪問以外にも、企業と学校による人材情報交換会に参加することでネットワークの拡大やパイプの強化を図っている。

⑧インターンシップ

平成 27(2015)年度からインターンシップは 2 年次の必修科目である「インターンシップ A」と 3 年次の選択科目である「インターンシップ B」の二本立てとなり、インターンシップはますます充実したものとなる。本学においては旧カリキュラムにおいても経営学部の専門教育科目として 3 年次にインターンシップを開講し、栃木県労働局や栃木県経営者協会の協力を受けながら企業・事業所等においてインターンシップを実施してきた。また、人間文化学部では希望者を対象にインターンシップを受け付けて市役所等でインターンシップを実施したり、3 年次の選択科目である「キャップストーン」において地域貢献・社会調査・まちおこし等に関するインターンシップを実施してきた。近年、学生のインターンシップに対する意識も高まっており、インターンシップ希望者が増加傾向にあるが、平成 27(2015)年度よりインターンシップが 2 年次必修科目となることによりさらに希望者が増えることが期待される。

4) 実績

就職率はここ3年90%以上の実績を確保している。ただし、この数値は、分母に就職希望者数を利用したものであって、実際には就職をあきらめたり、単位不足等により留年した学生が多数存在する。卒業生に占める就職者の割合(分母を卒業生数にした数字)では、平成26(2014)年度は72.1%となり、全国平均レベルとなっているが、さらなるフォローアップが必要となる。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

1) 就職ガイダンスの出席率向上と個別指導の充実

学生の就職率を向上させるためには、3年次に開催する就職ガイダンスに確実に出席し、就職に対する意識を高め、必要なスキルを身につけておく必要がある。しかしながら、平成26(2014)年4月から平成27(2015)年3月に行われた就職ガイダンス(11回)の平均出席率は50.7%にとどまり、充分とは言えない。したがって、平成27(2015)年度は就職ガイダンスに出席する学生数を増やすことが急務であることから、就職ガイダンスの出席状況を担任教員に報告(平成26(2014)年度より実施)することをより強化したり、就職ガイダンス実施時間帯を時間割に明記し出席を促したり、卒業生のデータを分析して就職ガイダンスの出席率と内定獲得の相関について分析したりすることに取り組んでいく。

2) 就職先企業及びインターンシップ先企業の開拓と関係強化

中長期計画の最終目標である卒業生に占める就職者の割合70%を安定的に達成するためには、現時点で本学と接点を有している経営者団体や個別の企業との関係をより深耕するとともに、これまで十分な採用実績がないものの本学の学生をぜひ採用したい意向を持っている企業を新たに開拓することが必要になる。これまでも毎年延べ約170社の企業訪問を通じて、就職先企業やインターンシップ先の開拓を進めてきたが、平成27(2015)年度はよりこれらの取り組みを強化する必要がある。

また、平成26(2014)年度よりスポーツマネジメント学科が開設されたことを受けて、同学科卒業生の就職先としてスポーツ施設運営会社やスポーツ用品販売会社、フィットネスクラブなどの企業と関係を深める必要があることから、県内の15社をリストアップし、順次企業訪問を行い、平成29(2017)年度の同学科第1期生の就職活動に向けて準備を進めていく。

関係を深耕する過程で、インターンシップ受入の依頼、求人票提出依頼、出前講座依頼などを随時行っていき、最終的に学生の就職先を開拓していく。

3) 就職活動に向けた国語力及び基礎学力の強化

就職活動を迎えるにあたり、自分の言葉で履歴書やエントリーシートを書けることと、面接において自分の言葉で話せることが不可欠であるが、そのためには「読む」・「書く」・「聞く」・「話す」の国語力の強化が不可欠である。また、就職試験において面接にたどり着くためには、SPIや就職試験などで問われる英語・国語・数学・社会・理科の主要5科目の基礎学力を向上させておくことも必要である。

キャリア・就職支援課では履歴書やエントリーシートの添削指導を行っているが、その

前段として下級年次からこれらの能力を高めておくことが不可欠であることから、平成27(2015)年度は大学教育センターを通じて基礎ゼミや専門ゼミの時間にも国語力強化に向けた取り組みを実施するよう働きかけるとともに、学生に対して資格取得支援講座の公務員試験基礎講座の受講を促し、SPI や就職体験対策を進めていく。

4) キャリア教育の充実

本学においてはキャリア教育として、正課科目として「キャリアデザイン1・2」と「インターンシップA・B」を開講し、課外講座として「資格取得支援講座」を実施している。

これらの授業や講座の内容を充実させて、キャリア教育の強化に役立てることが必要である。一方で、キャリア教育を強化するために、キャリア教育を専門とする教員を採用し、キャリアデザインの少人数クラス化を図るとともに、キャリアデザインとインターンシップを連動させながらキャリア教育を推し進めていくことも喫緊の課題であることから、平成28(2016)年度から実施できるように準備を進めていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

本学の授業はすべて、原則として、シラバス記載の方法に従って行われている。平成26(2014)年度は、シラバス記載内容の充実のため、シラバス記載内容に関する自己点検・アンケートを実施した。学生には、履修ガイダンスや各授業において、各授業のシラバスを予め理解し、授業に臨むよう指導している。

成績の評価は、前期、後期の期末試験、レポート、出席状況、実技等により、各教員の裁量で行われている。複数教員によるオムニバス授業の場合には、科目責任者が他の担当者と相談の上、試験問題ごとの配点や評価を決定している。

平成23(2011)年度からGPA制度を導入した。その結果は、学習指導の目安にしているほか、奨学金や成績優秀者表彰の参考資料として利用している。

本学では、国語および英語の基礎学力を養うことが、特に1、2年生について、大きな教育目標になっている。国語については、毎年、国語基礎力調査を実施し、学生の国語力を把握するとともに、その経年変化を記録している。また、経営学部では、平成26(2014)年度から、1年生の後期のクラス分けの参考資料として利用している。英語については、入学時にプレースメントテストを実施し、その結果によってクラス分けをしている。習熟度別のクラス分けにより、学生は、無理なく効果的に学修することができる。また、年度末に英語到達度テストを実施することにより、学修成果を測るとともに、次年度のクラス

分けに利用している。

学生による「授業評価アンケート」は、全学で実施している。対象は全教員で、前期末、後期末にそれぞれ行われている。マークシート方式の回答部分に加え、自由記述欄も設けている。

大学院経営学研究科においても、自由記述式の「授業評価アンケート」を実施し、結果を当該教員にフィードバックしている。大学院心理学研究科では、学部と全く同じ形式で「授業評価アンケート」を実施している。

「授業評価アンケート」に加え、「学生生活アンケート」も毎年実施している。「学生生活アンケート」は、学生生活全般を問うものであるが、学修に関わる施設や機器、授業内容に関する回答も数多く見られ、こちらも学修指導等の改善のために大いに役立っている。また、この「学生生活アンケート」の結果も、学生に公開している。

平成 26(2014)年度末より、現在本学で行われている教育内容や指導方法を把握し、その改善に結びつけるため、ESD 連続研修会をはじめた。この研修会は、授業評価アンケートや学生生活アンケートの結果を問わず、専任教員全員が発表することとした。そうすることによって、各教員個人が持っている指導上有効な方法を共有し、本学共通の問題を明らかにしていきたいと考えている。

キャリア・就職支援課は、在学生の就職希望、4年生の就職活動状況について、個人面談を実施している。さらに、卒業・修了する学生については、「進路決定届」による調査を行い、卒業後・修了後の進路の状況を把握している。キャリア・就職支援課においては、卒業生についても引き続き就職を希望する者には、就職の斡旋を行っている。そういう意味でもこの調査は非常に重要なので、正しい情報を得るよう努力している。

【資料 2-6-1】 シラバス作成にあたっての留意事項 【資料 2-2-10】 に同じ

【資料 2-6-2】 シラバス記載内容に関する自己点検のお願い

【資料 2-6-3】 国語基礎力調査 調査結果

【資料 2-6-4】 英語プレースメントテスト問題および1年生クラス分け

【資料 2-6-5】 英語到達度テスト問題および2年生クラス分け

【資料 2-6-6】 授業評価アンケートおよび同集計結果 【資料 2-2-8】 に同じ

【資料 2-6-7】 授業評価アンケート集計結果 公開ファイル

【資料 2-6-8】 経営学研究科 授業評価アンケート集計結果

【資料 2-6-9】 学生生活アンケートおよび同集計結果

【資料 2-6-10】 FD・SD 活動報告書 2014 【資料 2-2-7】 に同じ

【資料 2-6-11】 進路決定届

2-6-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

授業評価アンケートは、大学教育センターが中心となり実施している。このアンケートは、授業を担当する各教員（専任、非常勤）が前期・後期に行う授業科目のうち受講者数が多い1科目を選択し、その科目について学生によるアンケートを行うものである。授業評価アンケートの集計結果は、授業改善に結びつけていくために、各担当教員にフィード

バックしている。また、平成 25(2013)年度後期からは、各教員の数値データの学内公表を開始した。

平成 26(2014)年度は、概ね前期 352 科目、後期 337 科目が開講され、そのうち前期 104 科目、後期 116 科目で学生による授業評価アンケートが実施された。実施率は概ね前期 99%、後期 99%であり、今後も 100%実施を目指していきたい。

学生による授業評価アンケートと同時に、アンケート対象科目についての教員アンケートも実施している。教員アンケートは、授業がシラバスの記述通り行われたか、学生に分かり易く説明したか、資料の準備と配布は適切であったか、等を調査するもので、学生のアンケート結果と比較対照することにより、課題を浮かび上がらせるものになっている。

本学においては、学生の卒業時に「進路決定届」による進路調査を実施している。この調査によって、学生の進路を確認するとともに、本学の教育結果の一つの目安として、改革・改善に役立てることとしている。

【資料 2-6-6】 授業評価アンケートおよび同集計結果

【資料 2-6-7】 授業評価アンケート集計結果 公開ファイル

【資料 2-6-8】 経営学研究科 授業評価アンケート集計結果

【資料 2-6-11】 進路決定届

【自己評価】

シラバス記載内容について、平成 26(2014)年度は、全学で自己点検を行い、その内容についてのアンケートを行うなど、改善は着実に進んでいると判断する。

本学は教員と職員で構成する ESD (Educational Staff Development) 委員会を設置し、学生の修学、学生生活の改善向上策について教員・職員の意見交換と改善方法の検討を行っている。具体的な改善事項については、大学教育センター運営委員会、教育企画会議、大学評価委員会及び運営会議において審議・決定し、教学・法人の各部局において改善を実施している。

ESD 委員会は、検討課題に応じて FD または SD と柔軟に対応している。従って、学生による授業評価アンケート、学生生活アンケート、あるいは教職員が気づいた課題解決等において、効果的な役割を果たしている。

学生による授業評価アンケートの集計結果については、現在行っている学内公表に加えて、それを用いた授業の改善を図るための制度的な取り組みを行う必要がある。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の評価しフィードバックしていくための前提となる目標設定や評価基準等の整備は 2-4 に示したとおりである。本学では、その前提の下、教育目的の達成状況の評価しフィードバックするため、「授業評価アンケート」を実施し、FD・SD 活動を推進している。これら取り組みについて、以下の点を推進・強化していく。

1) 授業評価アンケートの有効活用

大学教育センターは、平成 27(2015)年度末までに「授業評価アンケート」の集計結果の有効な活用法、評価の高い教員への顕彰や評価が低い教員に対し改善計画の提出を義務付

ける等の取り組みを整備し、実施していく。

2) ESD 研修会・シンポジウム

ESD 研修会・シンポジウムは、本学に於ける FD・SD 活動の推進のための大きな力になっている。ESD 委員会は、これらの継続的な実施だけでなく、より多くの教職員に研修会・シンポジウムに参加してもらうため、常にその内容および開催の仕方を工夫して取り組む。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、様々な組織及び体制で手厚く、きめ細やかな学生サービスを展開している。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

本学では、学生サービス、厚生補導のための主たる組織として、審議機関である学生部委員会（学部レベルでは学生委員会）、事務組織である学生課が置かれており、両者の連携の下で日常的な対応がなされている。また両者の下に、キャンパスライフ支援室が設置されているとともに、そのほかの組織としては、強化部（体育会）にかかわる事項を協議する機関として体育協議会が置かれている。

学生部委員会は、学生部長、各学部・女子短期大学部から選出された 2 人の代表委員の総勢 7 人から構成されている。定例的に月 1 回程度開催し、学生サービスおよび厚生補導の全般にわたる審議を行い、日常業務への機敏な対応に努めている。本学には同一キャンパス内に女子短期大学部が併設されており、合同の学生部委員会を開催することで、作新祭など学生支援において女子短期大学部との連携を図っている。また、委員会内には必要に応じて小委員会（学生生活アンケート実施小委員会、課外活動活性化小委員会など）及び関連する 4 つの委員会（国際交流・留学生委員会、キャンパスライフ支援室運営委員会、船田特別奨学金選考委員会、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会）を設置し、学生サービスの課題を検討するとともに、順次、条件を整え実施に移しつつあるところである。その他に、体育協議会は強化部（硬式野球部、サッカー部、陸上競技部、バドミントン部）の育成強化を目的とし、そのために必要とされる各種の条件整備と支援策を協議する機関である。その構成メンバーは、学生部長（会長）、事務局長、各強化部長、各学部選出委員であり、月 1 回程度の割合で開催している。

学生課は、学生生活の全般にわたる各種のサービス・支援業務を行う事務組織であり、学生にとって最も身近な存在である窓口業務を担当している。その具体的な業務内容とし

ては、奨学金、課外活動支援（サークル活動）、健康・生活等相談をはじめ、駐車場等の利用管理、アルバイト・下宿斡旋、食堂・購買、留学生支援等の業務とともに、各種トラブルの予防と対応、禁煙指導などの生活指導、賞罰事務手続、怪我等による保険手続き業務等を担当している。

なお、本学には多くの外国人留学生在籍しているため、学生課に留学生への修学支援のための専用窓口を設置し、在籍管理、授業料減免、奨学金、アルバイト、各種連絡など留学生関連のワンストップサービスを実施している。国際交流・留学生委員会等と連携して、入学関連支援、奨学金・生活支援、修学支援、就職支援、危機管理などへの対応を進めている。例えば国際交流・留学生委員会にキャリア・就職支援課が参加することにより、留学生の就職支援に向けての連携を強化している。また、大学間協定の締結にもとづく交換留学生の受け入れに伴い、交換留学生へのアパート斡旋等の生活支援を実施している。

【資料 2-7-1】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部学生の厚生・指導に関する規程

【資料 2-7-2】 各課事務分掌

【資料 2-7-3】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパスライフ支援室規程

【資料 2-7-4】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部体育協議会規程

【資料 2-7-5】 作新学院大学国際交流・留学生委員会規程

【資料 2-7-6】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパスハラスメント防止等に関する規程

2) 経済的な支援

学生に対する経済的支援について、各種奨学金を取り扱っている。学生課が窓口となり日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、財団法人・民間団体等奨学金などの外部奨学金の諸手続きを行っている。奨学金に関する情報は学内掲示板の他、学内ネットワークである学内情報サービスへ掲載し、随時情報提供を行っている。

本学独自の奨学金制度として、学業優秀者を対象に入学金・授業料の全額又は授業料の一部（45万円）を奨学金として免除している「学業特待生制度」、経済的に苦しい学生を対象に入学金・授業料の全額又は授業料の一部（45万円）を奨学金として免除している「船田特別奨学金」、卒業年次生で卒業見込みがあり就職も決定しているが、経済的に苦しく授業料の納入が難しい学生に授業料の一部（上限 50万円）を貸与している「作新学院大学後援会応急特別奨学金」がある。授業料の納入方法については、分割納入あるいは延納手続きができるようになっている。

外国人留学生の場合は、学習奨励費をはじめ各種団体の奨学金を取り扱っている。また、本学独自の留学生支援として、入学料及び授業料の半額免除の他、外国人留学生家賃補助制度により月額 5,000 円の経済的支援策、日本語能力試験 JLPT の N1 取得者に対し 50,000 円の奨学金給付を実施している。

その他、株式会社オリエントコーポレーション及び株式会社ジャックスと業務提携による教育ローンの紹介、適切なアルバイトの斡旋、スクールバスや学生駐車場の無料化、下

宿・不動産会社の紹介など様々な経済的支援を行っている。

【資料 2-7-7】 作新学院大学学業奨学生選抜規程

【資料 2-7-8】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部船田特別奨学金規程

【資料 2-7-9】 作新学院大学後援会応急特別奨学金貸与規程

【資料 2-7-10】 私費外国人留学生の入学料及び授業料減免に関する規程

【資料 2-7-11】 作新学院大学外国人留学生の家賃補助制度に関する規程

【資料 2-7-12】 私費外国人留学生の奨学金制度に関する規程

3) 課外活動支援

本学には、学生団体を統括する自治組織として学生会があり、学生会の下部組織である課外活動統括部が体育会団体及び文化会団体を統括している。課外活動統括部には、体育会として、部（7 団体）、サークル（4 団体）、同好会・愛好会（4 団体）、文化会として、部（2 団体）、サークル（6 団体）、同好会・愛好会（4 団体）が存在し、多様な自主的活動が展開されている。この他にも、団体登録をせずにボランティアや学外活動に参加する個人や団体が存在する。学生会は、課外活動統括部の他、企画部、広報・渉外部、会計・会計監査部の計 4 部があり、球技大会等を企画し活発に活動している。学生会の他に独立した団体として作新祭実行委員会があり、学園祭の企画運営を実施している。

このような自治活動、クラブ活動や個人活動は、学生が自ら団体を組織し運営するものである。様々な学外活動などを通じた社会参加を体験する場であり、正課の教育課程と相まって、大学教育の重要な一翼をなしている。また、大学を代表し、目覚ましい活躍により社会の注目を浴びるなど、本学の名声と学生・教職員の帰属意識を高めるうえで多大な貢献をしている。このため本学では、財政面、人的指導面、施設面において様々な支援を行っている。

学生団体の全体的な指導は、前述の学生部委員会が中心となり、課外活動統括顧問及び学生課が担当している。強化部については、体育協議会を設置し、スポーツ推薦を受けた学生に対して「スポーツ特待生制度」があり、強化部の選手選抜、活動場所の確保、遠征費用の援助、施設整備（サッカーグラウンドの人工芝化など）などのサポートにより支援体制を講じている。また、その他の体育会団体及び文化会団体についても、財政的な支援と部室の貸与などを行っている。各団体には教員が顧問となって日常的に指導し、平成 26(2014)年度は課外活動の活性化を目的にグループワークを取り入れた課外活動リーダー研修会を実施するとともに、緊急時に備え体育会団体を中心として普通救命講習会を実施した。

さらに、地域協働広報センターとの連携によるボランティア活動の支援や研究活動等で功績のあった団体・個人に対しては、「作新学院大学社会活動功労賞」及び「作新学院大学学術功労賞」、体育競技や文化活動において功績のあった団体・個人には「作新学院大学体育功労賞」及び「作新学院大学文化功労賞」などの表彰を行っている。

【資料 2-7-13】 平成 27 年度課外活動団体一覧

【資料 2-7-14】 作新学院大学学生会会則

【資料 2-7-15】 強化部に関する申し合わせ

【資料 2-7-16】 作新学院大学学生表彰規程

4) 学生相談

本学においては、保健室のほか学生相談室が平成 12(2000)年に非常勤カウンセラー1人体制で開設され、それぞれ個別に運営されてきた。身体障がいに加え統計的には計上されないが発達障がい(疑い含む)のある学生の増加に対応するために(表 2-7-1)、平成 20(2008)年度に両者の連携を図り、大学生活における健康保持、メンタルヘルス、障がい学生支援、学習困難等について体系的に支援することを目的に学生相談室運営委員会が設置され、平成 21(2009)年度よりキャンパスライフ支援室運営委員会と名称変更して月1回の運営委員会及び年4回のカンファレンス会議を実施している。図 2-7-1 のとおり、保健室および学生相談室を運営し、健康診断、健康相談、生活相談、応急措置、心的支援、障がい支援など多面的なサポートを提供している。

キャンパスライフ支援室は、室長をはじめ各学部及び短期大学部それぞれ1人の教員、学生課から3人(うち養護教諭資格者1人、看護師資格者1人)、キャリア・就職支援課から1人と非常勤校医3人(内科医2人、精神科医1人)、非常勤カウンセラー2人(臨床心理士資格者)および臨床心理士資格を有するオブザーバー教員2人によって運営されている。利用状況は【データ編 表 2-12】のとおりとなっており、保健室および学生相談室等の運営を始め、健康診断や応急措置、健康相談、心療内科相談、生活相談、心的支援、障がい支援など多面的なサポートを提供している。昨今、新たな相談事例と継続事例の増加によって、新規の相談予約が入れられない状況となったため、平成 26(2014)年度からカウンセリング体制の拡充を行い、学生相談室の開設時間を1.5倍(週2回から週3回)に増設した。また、話し合いに際して守秘義務を徹底するために平成 25(2013)年度より運営委員会の開催ごとに守秘義務誓約書に参加者全員が署名することを義務付けた。年間の業務概要を表 2-7-2 に示した。

表 2-7-1 障がいのある学生数の概要(2010-2015 年度)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
身体障がい・疾患・聴覚障がい	9	6	5	3	3	3
発達障がい(自閉症スペクトラム、LD、知的障がい等)	0	0	7	6	8	7
新入生要配慮学生(発達・心理面・心身症等既往)	13	5	14	7	7	10
合計	22	11	26	16	18	20

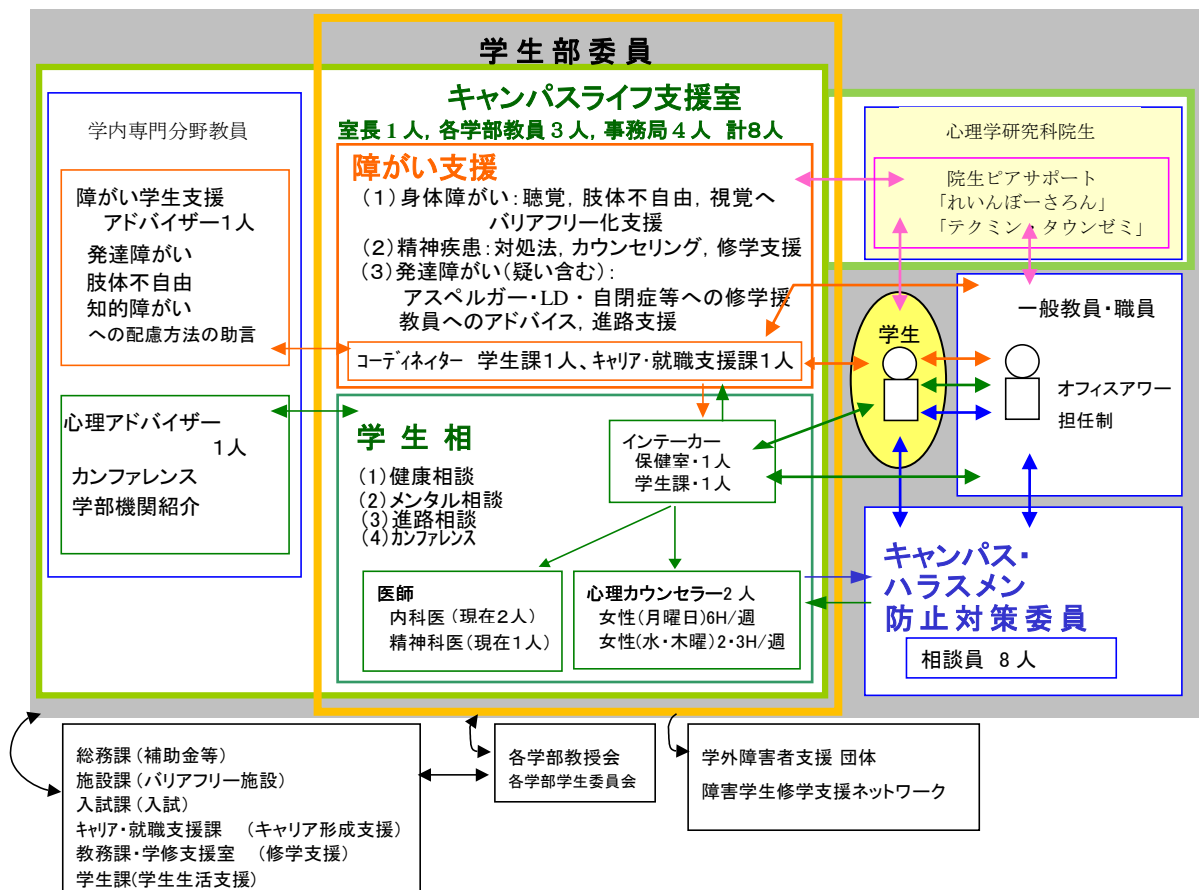


図 2-7-1 障がい学生支援および学生相談のスキーム

表 2-7-2 1年間の活動概要

4月	教職員への障がい学生数、主な障がい疾病種別の周知、対応方法についての資料配布と説明
4月～	ボランティア学生募集開始、登録業務
4月	障がい学生のニーズ確認、困りごと調査
5月	キャリア・就職支援課面談前の事前情報交換、困りごと調査の集計分析、困りごと調査対象学生のインテークの実施
7月	学生ボランティア養成研修(聴覚障がい者支援)
9月	障がい学生への現状聞き取り面談
3月	入学予定者・事前面談、健康調査書申請内容に基づいて
定期的開催	
・3ヶ月に1度、非常勤勤務の臨床心理士と本学心理学教員が参加するカンファレンスの実施	
・1ヶ月に1回の学生相談、健康相談に関する学生情報交換と対応の検討	

【資料 2-7-17】 困ったときの相談ガイドリーフレット

【資料 2-7-18】 キャンパス・ハラスメント防止ガイドリーフレット

5) 心的支援

メンタル面に関する支援は、4) 学生相談と同じ枠組みのなかでカウンセリング等相談活動が展開されている。また、担任制をとっているため相談する機会が多いのが特徴である。さらに平成 25(2013)年度よりコミュニケーションに課題のある学生の居場所となる「れいんぼーサロン」を大学院心理学研究科と連携して開設運営を開始し、保健室において相談に来室した学生や困りごと調査のスクリーニングにおいて適当と判断された学生を紹介し、4~5人が利用している。また、平成 26(2014)年度には、れいんぼーサロンと同様の趣旨の下、集団場面を利用した支援体制のゼミとして「テクミン・タウンゼミ」を導入した。コミュニケーションに課題を持つ学生数人が水曜日の3時限目に集まり、食事を共にしたり、スポーツ等のレクリエーションを行ったりしながら、互いの親睦を図る形でコミュニケーション能力の向上を図っている。また、精神科医師による心療内科相談においては、平成 25(2013)年度まで希望学生がいた場合のみ実施し不定期実施としていたが、平成 26(2014)年度から健康相談と同様に年 36 時間 (2 時間/年 18 回) で固定し実施することとなった。

【資料 2-7-19】平成 27 年度学生相談室年間スケジュール一覧 (4 月~9 月)

【資料 2-7-20】コミュニケーションが不得手な学生への支援に関する提案書

6) 障がい者支援

学生相談、健康相談、障がい支援等については、平成 20(2008)年度から精神科医(非常勤)が加わり、学生相談体制の充実など一定の改善が講じられてきた。以前は当該部署の担当者が、個別に学生の諸問題に対応していたが、平成 20(2008)年度に新たに学生相談室運営委員会(その後キャンパスライフ支援室運営委員会に名称変更)が設置され、学生相談及び障がいを有する学生の支援等、学生生活を体系的に支援するシステムが稼働した。これにより、月 1 回の運営委員会及び必要に応じたカンファレンス会議を実施し、組織的に支援することが可能となった。障がいを持つ学生の入学が年々増加する傾向にあるが、その支援体制については、平成 20(2008)年度には第 1 体育館及び第 2 教育棟に身障者用トイレが設置され、学内のバリアフリー化に向け一定の改善が図られた。また、身体障がい学生用のカーポートが設置された。しかし、一部施設においては引き続きバリアフリー化を検討中である。近年課題としてあげられている発達障がい(及び診断書なし配慮あり)のある学生の対応についても、十分な話し合いがなされており、年度当初の全学教授会においては、障がいおよび疾病に関する説明、配慮要請を行っている。さらに平成 26(2014)年度には、発達障がい(特に ASD)の就労につなげるためのキャリア教育の一環として、図書館及び情報センターにおいて発達障がいを有する学生の学内ボランティアを実施した。また、障がい学生の就労支援に向けた学内連携整備においては、キャンパスライフ支援室の運営委員にキャリア・就職支援課も加わり連携体制が整えられた。

【資料 2-7-21】キャンパスライフ支援室事業としての集団場面を活用した特別な支援を要する学生の支援について

7) 健康管理・相談

心身の健康管理は学生生活の最も基礎となるものである。本学には保健室が設置され、看護師及び養護教諭の資格を持った担当職員を配置している。学内で発生した傷がいや疾病に適宜応急処置や継続治療をしている学生の支援を行っている。また、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に全員加入し、万一の事故等に備えている。

保健室は、キャンパスライフ支援室運営委員会のもとで、内科医師による健康相談、精神科医師による心療内科相談、臨床心理士による学生相談、障がい学生の相談等の窓口となっており、学生の心身両面にわたり支援を行っている。

集団感染が危惧されるインフルエンザ等感染症については、平成 21(2009)年度に学内感染症対策委員会を設置し、必要な対策を各学部と連携しながら講じている。

毎年 4 月には、全学生に対し定期健康診断を実施している。定期健康診断の結果は本人に通知し、異常等所見のあった学生には、医療機関の紹介や健康相談を実施している。また、経過観察等所見のあった学生については、健康診断結果票に生活調査票を同封し、記入したものを基に保健指導を実施している。

新入生に対しては入学時に既往、予防接種歴、障がいの有無等の情報を健康調査票において申告させ、必要に応じて事前面談を行うなどスムーズに学生生活に入ることができるよう情報収集を行い、健康管理を行っている。介護等実習に出る学生については、必要に応じ臨時健康診断として腸内細菌検査等を実施し遺漏の無いように対応している。

その他、健康教育の一環として毎年新入生を対象に外部講師を招き、飲酒・薬物等講話を実施するとともに、大学生活や健康生活のための情報等を掲載している冊子 CAMPUS LIFE を配布し啓蒙に努めている。また、平成 26(2014)年度には、キャリアデザインの授業の一環として結婚妊娠出産について考える健康セミナーを新入生対象に実施した。

【資料 2-7-19】平成 27 年度学生相談室年間スケジュール一覧（4 月～9 月）

【資料 2-7-22】学校感染症集団発生時の対応について

【資料 2-7-23】感染症発生時の対応フローチャート

【資料 2-7-24】学校法人船田教育会作新学院大学における授業の欠席に関する取扱要項

【資料 2-7-25】CAMPUS LIFE 2015 【資料 F-5】に同じ

8) 留学生支援

本学は、現在正規学生 109 人（学部生 64 人、大学院生 45 人）の他、交換留学生 6 人、研究生 12 人、科目等履修生 14 人の外国人留学生（以下「留学生」という。）を受け入れている。

留学生の支援・指導する組織として、前述の国際交流・留学生委員会があり、学生課と緊密な連携のもと留学生の支援、厚生補導等にあたっている。学生課では、留学生専用窓口を設置し、外国出身の担当職員が常勤し、留学生の相談に対応している。特に日本語に不慣れな留学生のために、院生によるチューター支援を行っている。

また、留学生ハンドブック「外国人留学生キャンパスライフ」を作成し新入生に配布、年度初めには留学生を集めオリエンテーションを実施し、生活支援や指導等を行っている。

平成 25(2013)年度より、卒業予定留学生に対し卒業後の在留に関する情報提供のためのオリエンテーションや日本語能力の向上支援のため日本語教師を目指す学部生による日本語能力試験対策室において支援をするなど、新たな支援策を創設している。

留学生の日本語の習得を支援するために、共通教育においては日本語・日本事情関連科目の履修を必修科目として課し、また日本語能力試験 JLPT N1 取得者には、5 万円の奨学金を褒章（1 回のみ）することとしている。また生活支援については、住宅手当として月額 5,000 円の補助を行っている。

留学生が交流する場として毎年 6 月に留学生懇親会を行っている。また、日本の文化を理解するために、毎年 9 月には留学生研修旅行等を開催している。平成 25（2013）年度には、学生団体の「まちづくり研究会」と共同で留学生の出身国紹介パネルを作成展示し、平成 26（2014）年度には、留学生の学生団体（国際交流会）との共催により日本語スピーチコンテスト及びクリスマス会を実施し日本人の交流を推進している。

【資料 2-7-26】外国人留学生のキャンパスライフ ～ 2015 ～

【資料 2-7-27】作新学院大学平成 26 年度留学生研修旅行の案内資料

【資料 2-7-28】平成 26 年度留学生日本語スピーチコンテスト要項

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

各学部でゼミ担当教員を担任として定め、各担任教員が学生とのコミュニケーションを図り、きめ細かい指導を行うとともに、学生と信頼関係に基づき気兼ねなく意見を交わす担任制度を設けて、日常から学生の意見を汲み上げるように努めている。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムとしては、全学一斉の学生生活アンケート調査（毎年 1 回）が実施されており、自由記述を含め学生の意識や要求を把握するうえで重要なチャンネルとなっている。また、調査結果を基に多面的な分析を行い、そのことに基づいて課題の設定や方針化を図っている。平成 25(2013)年度には、学生生活アンケートの結果を学生に発表する場を設け、学生とのコミュニケーションに努力している。集計結果と分析内容は教授会で報告され、学内情報システムに載せて、学内関係者はだれでも閲覧できるようにしている。

学生生活アンケートは、学生部委員会において、学生の学内の生活環境、学習環境についての意見、要望を汲み上げるために、平成 19(2007)年度から全学レベル（女子短期大学部を含む）で調査を実施している。学生部委員会で学生アンケートの結果から浮き彫りになった問題を議論し、スクールバス・ダイヤの見直しや喫煙マナーの徹底などの処置を講ずるとともに、関係部署が所管する問題については対処を依頼した。アンケートで、学生の抱える重大な問題や不満を発見し、改善してきたが、特にスクールバスに関しては、平成 25(2013)年度から学生の意見を反映し毎回の回数券（100 円）の利用を無料化し、学生証の提示でスクールバスに乗れるように制度改善した。同時に学生駐車場の無料化を実施することとした。

このほか、留学生を対象にしたアンケート調査、全学的学生団体や部・サークル等の代表者と意見交換のためのランチョンミーティング、障がいをもつ学生への聞き取り調査

等、必要事案ごとの意見聴取を実施している。また、各学部では必要に応じて独自に実施する学生アンケートがある。日常的には、学生課が窓口業務を中心に学生との接点を持ちながら、そこで吸収した学生の意見等を学生部委員会として受け止め情報の共有化を図っている。

【資料 2-7-29】 2014 年度作新学院大学および作新学院大学女子短期大学部学生生活アンケート用紙

【資料 2-7-30】 平成 26 年度学生生活アンケート結果報告書

【資料 2-7-31】 スクールバス無料化及び学生駐車場無料化(CAMPUS LIFE 2015 23P) 【資料 F-5】 に同じ

【自己評価】

学生生活の安定のための支援は、学生サービス・厚生補導のための組織として学生部委員会と事務組織の学生課が中心になり、学生に対する経済的支援、課外活動支援、学生相談、心的相談、障がい者支援、健康管理・相談、留学生支援などが行われ、学生生活の安定のためのきめ細かい支援が実施されている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析結果の活用に関しては、担任制度で日常からの学生の意見を汲み上げ、学生生活アンケートを中心に学生アンケートの実施と分析・検討結果の活用で効果を上げている。また、平成 27 (2015) 年度には学内に 2 か所の「学生意見箱」を設置することにより、学生の意見・要望の収集を実施する予定である。

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

大学の中長期計画を軸に、学生サービスの具体的支援について積極的に充実・改善していく。

1) 学生生活安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織においては学生部委員会と学生課が連携し、現状の問題点および改善の方向と目標を明確にし、計画的な取り組みを行う。そのため、各小委員会による検討結果を具体化していくことにより、学生サービスおよび厚生補導の更なる充実を図ることとする。また教学・事務ともに縦割の組織体制にならないようにするため、学生の視点から見た重要な要素であるワンストップサービス化（窓口業務に限らず入学前から卒業後までのシームレスな連携した対応をいう。）はきわめて重要である。特に学生担任制は、個々の学生を対象に学習と生活の両面にわたるきめ細かな支援と指導を行う観点からきわめて重要であり、更なる充実を図る。留学生の受入体制については、専門スタッフが中心となって支援しているが、各学部・研究科と調整・連携しつつ全学的な視点と立場から、留学生を対象とした入試・教育・生活・就職の全般にわたるサポートを包括的に行うことが求められる。将来的に留学生の在籍学生数が増える場合は、スタッフの専任化とともに独立した組織体制として、国際交流・留学生センターに準ずる全学的組織の整備についても検討する。

経済的な支援について本学では、学業優秀者、経済的に苦しい学生や留学生を対象とし

た奨学金等により経済支援を行っているが、災害時の緊急支援策が未整備であるため、今後検討していく。また、留学生奨学金の一律5割減免を成績による段階的な減免支援への見直し、語学能力優秀者への留学奨学金制度の新設、就職で内定が決まった卒業見込み学生の授業料未納対策などを検討し、様々な経済支援における効果を検証し、少ない財源で実情に合った効果的な支援策を検討する。

課外活動支援において、顧問教員のかかわりが大きく影響している。課外活動を活発にするためには、顧問教員が活動状況を把握し、積極的な参加と助言が必要である。団体状況の把握と問題点等の報告など、情報を共有する場として顧問会議の実施について検討していく。また、リーダー研修会の一環として普通救命講習会を実施してきたが、平成26(2014)年度にグループワークを通して、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)が実行できるリーダーの育成を目的にリーダー研修会を初めて実施した。毎年、定期的な実施を検討していく。また、本学にはボランティアセンターが存在しないため、ボランティア活動の参加には個別に対応している。ボランティア学生の育成は、様々な経験と社会貢献の教育の場として大変重要である。このため、ボランティア情報を集約し、指導を行い、派遣するため、ボランティアセンターの設置を検討していく。そこで、社会貢献の意義などについて理解を深めるための研修会を実施し、イベントを企画することで、地域社会との連携を活発にして社会性を育成していく。

学生相談では、保健室および学生相談室等の運営を始め、健康診断や応急措置、健康相談、心療内科相談、生活相談、心的支援、障がい支援など多面的なサポートを提供している。新たな相談事例と継続事例の増加によって、新規の相談予約が困難となったため、平成26(2014)年度カウンセリング体制の拡充を行ったが、引き続き十分な支援が行えるよう検討を継続して行く。また、守秘義務を徹底するために平成25(2013)年度より開始された守秘義務誓約書への署名を継続する。

心的支援およびメンタル面に関する支援は、カウンセリング等相談活動が展開されているが、これを補うものとして、コミュニケーションに課題のある学生の居場所となる「れいんぼーさろん」の運営を引き続き大学院心理学研究科と連携して行っていくと同時に、平成26(2014)年度に試験的に行っていた「テクミン・タウンゼミ」(集団場面を利用した支援)をれいんぼーさろんへ統合し、一層きめの細かな支援体制の構築を図って行く。また、平成27(2015)年度からは、よりよい人間関係を築くための対人関係研修会(デートDV防止セミナー)を導入する。

障がい者支援では、施設のバリアフリー化が順次進められているものの、全ての建物でバリアフリー化されているわけではないので引き続き充実が求められる。これまで身体障がい者や疾病のある学生についてのバリアフリー化は充実しているが、今後の課題は、発達障がいのある学生への支援の充実である。平成26(2014)年度には、発達障がい(特に自閉症スペクトラム)学生の就労につなげるためのキャリア教育の一環として、図書館及び情報センターにおいて学内ボランティアを実施した。また、障がい学生の就労支援に向けた学内連携整備のため、キャンパスライフ支援室の運営委員にキャリア・就職支援課も加わり連携体制が整えられたが、今後は発達障がい学生の就労支援に向けた外部相談機関との連携を整備することを図って行く。更には学習困難、自閉症スペクトラムのある学生への学修代替方法の手立ての整備、大学外のNPO等との連携を考えて行く。また、障がい

者の権利を保証するためにも合理的配慮に対応できる体制を整備するよう具体的事例を想定した協議の開始に向け検討する。

健康管理では、健康診断を受診しない学生が1割程度存在する。未受診学生は何らかの問題を抱えている場合が多く、休学や退学につながる学生も多い。このため、未受診学生については、積極的な保健指導等を行い支援する必要がある。また、最近の学生は問題が起こっても「どこで誰に話をすればよいのか」「相談室の敷居が高い」「事務所は声がかげにくい」など行動に移せない学生がいる。このため、ワンストップサービス機能として「総合案内（キャンパスコンシェルジュ）」の設置を検討する。また、障がい学生相談窓口として「バリアフリー相談室」の設置を検討する。

留学生支援では、新入生の支援を目的にチューター制度を導入したが、チューターの確保など課題も多い。また、日本人学生団体と留学生で出身国の紹介パネル作成・展示など国際交流を目的に活動し、平成26(2014)年度には日本語スピーチコンテストやクリスマス会など日本人学生との交流の場を増やしたが、より活発に交流するため、日本人学生との昼食会を開催するなど、より深い交流ができる場づくりを工夫していく。

2) 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見等を汲み上げるシステムについては、学生生活アンケート調査以外にも、留学生や全学的学生団体との意見交換を必要に応じて継続的・系統的に実施する。また、学生に対し学事行事への協力を要請する際、ともに共通の課題を解決する主体であるとの認識を学生と共有し、議論を深めるように、意見反映のシステムを改善する。年1回実施している学生生活アンケート調査は引き続き継続的に実施するとともに、学生の意見をよりリアルに反映でき、また回収率をさらに高めていくように、調査票および実施・回収方法を工夫する。留学生アンケート調査も引き続き実施し、時系列的な変化を見ていく。また、新たに学内に「学生意見箱」を設置することにより、学生の意見・要望の収集を実施する。

学生生活アンケート調査の分析結果を踏まえて、既にスクールバスの料金体系を改善したが、その他の学生生活に関する意見の反映に努める。特に学食・売店の営業時間延長とサービス改善は、学生の要望も強くキャンパス滞留時間を高めるための条件整備として不可欠であり、具体化に向け検討を行う。学生会館の利用を促進させるために、ラーニングコモンズルームの設置など利用しやすい雰囲気と環境を整えるとともに、学生が気軽に滞留できる場所として十分な活用を図る。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

作新学院大学の学部の教員組織を表 2-8-1、大学院の教員組織を表 2-8-2 に示す。大学の全教育課程における専任教員の数は、学長・副学長各 1 人を除いて 59 人である。大学院については、経営学研究科、心理学研究科とも教育・研究及び学生指導は学部の専任教員が兼担している。また、総合政策学部は他学部の教員が兼任している。その他、情報センター、地域協働広報センター、大学教育センター、教職実践センター、心理学研究科付属の臨床心理センターは、学部教員の兼務によって運営がなされている。学部・大学院ともに設置基準上の必要専任教員数を満たしている。

- 1) 各学部学科における大学設置基準上の必要専任教員数に対する現員数は経営学部経営学科(10:20)、スポーツマネジメント学科(8 : 8)、人間文化学部人間文化学科(10:31)であり、現員数が各学科の設置基準を満たしている。
- 2) 大学院各研究科専攻の設置基準に対する兼担教員数は、経営学研究科博士課程経営学専攻(9 : 15)、心理学研究科修士課程臨床心理学専攻(5 : 8)で、いずれの研究科・専攻ともに設置基準を満たしている。心理学研究科臨床心理学専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士受験資格大学院の認定を受けている県内唯一の大学院である。同認定協会は、臨床心理士受験資格に関する大学院指定運用内規（平成 25(2013)年 4 月 1 日改正）に、臨床心理士資格保持の教員は 5 人以上、専任教員（教授・准教授・専任講師）は 4 人以上、うち教授が 2 人以上と指定しているが、本学臨床心理学専攻は臨床心理士資格保持の専任教授 2 人、准教授 2 人、0.5 換算の非常勤（客員を含む。）が 3 人で、資格保持者は都合 5.5 となり、この指定を満たしている。
- 3) 特別任用教員制度について

本学は、面倒見の良い教育の実践を掲げており、そのため専任教員とともに授業の担当と学生指導に関与する任期付の教育スタッフとして特別任用教員（以下、「特任教員」という。）制度を導入し教育研究の充実を図っている。その主たる役割は、教育課程の編成と学生指導に関わることであり、原則として認定を受けようとする個別の学部・学科等に所属することとしている。また、本学は、特別任用教員任用規程により、大学設置・学校法人審議会における①当該学科等の教職課程の授業科目を担当すること、②当該学科等の教育課程の編成に参画すること、③当該学科等の学生の教職指導を担当することなど、当該学科の教職課程の運営にあたり、主導的に関与する者を特任教員として任用することとしている。【資料 2-8-1】そのため、教授会等への出席の他、専任教員に並ぶ勤務態様を義務付けている。現在、経営学部 6 人、人間文化学部 7 人、計 13 人の特任教員が学部・大学院の教育に関与している。特任教員の任期は 3 年を原則としており、教育研究上の事由に基づき学長が任期を更新できることとしている。特任教員の採用は、各学部長からの要請により、人事調整会議の検討を経て、運営会議で候補者を決定し、理事長に上申することとしている。

- 4) 客員教員について

本学は、企業や自治体において事業家として活動している社会人を客員教員としてその教育力を大学教育に導入し、実業界の実践や社会の実際を学生に教授し、人材養成教育

の深化とキャリアマインドの醸成を図ることとしている。客員教員の職種は企業経営者、金融関係者、自治体職員、医師、観光業者等多岐にわたり、本学からの要請に応じて、主に二つの役割をお願いしている。一つは、大学の教育科目の授業の担当を行い教育的な寄与を行う客員教員（甲種）、もう一つは、教育上の必要に応じて学生への講和や指導を行う客員教員（乙種）の二つであり、いずれも大学と社会の教育研究を連携させる役割を期待している。客員教員の選任は、各学部長からの要請を受けて、人事調整会議において検討し、運営会議において任用を決定し、理事長に上申する。【資料 2-8-2】

- 5) 各学部・学科の専任教員数は、大学設置基準による必要教員数を満たしているが、学部・大学院において特別任用教員と非常勤講師（客員教員を含め）を任用することにより教育研究の改善と授業科目の充実をはかっている。

表 2-8-1 学部・学科別教員数

学部・学科		専任教員数					設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	専任1人当りの学生数	兼任教員数	兼任(非常勤)教員数(b)	非常勤依存率%
		教授	准教授	講師	助教	計(a)						
経営学部	経営学科	16	2	2	0	20	10	5	20.8	22	30	51.7
	スポーツマネジメント学科	4	1	2	1	8	8	4	19.6	33		
経営学部計		20	3	4	1	28	18	9	20.5	55	30	51.7
総合政策学部	総合政策学科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人間文化学部	人間文化学科	26	2	3	0	31	10	5	10.9	15	25	44.6
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数		—	—	—	—	—	15	8	—	—	—	—
合計		46	5	7	1	59	43	22	15.6	70	55	48.2

- (注) 1. 学長・副学長（各1）除く。
2. 非常勤依存率は、 $[b/(a+b)] \times 100\%$ 。

表 2-8-2 研究科別教員数

大学院研究科 専攻		専任及び特任教員数					設置基準上必要研究指導教員数	設置基準上必要研究指導及び研究補助教員合計	研究指導教員数	研究指導補助教員数	兼任教員数	兼任(非常勤)教員数
		教授	准教授	講師	助教	計						
経営学研究科博士課程 経営学専攻		—	—	—	—	—	5	9	12	3	15	7
心理学研究科修士課程* 臨床心理学専攻		—	—	—	—	—	2	5	7[5]*	1	8	3
—		—	—	—	—	—	7	14	19[5]	4	23	10

- (注) 1. 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会「臨床心理士」受験資格に関する大学院指定 運用内規（平成 25 年 4 月 1 日改正）による指定教員数を [] 内に示す。

6) 教員の年齢構成は、教育研究の活性化のために、年齢構成の平準化が好ましいとされる中、本学においても年齢構成に配慮した教員の採用に注力しているところである。その結果、専任教員、特任教員ともに50歳代、60歳代の比率が25~30%と高いが、40歳代は12%と低く、30歳代は24%と近年比率の増加を示している。この偏りの解消は、教員の定年退職を含めて、年齢構成に配慮した教員を新任で採用することで改善していく予定である。【表 2-8-3】

表 2-8-3 年代別・職位別専任教員数

年代	職位	経営学部		人間文化学部		合計教員数		合計	
		専任教員数	特任教員数	専任教員数	特任教員数	専任教員数	特任教員数	教員数	%
70代	教授	2	0	0	1	2	1	3	4.9%
	准教授	0	0	0	0	0	0		
60代	教授	5	3	6(1)	4	11(1)	7	18(1)	29.5%
	准教授	0	0	0	0	0	0		
50代	教授	6	2(1)	11(2)	0	17(2)	2(1)	19 (3)	31.2%
	准教授	0	0	0	0	0	0		
40代	教授	4 (1)	0	3	0	7(1)	0	7 (1)	11.5%
	准教授	2	0	0	0	2	0		
30代	教授	1	0	0	0	1	0	6 (1)	24.6%
	准教授	0	1	2	0	2	1		
	講師	2(1)	0	2(1)	2	4(2)	2		
	助教	1	0	0	0	1	0		
20代	教授	0	0	0	0	0	0	0	1.6%
	講師	1	0	0	0	1	0		
合計	教授	18(1)	5(1)	20(3)	5	38(4)	10(1)	48(5)	78.7%
	准教授	2	1	2	0	4	1		
	講師	3(1)	0	2(1)	2	5(2)	2		
	助教	1	0	0	0	1	0		

(注) 1. () 内の数字は女性教員の数で内数。
 2. 学長・副学長各1人は経営学部を含む。
 3. 年代は平成27年4月1日現在。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組

【事実の説明】

1) 教員の採用・昇任

教員の採用・昇任等に関しては、「作新学院大学教員の採用及び昇任に関する規程」に必要な事項が定められている。【資料 2-8-3】特に人事の手続きについては、この規程の第5~7条に定められている。教員の採用、昇任、特任教員、客員教員の採用については、各学部長から学長へ人事の申請を行い、人事調整会議、運営会議の議を経て理事長に上申し、採用人事を進める。平成21(2009)年度から、新規の専任採用人事は公募を原則として、学部・学科名、職位と担当分野、応募書類等、及び採用者は原則として県内在住とすることを明記し、研究者人材データベース (JREC-IN) を介して全国募集を行っている。学部に設置した人事委員会が応募者の書類選考及び面接を行い適任者を候補者として選考することとしている。採用・昇任候補者の決定は各学部教授会の議を経て学部長が候補者を学

長に推薦し、運営会議の決定を受けて、理事長に上申する。図 2-8-1 はそのプロセスの概要を表す。

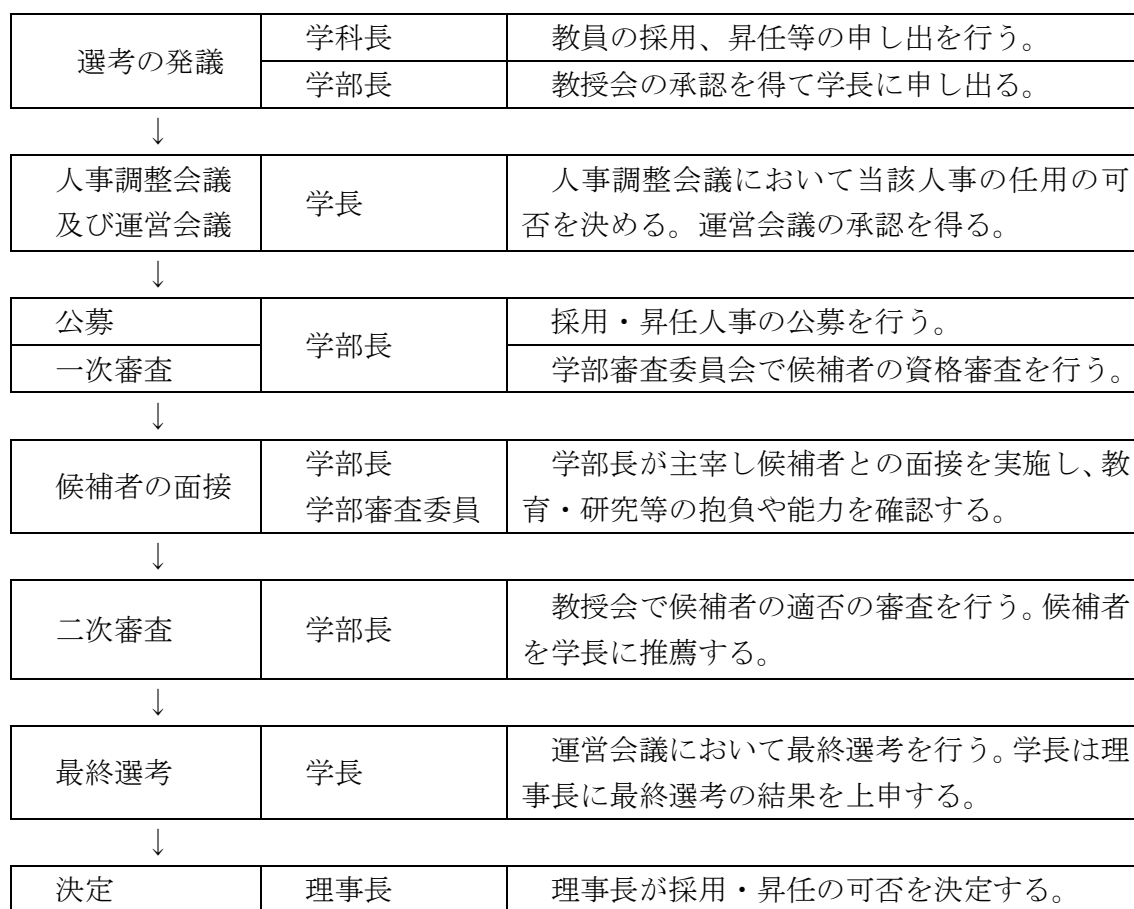


図 2-8-1 教員採用・昇任の手続き

2) 教員の評価システム

教員評価については、平成 19(2007)年度の教育企画会議において、学長方針案が提示された。その後、先行実施大学の事例の調査、教員評価導入と大学の改革改善へのメリット・デメリット等について検討してきたが、平成 25(2013)年度には教育企画会議と人事調整会議の合同会議において教員評価案を作成し、運営会議の議を経て全学教授会に提示し、理事会の承認を得た。平成 26(2014)年度を学内周知期間にあて、教授会等の意見聴取を行った。平成 27(2015)年度を 1 年間の試行期間として、評価・内容・方法等について問題点を抽出し、改革・改善を図ることとした。評価の項目は、授業の実施、研究成果、教学運営への寄与、地域貢献、勤務態様等として、学生の授業評価を含めた教育研究成果についての実績評価、及び大学の教育研究の改革改善への寄与等に関する目的評価について実施することとした。教員は、評価データを自己申告により作成したものを学長宛に提出し、大学執行部により構成する評価委員会が評価にあたることとしている。なお、目標評価は、大学が定める中長期計画及び各年度の事業計画に盛られた事業計画書から教員個々が課題を年度当初に選択し、その選択課題の実施結果を年度末に評価データとして申請することとしている。【資料 2-8-4】なお、学生による授業評価や教員評価に基づく教員表彰は、中

長期計画に定める平成 28(2016)年度から実施する予定である。

3) FD・研修

FD 活動については、本学は ESD(Educational Staff Development)委員会が担当し、事務は学修支援室が担当している。ESD 委員会は、教職員が学生に対して行う教授・指導・助言などの教育的活動と職員による教育的活動への支援についての技能向上を目的とし活動している。本学の教育力向上に向けた実践的な活動に係る企画及び実施、研修会やシンポジウム及び講演会等の開催、学生による授業評価アンケートの実施、ESD の啓発活動(活動報告書等の編集・発行)を行っている。特に平成 27(2015)年 3 月から、任意の 3 人の教員が交代で「自分の授業」について各 10 分間スピーチを行い、質疑応答を交えて授業実践能力の開発を図る研修会を定常的に 2 ヶ月に 1 回開催している。このような取組を定常的・継続的に開催し、教員全体の教育力を高めることを意図している。【資料 2-8-5】

4) 研究費

個人研究費は、教員個々に配布され、専任講師以上の職位には 1 人当たり一律 30 万円配賦されている。使途は物件費の他、半額を研究旅費に充てることができる。【資料 2-8-6】さらに本学では、学内予算により応募型研究費を設定している。これは大学の教育と研究の開発・改善を奨励することを狙いとして、科学研究費の申請・採択率の向上を支援するために、平成 22(2010)年度から学長裁量経費として 1 件当たり 30 万円(調査旅費 5 万円を含む。)を限度に毎年 3 月~4 月に公募し、運営会議構成員が審査員となり、5 月に採否を決定している。平成 26(2014)年の実績は、申請数 15 件と盛況である。また、研究成果は次年度 5 月の全学教授会終了後発表会を実施し、研究成果の確認をしている。【資料 2-8-7】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

教養教育の実施については、教育企画会議において教育方針、方法の骨格について決定し、大学教育センターの教務運営セクションが中心となり各学部教務委員会との調整を経て計画を策定している。運営上の諸課題に対しては、大学教育センターの教務運営セクションが対応し、必要に応じて各学部教務委員会と調整を図っている。本学は全学学生に向けて、共通教育科目として初期導入教育(「基礎ゼミナール」)、リテラシー(素養)教育科目(「英語」、「日本語コミュニケーション」、「日本語表現法」、「情報リテラシー」、「スポーツと健康」、「キャリアデザイン」)、教養教育科目(「教養系」、「言語系」、「自主科目」、「海外研修」)を実施している。入学生の大学教育への動機づけ、社会人としての自律態度の涵養を教育目標としている。そのため学生の満足度と教育目標を達成するために多様で多数の教育科目を開講しており、専任教員のみで実施するのが困難な科目は、非常勤講師を任用して対応している。平成 25(2013)年度より大学教育センターに新設されたキャリア・エクステンション・セクションと就職活動を支援してきたキャリア・就職支援課が連携することによって、教養教育における就業力育成の強化を図っている。具体的には、平成 26(2014)年度新カリキュラムから必修化されたインターンシップの実施体制の整備や公

務員試験講座をはじめとする各種資格取得支援講座の充実を図っている。

【自己評価】

- 1) 教員の採用、昇任の規則は明確であり、適切に運用されている。
- 2) 非常勤講師数が専任の 1.5 倍を超えており、カリキュラムの精選化が必要である。(人間文化学部については、教員免許状授与の教育課程担当教員数に配慮する必要がある。)
- 3) 専任教員 1 人当たりの学部学生数は、概ね経営学部 20 人、人間文化学部 11 人であり、教育目的に掲げる「きめ細かな教育」を十分に実践できるものと判断する。
- 4) 新規就任教員に対して ESD・FD 研究会及び研修会を設け、新任教員には教学と大学の管理に関する初任者研修を丁寧に実施する必要がある。
- 5) 教養教育の実施体制は、大学教育センター事業運営部会の企画に基づき、経営学部、人間文化学部の専任教員、非常勤講師により適切に開設実施されている。

【資料 2-8-1】 作新学院大学特別任用教員規程

【資料 2-8-2】 作新学院大学客員教員規程

【資料 2-8-3】 作新学院大学教員の採用及び昇任に関する規程

【資料 2-8-4】 学校法人船田教育会作新学院大学教育職員の職務評価

【資料 2-8-5】 FD・SD 活動報告書 2014 【資料 2-2-7】 に同じ

【資料 2-8-6】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教育研究費規程

【資料 2-8-7】 教育研究開発改善経費申請者一覧及び配分表

【資料 2-8-8】 ボランティア・プロフェッサー制度 (大学コンソと経済同友会の協定)

【資料 2-8-9】 公認心理師法案要綱骨子 (案)

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

1) 教員の確保と適正配置

教員の確保と適正配置の前提として、明確な教育目的及び教育目標に基づく体系的なコアカリキュラム化が必要であり、これらなくしては適正な教員の確保も配置もおぼつかない。以上の観点に立って開講科目を全学的に見直し継続的なカリキュラム改革を推進する。

2) 教員の性別構成と年齢構成

本学における学生の男女比は約 7:3 であり、専任教員 46 人中、女性教員は 6 人である。新規採用人事において可能な限り女性教員の比率を高めるとともに、若手教員の比率を高め平均年齢の適正化を図る必要がある。

3) 教員の専任と非常勤の関係

本学は、教育重視の面倒見の良い大学づくりを目指していることから、必修、選択必修等の基幹的科目には専任教員を充てることを基本として、日常的な学生への指導や支援に必要な専任教員を確保している。一方、ボランティア・プロフェッサー制度を活用し、学外教育資源の活用を積極的に行い、非常勤講師等の減員を行い、専門的分野の選択科目、実務実践的分野の教育に配慮していく。【資料 2-8-8】

4) 公認心理師法案が国会審議に上程されようとしていることに鑑み、法案成立・施行に備えて現在の臨床心理学専攻の教育体制、教育課程の改訂について検討する。【資料 2-8-9】

5) FD・SD 研修と教職協働

年間スケジュールを組み計画的・継続的に行うとともに、啓発的・学習的な研修からより実践的な研修や取組へと重点を移すものとする。また教員と職員による教育改革を進めるために、教員と職員の協働による研修や実践的取組みを推進していく。

6) 教養教育の円滑な実施と就業力育成の強化

引き続き、大学教育センターの教務運営セクションと各学部教務委員会が連携して教養教育の全学教員参加による円滑な実施体制の構築に注力する。初期導入教育、素養教育、教養教育を柱とする本学学生の修学と社会人としての自律的態度の形成を目指す教育を実施し、またキャリア・デザインの開講等により就業力の育成の強化も図っていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

1) 校地・校舎

本学は栃木県宇都宮市に所在し、併設短期大学と同一キャンパス内に設置されている。校地・校舎の現況については表 2-9-1 「校地・校舎一覧表」のとおりである。これは、大学設置基準において必要とされる校地・校舎面積を十分に満たしている。

表 2-9-1 校地・校舎一覧表

区分	収容定員 (人)	校地			校舎		
		基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	差異 (㎡)	基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	差異 (㎡)
作新学院大学	1,200	12,000	104,656	90,056	7,602.4	26,655	16,202.6
作新学院大学 女子短期大学部	260	2,600			2,850		
合計		14,600	104,656	90,056	10,452.4	26,655	16,202.6

ア 基準校地面積

作新学院大学 収容定員 1,200 人×10 ㎡=12,000 ㎡（大学設置基準第 37 条）

共用する学校：作新学院大学女子短期大学部

収容定員 260 人×10 ㎡=2,600 ㎡（短期大学設置基準第 30 条）

イ 基準校舎面積

学部	収容定員	校舎基準面積	根拠規定
経営学部	720 人	4,627.4 m ²	大学設置基準第 37 条の 2 別表第 3 イ 経済学関係 (720-400) × 1,653 ÷ 400 + 3,305 = 4,627.4
人間文化学部	480 人	2,975 m ²	大学設置基準第 37 条の 2 別表第 3 ハ 文学関係 2,975
合計		7,602.4 m ²	

共用する学校：作新学院大学女子短期大学部

学科	収容定員	校舎基準面積	
幼児教育科	260 人	2,850 m ²	短期大学設置基準第 31 条 別表第 2 イ 教育学・保育学関係

キャンパス内の管理棟から南側に位置する建物が平成元(1989)年開学当初に建設された、第 1 教育棟、第 2 教育棟、第 1 体育館、情報センター、管理棟、学生福祉棟であり、北側に位置するのが平成 12(2000)年に増築された、第 3 教育棟、第 2 体育館、図書館、中央研究棟、学生会館、サークル棟である。

主な校舎は 3 つの教育棟である。第 1 教育棟には、普通教室のほか、演習室、院生共同研究室、心理学実験室、認知生理心理学実験室、理科実験室、スポーツ科学実習室がある。第 2 教育棟には、普通教室や階段教室が設置され、そのほかに演習室、学生ラウンジがあり、学生が講義の合間に休息がとれるように配慮したスペースとなっている。第 3 教育棟は普通教室や階段教室、視聴覚教室、共用音楽室、演習室、ラウンジが設置されている。

主要教室にはマルチメディア装置を利用した授業に対応できるよう、プロジェクター、DVD、スクリーン等が整備されている。マルチメディア装置の老朽化にも対応し、順次入替を実施している。また、バリアフリーとして、身障者用トイレ、スロープが各校舎に設置され、図書館及び情報センターには入口にインターフォンが設置されている。また、身障者用駐車スペースにカーポートも設置している。

その他の施設としては、管理棟と中央研究棟が学内のほぼ中央にある。管理棟には、総務課をはじめとする主な事務室、理事長室、学長室、副学長室、学部長室、非常勤講師控室、会議室がある。また、大学・短大の教職実践センターがあり、主に教職を学ぶ学生たちの学習の場となっている。中央研究棟には、教員の個人研究室、保健室、学生相談室、パソコン室、会議室等を備えている。学生へのワンストップサービスが、平成 25(2013)年 4 月より開始され、教務課、学生課、キャリア・就職支援課が隣接され、学生の生活に教職員が充分に対応できるようになっている。【資料 2-9-1】

2) 図書館

図書館は、大学と女子短期大学部の共用施設で、総面積 5,137 m² (付属施設である作新清原ホールを含む)、閲覧席数 321 席、書架収容可能 32 万冊の自然採光構造のバリアフリーに配慮した施設である。【資料 2-9-2】

平成 23(2011)年 3 月の、「東日本大震災」において、図書館は甚大な被害にあったが、平成 24(2012)年 4 月には、再開館した。5 月には、「開館セレモニー」を開催し、復旧開館を内外にアピールした。開館当初は、資料の配置順や、書庫や小部屋等が使用できなかったが、夏季休業を利用し整備したため、10 月には完全復旧を果たした。【資料 2-9-3】

資料費年間予算は約 2,000 万円で、年間受入冊数は、図書約 2,800 冊、視聴覚資料約 15 点、雑誌約 1,000 タイトル、電子ジャーナル約 5,000 タイトルである。

現在の蔵書冊数は約 24 万冊、雑誌所蔵数約 5,800 タイトル、視聴覚資料約 7,000 タイトル（紙芝居、ビデオ、カセット、DVD、CD-ROM、マイクロフィルム等）である（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）。またインターネット環境の充実により、電子ジャーナルやオンラインデータベースの利用が可能となり、カリキュラムや研究動向に合わせて図書資料の充実を図っている。

また、貴重図書資料として、以下等の図書を所蔵している。

- ① 不思議の国のアリス （1866 年初版本）
- ② Jonson's Dictionary （1755 年初版本）

平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度にかけて、小学校教諭一種免許状取得のための関連資料を、重点的に収集している。

図書館内には、検索用の PC を 7 台設置している。ラーニングコモンズとして、グループ学習室、ゼミ室、ふれあいルーム等を設置し、グループ学習室内には、情報センターやパソコン教室と同じ環境で利用できる PC を 8 台、ゼミ室 1 にはノート PC18 台があり、多くの学生がレポートや卒業論文作成に利用している。特に平成 26(2014)年度は、ゼミ室 1・2 において大型液晶モニターを設置。ゼミ室 2 には、新たにノート PC を 7 台設置した。入口アトリウムは、飲食可能とし、設置されている机上や案内板に新着図書案内を出す等、憩いの場の提供をしている。平成 26(2014)年 6 月より親しみやすい図書館環境の提供および熱中症対策も視野に入れ、蓋つきの飲み物を、持ち込み可能とした。また、毎年新入生オリエンテーション時に、図書館の概要、利用方法などについて詳しく説明を行うことで利用の促進を図っている。平成 24(2012)年度は、新入生向けのガイダンスのほかに、教員からの要望があった場合も含めて、図書館利用ガイダンスを 9 回実施した。

現在、図書館からの情報を、大学 Web ページや学内メーリングリスト等を利用し、学内はもとより、学外への情報発信と提供に努めている。平成 20(2008)年 4 月より、図書館の理解を深め、図書館の利用率の向上を図ることを目的として、図書館広報誌「SAKU らいぶ」の発行を開始し、継続発行している。特に、「らいぶ Question」のコーナーでは、クイズ形式の問題を出したところ、回答者が増えている。図書館への興味を増やそうと内容にも、工夫を凝らしている。【資料 2-9-4】

また、地域貢献として近隣の中高生のインターンシップを受け入れ、図書館での業務体験を実施している。平成 26(2014)年度は、5 校 20 人の受け入れがあった。

生涯学習の場としても一般開放しており、一般利用者に対し、資料の館内閲覧や複写サービス、貸出しなどの便宜を図っている。希望者には一般利用者用のカードも発行している。平成 26(2014)年度の一般入館者数は 1,841 人、貸出し冊数は 245 冊であった。

3) 体育設備

体育施設としては、第1体育館、第2体育館、グラウンド兼サッカー場、テニスコート及び野球グラウンド場を有している。

第1体育館には、バスケットボールコート2面（または、バレーボールコート2面、バドミントンコート6面）を取れるアリーナがあり、その他、ミーティングルーム兼卓球室、更衣室、シャワー室を整備している。第2体育館には、バスケットボールコート1面（または、バレーボールコート2面、バドミントンコート4面）を取れるステージ付アリーナがあり、ステージ下には800脚の椅子が収納されている。また、更衣室、シャワー室、授業やサークル活動に使用するプレー室、ピアノレッスン室（16室）、音楽室、器楽演奏室が整備され、主に女子短期大学の学生が使用している。

グラウンド兼サッカー場は、平成26(2014)年度に人工芝を設置。主にサッカー部が利用しているが、近隣団体等への貸出も実施している。また、夜間照明設備を整備している。テニスコートには夜間照明のついたオムニコートが3面ある。野球場は、両翼94m、センター126mで、同じく夜間照明設備を整備している。また、平成24(2012)年4月には、雨天ピッチング練習場を増設した。これらの設備では複数のクラブが利用するため、事前に使用許可申請書を提出させ、混乱が起きないように努めている。なお、大学で各施設を使用しないときは、事前に使用許可申請を出してもらうことで、地域住民へ開放するようにしている。特に、地域活性化を目的として株式会社栃木SC競技運営本部育成部（アカデミー）と個別連携協力の合意に基づき、栃木SCユースへの施設開放を行っている。

4) 情報サービス施設

情報サービス施設としては、情報センターがある。情報センターの構成員は、情報センター長（兼務）および、大学・短大事務局学修支援室の職員（専任職員2人、嘱託職員1人）である。また、センターの運営方針は、センター長および各学部2人、女子短期大学部1人、大学・短大事務局長、学修支援室長の計8人の委員による情報センター委員会において審議される。

センターには学生が自由に利用できるオープンパソコン101台（講習室および多機能ゼミ室を含む）が設置（オープンスペース用パソコン50台を平成26(2014)年に更新）しており、全てのパソコンにおいてワープロ、表計算、プレゼンテーションを含むオフィスソフト及びインターネットの利用が可能となっている。また、専門性の高い教育の実施及び情報関連以外の授業等での利用に対応するため、画像処理、ホームページ作成、プログラミング等のソフトが、一部のパソコンにおいて利用可能となっている。また、学内情報サービスシステムの導入（平成24(2012)年度にシステムを更新）によりインターネットを利用した授業外での学習環境の充実および連絡事項の確認等が可能となっている。平成26(2014)年度は218日開館し、のべ24,521人、1日平均112人の学生が利用している。【資料2-9-5】

なお、学内ネットワークおよび各教室の情報関連機器としては、平成26(2014)年に主要のネットワーク機器を更新したことにより、基幹部分のギガビット対応（高速通信）、全施設のネットワーク対応、キャンパス内ほぼ全域をカバーする無線LANの通信精度の安定化が計られた他、セキュリティにおいても強化された。

授業用の教室として、パソコン 58 台を整備したパソコン室（中央研究棟）及び図書館ゼミ室（ゼミ室 1 はノートパソコン 18 台、ゼミ室 2 にはノートパソコン 7 台）がある。また、各普通教室への情報機器導入については、プロジェクター、パソコン、大型液晶モニターを段階的に導入している。【資料 2-9-6】

5) その他の付属施設

付属施設としては、平成 18(2006)年 12 月に設置された大学院心理学研究科附属臨床心理センター（「作新こころの相談クリニック」）が、平成 22(2010)年に同一校内に移設されたが、日本臨床心理士資格認定協会のガイドラインの基準に合っていなかった為、平成 26(2014)年に増設を実施した。また、第 1 教育棟は、スポーツマネジメント学科創設を機に、スポーツ教育構想棟として、地域協働広報センター（旧地域連携支援センター）を移設（平成 27(2015)年 3 月）し、さらに、スポーツマネジメント推進センターラボラトリー、コンディショニングルーム、トレーニングルーム及びスポーツ科学実習室等が設置されている。

その他、多目的ホールが図書館に併設されている。多目的ホールは、平成 25(2013)年に地域に親しまれるよう、「作新清原ホール」と名称を変更した。収容人数 600 人、総面積 1,073 m²の建物で、大型スクリーンおよびプロジェクターが設置されている。

平成 24（2013）年 4 月にはプロジェクター及びスクリーンについて、老朽化の為、デジタル対応の機器と交換した。音楽フェスティバルや講演等にも対応できる照明器具が設置してあることから、大学の行事だけでなく、地域住民等が開催するイベント等にも利用されている。

学生食堂は、学生会館内のもの（約 400 人収容）と学生福祉棟内のもの（約 200 人収容）の 2 つがある。学生会館の 1 階には、学生食堂の他、購買部（ヤマザキ Y ショップ）が設置されている。2 階はラウンジ、学生ミーティングルーム、国際交流ひろばがある。学生福祉棟には、開学当初から営業している学生食堂がある。

6) 維持・管理

大学における教育研究環境の適正な維持管理をすることは、大学運営において重要なことである。維持管理は施設課が担当し、専任職員 2 人と嘱託職員 1 人が携わっている。

施設設備の保守点検業務は外部へ委託している。各教室の日常清掃、ゴミ処理、法令に定められた受水槽、高架水槽の清掃・点検、エレベーター保守、電気設備保守、消防用設備保守点検、蓄熱空調機器保守点検、ガス冷暖房機保守、作新清原ホール内の映像音響設備保守点検および舞台照明・機器設備保守点検、情報教育機器保守等の契約を結んでいる。

【資料 2-9-7】

こうした維持管理を効果的に行うため、施設課において施設設備の現状を常に把握し、計画的に維持管理に努めている。平成 23(2011)年の東日本大震災以後、学内の建物について応急危険度判定を実施し、判定結果に基づき、迅速に修繕等を実施した。【資料 2-9-3】

学内警備については、警備会社と契約しており午前 7 時から午後 10 時までは警備員が常駐し、夜間は機械警備に切り替えている。

【資料 2-9-1】 教育棟見取図

- 【資料 2-9-2】 図書館利用のご案内（図書館パンフレット）
- 【資料 2-9-3】 東日本大震災に伴う応急危険度判定報告書
- 【資料 2-9-4】 図書館広報誌「SAKU らいぶ」
- 【資料 2-9-5】 作新学院大学ネットワーク構成図
- 【資料 2-9-6】 学内ネットワーク利用ガイド 2015
- 【資料 2-9-7】 作新学院大学保守契約一覧

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすることが大学設置基準第二十四条に挙げられており、教育効果の観点から適正なクラスサイズを想定し、時間割作成の際の基準にすることが必要である。

本学では、「基礎ゼミナール」のクラス編成にあたっては、10～20人程度になるように配慮している。英語の能力別クラス編成にあたっては、20～40人程度になるように配慮し、特に初級は少人数になるように配慮している。その他、クラス指定の科目については、各科目の教育効果に配慮し、「基礎ゼミナール」のクラスを1～3クラス組合せて編成している。講義科目については、特に履修学生数の管理、調整はしていない。

以上のように「基礎ゼミナール」や「語学」、「演習系」の科目は、多人数にならないように履修クラスを指定するなど履修学生数の適切な管理に配慮している。また、講義科目を含めた1クラス当たりの履修者数も9割近くのクラスが50人未満に抑えられている点も評価できる。また、平成24(2012)年度に履修者数200人を超える必修講義科目が存在したが、時間割配置とクラス指定方法を改善して、平成25(2013)年度には、最多でも150人程度の2クラスに抑えることができた。しかし、平成26(2014)年度は、教養教育科目の精選による1科目当たりの履修者増の影響を十分に配分しきれずに一部選択科目において150人を超えるクラスが増加してしまった。この点に関しては、適正なクラスサイズの維持にこれまで以上の配慮が必要である。（表2-9-2、図2-9-1 参照）

表 2-9-2 履修者数別クラス数の推移

1クラスの履修者数	H24年度	H25年度	H26年度	備考
1～4人	115 (15.3%)	98 (13.2%)	99 (14.1%)	
5～9人	119 (15.8%)	122 (16.4%)	127 (18.0%)	
10～19人	165 (22.0%)	205 (27.5%)	175 (24.9%)	
20～29人	140 (18.6%)	119 (16.0%)	111 (15.8%)	
30～49人	129 (17.2%)	117 (15.7%)	111 (15.8%)	
50～99人	61 (8.1%)	68 (9.1%)	62 (8.8%)	
100～149人	17 (2.3%)	14 (1.9%)	14 (2.0%)	
150～199人	4 (0.5%)	2 (0.3%)	5 (0.7%)	
200人～	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
クラス数合計	751 (100%)	745 (100%)	704 (100%)	

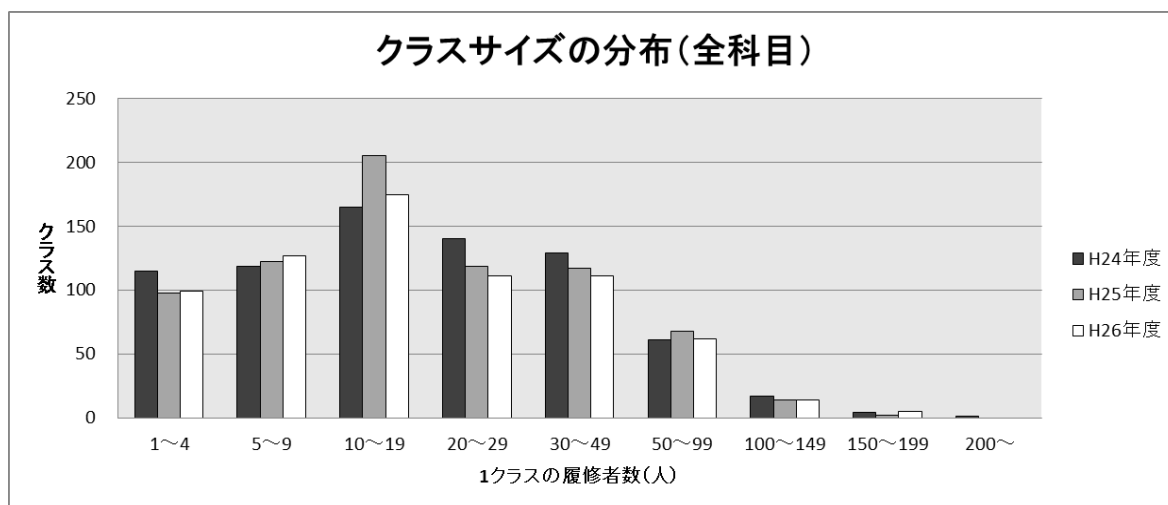


図 2-9-1 履修者数別クラス数の分布

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

校地、校舎、その他の施設の面積は、大学設置基準を十分に満たしており、これら施設・設備の運営・管理も適切に行われているが、次の3点について、更に改善・向上を図っていく計画である。

1) バリアフリー化

バリアフリー化が完全ではない施設（第 2 教育棟の階段昇降機等）も残っているため、今後も段階的により利用が容易なバリアフリー化を図っていく。

2) 情報機器の整備

情報機器に関しては、高度情報化の進展に伴って、多種多様な機器によるネットワーク利用及びアプリケーションソフト利用への対策、セキュリティ強化への対策に取り組む必要がある。今後も、学内ネットワーク機器類の老朽化に対応して、更新作業を計画的に進めていく。さらに、学生・教職員へのサービス向上及び機能強化のための図書館の情報化促進、より良い利用者サービスの徹底に努める。

3) クラスサイズの適正化

「授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。」（大学設置基準第二十四条）に基づき、教育効果の観点から適正なクラスサイズのガイドラインを作成し、時間割作成の際の基準にする。

【基準 2 の自己評価】

本学では、建学の精神及び理念・目的に基づく 3 つのポリシー（アドミッション、カリキュラム、ディプロマ）に沿って、受入体制、教育課程編成、単位認定、修学・生活・キャリア形成支援、教育環境整備を進めている。また、こうした取組みについては、PDCA サイクルに基づく経常的な改善・改革により教育の質保証に努めている。この下で、更なる改善・向上に向けた課題は明確にされているとともに、取組みの成果を確認することもできる。今後は、各項目の改善・向上方策に着実に取り組み、目に見える成果として確かなものにしていく。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-1-①経営の規律と誠実性の維持の表明

本法人の経営の規律と誠実性は、「学校法人船田教育会寄附行為」に基づき維持されており、同寄附行為第 3 条においてこの法人は、「博愛精神に則り、教育基本法及び学校教育法に従い、「作新民」の精神に立脚する学校を設置し、教育事業を行う。設置校は、常に自己を新しくし、社会に貢献する人材の育成を目的とする。」と目的を定めている。

【資料 3-1-1】学校法人船田教育会寄附行為 【資料 F-1】に同じ

3-1-②使命・目的の実現への継続的努力

設置校においては、「作新民」の精神に則り、「組織と人間に関する幅広い教養と実践的な専門性を授け、もって持続可能な社会の創造に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成することを目的とする。」（大学）と定め、より具体化した目的の実現への継続的努力をしている。

【資料 3-1-2】作新学院大学学則 【資料 F-3】に同じ

3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

同寄附行為第 3 条の前段で「博愛精神に則り、教育基本法及び学校教育法に従い」と謳っており、法令順守を明確にしている。又、「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教員倫理綱領」において教員としての義務と責任を基本的な理念として掲げ責務を果たすための指針とした。（1.私立大学教員としての倫理、2.所属大学に対する倫理、3.学生に対する倫理、4.同僚に対する倫理、5.社会に対する倫理）

コンプライアンスに関し、本法人の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的として「学校法人船田教育会コンプライアンス規則」を定めている。公益通報者保護法（平成 16(2004)年法律第 122 号）に基づき、公益通報者の保護、公益通報の処理等を「学校法人船田教育会公益通報者保護規則」により規定している。

また、平成 27(2015)年 4 月に施行された学校教育法の改正により、同法の趣旨を踏ま

えた内部規則等の総点検、見直しを進め、学長の権限を明確にして戦略的に大学を運営できるガバナンス体制の構築を図り大学の組織及び運営体制を整備した。改正に伴って学長の業務執行状況を監査するため、監事による学長評価を平成 27 (2015) 年度から恒常的に実施することとした。

【資料 3-1-3】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教員倫理綱領

【資料 3-1-4】 学校法人船田教育会コンプライアンス規則

【資料 3-1-5】 学校法人船田教育会公益通報者保護規則

【資料 3-1-6】 学校法人船田教育会監事監査規則

3-1-④環境保全、人権、安全への配慮

安全の配慮として、東日本大震災、情報インシデント等を教訓に危機管理について、「学校法人船田教育会危機管理規則」「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部危機管理規程」を見直した。発生する様々な事象に伴う危機に、リスク管理及び危機管理の体制並びに対処方法を想定し、法人と大学・短大部の役割を明確にした。人権に関する配慮として、「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、学生、教職員のハラスメント等の防止及び排除に努め迅速かつ適切に対処している。

【資料 3-1-7】 学校法人船田教育会危機管理規則

【資料 3-1-8】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部危機管理規程

【資料 3-1-9】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程 【資料 2-7-6】 に同じ

【資料 3-1-10】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパス・ハラスメント調査委員会規程

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

情報公開については、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、「学校法人船田教育会情報公開規則」を新たに策定し財務情報及び教育に関する情報の公開を規定した。また、大学 Web ページ上で公開していた財務情報、教育情報等を「情報公開」コーナーに集約し、一元化を図ったことにより、容易な公開情報へのアクセスが可能となった。

また、平成 26(2014)年 10 月から稼働した大学ポータルサイトに参加しステークホルダーへの情報開示を進めており教育情報の公開を充実させている。

【資料 3-1-11】 学校法人船田教育会情報公開規則

【自己評価】

本法人の経営の規律と誠実性は、「学校法人船田教育会寄附行為」に基づき維持されている。「作新民」の精神に則り、使命・目的の実現への継続的努力がなされている。

諸規程は遵守すべき法令、基準等に基づいて準拠する形で適宜検討し制定することとしており適正に管理されていると評価する。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

関係法令を順守し、法人及び大学の経営の規律と誠実性は保たれており、今後も継続していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-2-①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

当法人は、「学校法人船田教育会寄附行為」において、「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めており、理事会を法人の意思決定機関と位置付けており、「理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。常務理事は、理事長を補佐し法人の業務を分掌する。定例理事会は5月、10月、3月に開催し、随時、臨時の理事会を開催している。常勤理事で構成される常勤理事会は、理事会より授権された法人の業務に関する重要事項等について審議、決定している。

また、寄附行為第22条各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員の意見を聴いている。

【資料 3-2-1】学校法人船田教育会寄附行為 【資料 F-1】に同じ

【資料 3-2-2】学校法人船田教育会常勤理事会設置規則

【自己評価】

私立学校法に則り、寄附行為において理事会を最終的な意思決定機関と位置付けており、法人の使命・目的達成に向けて戦略的意思決定ができる体制となっている。常勤理事会は毎月開催され、法人の業務に関する重要事項や教学に関わる重要事項を審議し、理事会に上程される課題について迅速に対応できる体制となっている。意思決定は円滑に行われ、戦略的意思決定ができる体制の整備ができていると評価する。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も戦略的な意思決定が円滑に行えるような体制づくりを継続的に進めていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

1) 学長の権限と責任

大学の最高意思決定機関である学長は、理事会で決定された方針に従い、大学学則第 45 条に則り大学を統督し、校務をつかさどる権限を有するとともに責任を負っている。

学長は、理事会で意思決定された業務の執行にあたる責任を負っており、学長が諮問する大学の審議機関である運営会議を招集し、学内の意見等を調整しながら業務の執行にあたっている。

2) 運営会議

運営会議は、大学運営全般に関する重要事項を審議及び決定し、円滑な遂行を図るために置かれている。このことは学則第 50 条に規定されている。

運営会議のメンバーは、学長の他、副学長、各学部長、大学教育センター長、学生部長、図書館長、キャリア・就職支援部長、入試部長、広報部長、各研究科長、事務局長で組織されており、大学全体の意見が反映された審議が行われるようになっている。

3) 全学教授会、教授会、研究科委員会

全学教授会は学長が主宰し、議長となることが規定されており、運営会議の報告及び連絡調整、各学部に通ずる教育課程の編成と運用に関する事項等が審議されている。

各学部教授会は、各学部長が招集し、議長となり、学部独自の教育課程及び授業、教員の人事、諸規定の制定及び改廃、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与の他、学生の身分に関する事項、試験に関する事項等を審議することが規定されている。

大学院研究科では、各研究科長が各研究科委員会を招集し、議長となることが規定され、各研究科の教育と研究に関する事項を審議することになっている。

4) 教育企画会議、人事調整会議、大学教育センター

運営会議の下に、教育企画会議及び人事調整会議を置き、教育の基本方針及び人事の基本方針を策定する他、教育課程全体の制度設計、科目担当者の配置、大学教育センター、各学部、各研究科の全学的調整に関する事項を審議している。

大学教育センター（以下、「センター」という。）は、教育企画会議が定める方針に基づき、全学体制による共通教育の企画・実施、全学的な教務事務の管理運営、大学教育に関する調査・研究・開発・改善、キャリア教育等の企画・実施及び教育企画会議に対する補佐を行い、教育の質を保証し、高めることを目的としている。センターには教務運営、企画開発、キャリア・エクステンションの 3 つのセクションを置き、それぞれ副センター長が管理統括している。センターの組織と業務を運営管理するためにセンター運営委員会をおき、委員長にセンター長を充てている。

【資料 3-3-1】 作新学院大学学則 【資料 F-3】 に同じ

【資料 3-3-2】 作新学院大学副学長設置規程

【資料 3-3-3】 作新学院大学運営会議規程 【資料 1-3-3】 に同じ

【資料 3-3-4】 作新学院大学全学教授会規程 【資料 1-3-4】 に同じ

- 【資料 3-3-5】 経営学部教授会規程
- 【資料 3-3-6】 人間文化学部教授会規程
- 【資料 3-3-7】 作新学院大学大学院経営学研究科委員会規程
- 【資料 3-3-8】 作新学院大学大学院心理学研究科委員会規程
- 【資料 3-3-9】 作新学院大学教育企画会議規程【資料 2-2-2】に同じ
- 【資料 3-3-10】 作新学院大学人事調整会議規程
- 【資料 3-3-11】 作新学院大学教育センター規程
- 【資料 3-3-12】 作新学院大学教育センター運営委員会内規

【自己評価】

理事会で決定された方針に基づき、学長が業務執行の権限と責任を持ち、学長の意思が各会議体及び組織の長に周知される体系を整えており、それぞれの会議体が持つ機能が明確にされており、連携協力のもとに意思決定、目的達成のための教育研究活動を導くための基本的な枠組みは整備されていると判断できる。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

1) 学長の意思決定に係る学長補佐体制

学長が業務を執行する上で必要な企画や学内の意見調整を行うために、副学長を置き、職務として学長を助け、命を受けて校務をつかさどるほか、学長が、教育研究等に関し策定する企画、立案機能の充実を図るために、学長、副学長、各学部長、各研究科長、大学教育センター長、大学・短大事務局長からなる学長補佐会議を設置し、学長の意思決定を迅速なものにするために、学長を補佐する体制を整えている。

また、大学の将来計画を検討する組織として、学長、副学長、各学部長、各研究科長、大学・短大事務局長、法人事務局長が委員となる作新学院大学将来計画検討委員会を平成27(2015)年1月1日付けで発足させ、入学定員の見直しを検討するなど、学長の意思決定の補佐的役割を果たしている。

2) 大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップ

学長は、運営会議で審議し学長が決定した案件を、全学教授会で周知するとともに常勤理事会、理事会に上申することが規定されており、意思決定の流れが周知徹底されている。

学部長は、学部間で調整が必要な事項を運営会議に付託し、学部で議決された事項を学長に意見として報告し、学長が最終決定する仕組みになっている。研究科長は、審議の結果を学長に意見として報告し、学長が最終決定する。

教育企画会議及び人事調整会議の議長は学長が担当し、決定事項は運営会議に上申され、審議を経て、最終的に学長が決定する仕組みになっている。

- 【資料 3-3-13】 作新学院大学学長補佐会議規程
- 【資料 3-3-14】 作新学院大学将来計画検討委員会規程

【自己評価】

大学の最高審議機関である運営会議で決定された方針に基づき、全学教授会、学部教授会、研究科委員会において、教育研究を遂行する機能分化の基本的枠組みが整備されており、学長のリーダーシップを適切に発揮する体制を整えている。この体制を維持していくことがこれからの大学改革を推進する上でも重要なことである。学長は、大学の意思決定と業務執行のリーダーとして、その責務を十分に果たしていると判断できる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く社会情勢は変化が激しく厳しいものがあり、迅速な意思決定が求められる。学長のリーダーシップが十分に発揮できるよう、副学長、学部長、事務局長をはじめとする各役職者間のコミュニケーションを密にし、学長補佐機能の充実を図り、政策協議の活性化を進め大学改革を推進する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会の構成員は、「学校法人船田教育会寄附行為」第 7 条に、大学学長 1 人、短大学長 1 人が規定されている。また、評議員会においても、同じく第 24 条には、大学学長、短大学長、経営学部長、人間文化学部長、短期大学部幼児教育科長がその構成員として選任されており、大学・短大事務局長は、理事会、評議員会の構成員となっている。

学校法人船田教育会常勤理事会設置規則に基づく常勤理事会においては、理事長、常務理事、大学・短大学長、大学・短大事務局長が構成員となり、原則毎月 1 回開催している。教学に関する事項、重要な規程改正、法人及び大学全体の将来計画や財政検討など理事会の協議事項については、学長が諮問する大学の最高審議機関である運営会議に諮られる。これらにより各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化に大きな役割を果たしている。

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本法人のガバナンスは、「学校法人船田教育会寄附行為」第 8 条に基づき、2 人の監

事を選任し、第16条に基づき、法人の業務及び財産の状況等について監査を実施している。また、「学校法人船田教育会監事監査規則」により、監査の目的等を明確にしている。監事は理事会へ出席して意見を述べることにより、理事会に対するチェック機能を果たしている。

評議員会は、「学校法人船田教育会寄附行為」第20条に基づき設置され、予算、借入金、基本財産の処分事業計画等、重要事項について諮問がなされ、この法人の業務もしくは財産の状況等役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は報告を徴することができる規定されている。また、評議員の選任については、同第24条の選任条項に基づき、以下の21人で構成されている。構成員のうち外部評議員を13人選任することにより、諮問機関としての役割の他、理事会へのチェック機能をはたしている。

- ① 大学学長1人、短大学長1人（学長を兼ねている場合は1人）
- ② この法人の設置する学校に10年以上勤務している教職員のうちから理事会において選任した者2人
- ③ この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者1人
- ④ この法人に特別な関係がある功労者のうちから理事会において選任した5人
- ⑤ 学識経験者のうちから理事会において選任した者11人

また、平成27(2015)年4月に施行された学校教育法の一部改正により、学長の役割、権限を明確化するため関係規程の改正を行った。決定権を有する学長が結果についても責任を負うこととなり、学長の業務執行の状況を恒常的に監査するため、学校法人船田教育会監事監査規則の一部を改正し、監事の監査対象に「学長の業務執行に関する事項」を追加した。

【資料3-4-1】学校法人船田教育会寄附行為 【資料F-1】に同じ

【資料3-4-2】学校法人船田教育会監事監査規則 【資料3-1-6】に同じ

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

ボトムアップの事例：諸事項は委員会等で検討され、重要事項等教学全体にかかわることは、運営会議に上程され審議される。決定事項は常勤理事会の審議を経た後、評議員会の意見を聴き、理事会にて決定される。理事会、運営会議で承認された事項については、全教員及び事務局課長（室長）以上がオブザーバーとして出席する全学教授会で周知が図られる。

事務局は定期的開催される課長会に学長、副学長が参加し諸問題について検討している。また理事長課長会を毎月開催を目途とし、直接理事長に各課の現状報告と問題解決の提案ができる体制をとっており、理事長が法人内の諸業務を把握することで法人全体の運営に活かされている。

理事会には、学長、大学・短期大学部事務局長が理事として出席しており、運営会議には、オブザーバーとして理事長、常務理事が出席している。

これらにより、円滑な意志決定が図られると同時に、相互チェック機能が発揮され、理事長、学長が各々、法人及び教学事項のトップとしてリーダーシップを発揮するとともに、ボトムアップによる意見の集約ができる体制となっている。

なお、中長期目標の理事会決定後、具体的な中長期計画策定に際しては、若手 WG メンバー中心のボトムアップ方式により作業を行った。

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 【資料 3-4-3】 学校法人船田教育会常勤理事会設置規則 | 【資料 3-2-2】 に同じ |
| 【資料 3-4-4】 作新学院大学運営会議規程 | 【資料 1-3-3】 に同じ |
| 【資料 3-4-5】 学校法人船田教育会監事監査規則 | 【資料 3-1-6】 に同じ |
| 【資料 3-4-6】 作新学院大学中長期計画 | 【資料 1-1-4】 に同じ |

【自己評価】

法人部門と教学部門とのコミュニケーションは適切に図られており、意志決定の円滑化に寄与している。法人と大学の管理運営機関の相互チェック体制も整備されており、適切に機能していると判断する。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、本学の教学及び管理運営の改革改善をより一層円滑に推進できるようにするために、理事長及び学長のリーダーシップの発揮とともに、各階層からの多様な意見を取り入れることにより、継続的な発展を担保する大学改革に注力する。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務執行の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

法人の事務組織編成は、法人全体の管理運営を所掌する法人事務局、作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部の管理運営を所掌し、教育・研究を支援する作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部事務局（以下、「大学・短期大学部事務局」という。）を置いている。

法人事務局には、総務課、経理課及び施設課を置き、法人事務局長、次長、総務課長の3人で業務を担当しているほか、大学・短期大学部事務局の総務課、施設課、会計課が兼務で法人業務を担当している。

大学・短期大学部事務局には、事務局長の下に、総務課、施設課、会計課、入試課、教務課、学生課、キャリア・就職支援課、図書課、学修支援室及び地域協働広報センター事務室を置き、それぞれ、課長（室長、事務長）を置いている。各課には、課長等の

もとに課長補佐、係長、書記、書記補、図書課には司書、司書補を必要に応じて適切に配置し、管理運営、教育研究の支援組織として整備しており、各課長等の責任において管理し、業務執行している。

学校法人組織図

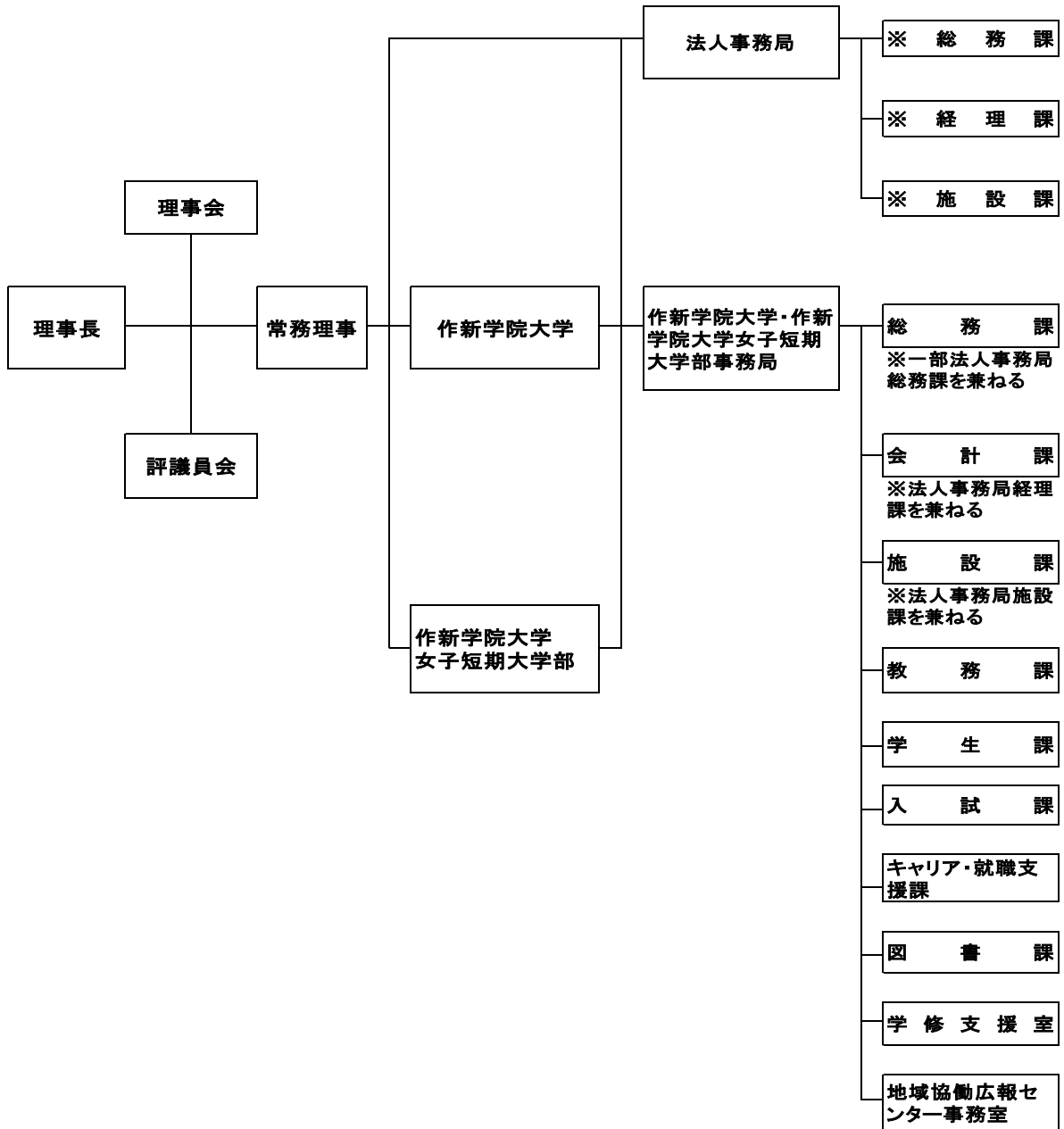


図 3-5-1 学校法人船田教育会事務組織図

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

法人事務局長は、理事長の命を受けて法人事務を総括し、所属課長を指導監督して所管事項を掌理している。大学・短期大学部事務局長は学長の命を受けて大学・短期大学部事務を総括し、所属課長等を指導監督し所管事項を掌理することになっている。課長

以下も同様に定められている。

法人事務局及び大学・短期大学部事務局各課の事務分掌は、具体的に規定されており、それに基づいて業務執行を行っている。さらに、大学・短期大学部事務局長の指示により、各課各事務分掌の担当者を明確にするために、各業務の複数担当者を課長のもとで定めており、責任の所在を明確にしたうえで、業務遂行を円滑にし、効果的な執行体制が確保されている。

本法人の事務業務の執行は、理事長及び常務理事の指揮監督の下、法人事務局、大学・短期大学部事務局の各事務局長が適切に管理している。法人事務局長及び大学・短期大学部事務局長は、理事会及び評議員会の構成員として、審議に加わるとともに、決議決定事項を速やかに所管する各部署に伝達し、その執行を管理している。大学・短期大学部事務局では、事務局長が毎月曜日に朝礼を行うほか、原則として第1月曜日及び第3月曜日に課長会を開催し、理事会、常勤理事会の決定事項の報告の他、行事等の情報共有、各種委員会等の審議事項や決定事項を各担当課長から報告する他、学内の課題を協議することとしている。各課の職員には課長をとおして課長会の内容を報告し、周知している。

毎年度、大学・短期大学部事務局長が提示するアクションプランに基づき、各課長は課のアクションプランを策定し、各課職員は課長のアクションプランにより目標課題を設定し、課長が職員のモチベーションを高めるよう目標管理を実施している。

大学の使命・目的を達成するために、大学運営会議のもとに全学的な委員会を配置し、教員のほか事務担当部署の課長他職員が構成員として参加している。委員会等の決定事項が関係部署に遅滞なく伝達されることにより、教育研究活動を教員と職員との連携により協働で執行し、推進する役割を果たしている。

【資料 3-5-1】 学校法人船田教育会事務組織規程

【資料 3-5-2】 各課事務分掌

【資料 2-7-2】 に同じ

【資料 3-5-3】 平成 27 年度各課アクションプラン

【資料 3-5-4】 作新学院大学大学教育センター規程 【資料 3-3-13】 に同じ

【資料 3-5-5】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部地域協働広報センター規程

【資料 3-5-6】 作新学院大学教員養成カリキュラム委員会規程 【資料 2-2-12】 に同じ

【資料 3-5-7】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部入試部委員会規程

【資料 3-5-8】 作新学院大学国際交流・留学生委員会規程 【資料 2-7-5】 に同じ

【資料 3-5-9】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャリア・就職支援委員会規程

【資料 3-5-10】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部情報センター委員会規程

【資料 3-5-11】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 ESD 委員会規程 【資料 2-2-6】 に同じ

【資料 3-5-12】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部図書館委員会規程

【資料 3-5-13】 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部学生の厚生・指導に関する規程 【資料 2-7-1】 に同じ

【自己評価】

法人事務局及び大学・短期大学部事務局は、それぞれの事務局長のもとに管理され、各課の役割と責任を明確にし、各組織決定に基づいた内容を、教職協働で機能的に業務執行できる体制を整えていると判断する。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

職員の資質・能力向上のために ESD 委員会を設置し、教員の FD 活動と並行して職員の能力向上策として、毎年、夏期休業期間等を利用して複数回の SD 研修会を法人及び大学・短期大学部事務局長の主導で実施するほか、私学研修福祉会や私立大学情報教育協会等の主催による外部研修会に関係部署の職員を派遣し、成果を各部署に反映させている。

法人事務局では、新採用職員に対して、初任者研修を実施し、円滑に業務に入れるよう指導している。また、事務職員には、中長期計画、理事長方針、学長が提示する課題、大学・短期大学部事務局長が提示する事務局のアクションプランに基づき、各課長がそれぞれの課におけるアクションプランを作成し、それをもとに各職員が目標を立て、年間を通して目標管理を実施している。公正かつ適切な人事処遇を行うために人事考課を年 1 回実施し、課長による部下の面談を通しての指導、問題解決の助言を行い、モチベーションの維持向上を図っているほか、大学・短期大学部事務局長による課長の面談を通しての指導や各課の状況把握により人事異動の際の参考としている。人事考課で好成績を挙げたものには、待遇面で配慮している。

【資料 3-5-14】 学校法人船田教育会職員研修規程

【資料 3-5-15】 学校法人船田教育会事務局職員人事考課規則

【資料 3-5-16】 FD・SD 活動報告書 2014 【資料 2-2-7】 に同じ

【資料 3-5-17】 平成 26 年度研修参加実績報告書

【自己評価】

職員の資質・能力向上のために、SD 研修、外部研修、目標管理や人事考課等の施策を実施しており、効果をあげているが、更に効果を上げるためには、評価の職員個人へのフィードバックの徹底や、職位別研修、事務効率化のための研修が必要である。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

1) 職員相互の意識改革

前回の第三者評価（平成 21(2009)年度）で課題であった、学生のためのワンストップサービスは、平成 24(2012)年度末に教務課及び学生課を管理棟から中央研究棟へ移動し、キャリア・就職支援課と廊下を挟んで向かい合わせとなることで実現した。さらに業務遂行の機能性を高めていくために、お互いの業務を理解しあう職員相互の意識改革を進めてい

く。

各課の連携や協力体制を構築して、事務の効率化を推進するためには、事務分掌の見直しや、効果的な人事異動、学内の情報伝達制度の構築が求められる。具体的には、IR 機能の組織の明確化や、学内業務システムの「キャンパスプラン」のデータを各課で共有することにより事務の効率化をめざし、職員間の意識向上につなげる。

2) SD 活動の充実

本法人としては、職員の資質向上について、中長期計画の重要な課題としていく。教職協働で大学改革を推進するために、改革意思、危機意識を統一し、合意形成力やコミュニケーション能力を持つ職員の育成を行う。また、積極的に大学改革に取り組める職員の資質、能力を向上させるためには、職位別研修や情報収集能力を向上させる必要がある。学内業務システム「キャンパスプラン」内データを活用するために、EXCEL 等の情報機器の活用能力の技術習得を進め、更に収集データの分析ができるように研修を推進する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

本学は、平成 23(2011)年度より新財政 4 カ年計画（平成 23(2011)年度～平成 26(2014)年度）を作成し、本計画に基づく財務運営を行っている。当初 2 年間（平成 23(2011)、24(2012)年度）は、東日本大震災に係る補助金増加等の特殊要因はあったものの、平成 24(2012)年 1 月からの基本給与の大幅削減（教員 15%、職員 5%）、経費支出予算の厳格な執行等の施策により帰属収支差額は中期計画を達成した。ただし、平成 25(2013)年度までは、入学者数の減少傾向は続いており、平成 26(2014)年度の入学者は 242 人、平成 27(2015)年度は 257 人と増加に転じたものの、帰属収支差額の支出超過が継続している。（表 3-6-1）

表 3-6-1 在籍者・帰属収支差額の推移（法人合計）

（単位：人、百万円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
在籍者	1,259 人	1,262 人	1,210 人	1,200 人	1,220 人
大学学部入学者	224 人	227 人	210 人	187 人	242 人
帰属収支差額	△15,238	△196	△113	△249	△320
同上(中期計画)	—	△352	△314	△206	△20

（注）在籍者数は、各年 5 月 1 日現在。

このような状況の中、平成 27(2015)年度より新たな「中長期財務計画」がスタートしている。財務計画の前提となる「中長期目標」については、平成 24(2012)年度後期から理事会の委嘱を受けた作新学院大学運営会議において検討を重ね、平成 25(2013)年 10 月に理事会・評議員会の承認を得た。平成 26(2014)年 10 月に、それに基づく具体的な項目別プログラムとして「中長期計画」を策定した。教学面の改革実行に向けた工程表の作成とともに、財務面においては入学者数の計画を教職員の合意のもとで作成し、その目標に向かって学生確保に注力している。

【資料 3-6-1】 新財政 4 カ年計画＜平成 23(2011)年度～平成 26(2014)年度＞

【資料 3-6-2】 中長期財務計画 ＜平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度＞

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

収支均衡のためには、学生数増加による収入増加が必須であり、学生のニーズを把握し満足度を高めるべく、学部改組、入試広報活動の強化、及びキャリア教育の拡充等に取り組んでいる。

学部改組については、平成 26(2014)年度から経営学部を 2 学科体制に変更し、新たにスポーツマネジメント学科を新設。初年度の入学者は、定員 60 人に対し 71 人、平成 27(2015)年度は 94 人と順調な成果を上げることができた。

入試広報活動に関しては、スポーツに関心のある学生を取り込むべく、平成 26(2014)年度に女子バドミントン部（現在は「バドミントン部」）を創設し、当該部の監督候補者を平成 25(2013)年度より嘱託職員（平成 26(2014)年度より専任職員）として採用。また、サッカー部員のスカウティング活動強化のために要員の確保を図った。（平成 25(2013)年 8 月から業務委託契約。平成 26(2014)年度から専任職員。）また、平成 27(2015)年度から入試課に嘱託職員を 1 人増員した。

キャリア教育の拡充については、平成 26(2014)年度から、キャリア・就職支援課の嘱託職員を専任職員とし、インターンシップ教科の必修化に対応。また、在学生の資格取得支援のために大学教育センターにおいて開講される資格取得支援講座の担当教員として、平成 26(2014)年度後期から会計学担当の特任教員を 1 人採用した。

【自己評価】

（外部資金の導入状況等）

寄付金については、平成 26(2014)年度実績は 100 万円と極めて低い水準であることから、寄付金募集の活性化を図るべく、後援会や同窓会への募集活動を定期的実施することとしている。

科学研究費助成事業については、平成 26(2014)年度科学研究費は 8 件 7.2 百万円を獲得したものの、未だ十分でなく、引き続き申請件数を増やしていくための勉強会を実施し、獲得額の増加に注力している。

資産運用は元本保証の金融商品（定期預金）で運用しており、大幅な運用収益増加の期待は見込めないものの、平成 25(2013)年度に借入金の条件改善（金利をほぼ 1%引下げ）に成功し、借入金利息支払の負担を大幅に軽減することができた。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

新たにスタートした「中長期計画」に基づき、具体的な項目別プログラム、特に、入学者数の計画目標値を達成することが重要であり、これらのプロセスを経て収支の均衡を目指す。まず、キャッシュ・フローの均衡を達成し、その後、基本金組入前当年度収支差額（旧基準の帰属収支差額）の均衡を目指す。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

本法人の会計処理は、予算・執行・決算並びに日常業務について会計基準・経理規程等に則り適正に行われている。また、止むを得ない予算転用や予備費使用については都度稟議し理事長が決裁しており、予備費で対応できないものは予算補正も適正に行っている。

【資料 3-7-1】 学校法人船田教育会経理規程

【資料 3-7-2】 学校法人船田教育会経理規程施行細則

【資料 3-7-3】 学校法人船田教育会資金運用規則

【資料 3-7-4】 計算書類

【資料 3-7-5】 理事会議事録、評議員会議事録

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

本学では、公認会計士（監査法人）による会計監査と監事による監査を行っている。公認会計士とは監査契約を結び、年間で延 30 日程度の監査を受けている。日常的会計処理や会計帳簿書類等についての定期的監査のほか、学校運営について理事長からその方針や将来構想等の聴取も行われている。

【資料 3-7-6】 監査報告書（独立監査法人）

【資料 3-7-7】 監査報告書（監事）

【資料 3-7-8】 学校法人船田教育会監事監査規則 【資料 3-1-6】 に同じ

【自己評価】

会計処理及び会計監査体制の整備と厳正な実施が適正に行われている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度より施行の学校法人会計基準の一部改正に準拠し、引き続き、適正な会計処理を実践していく。また、監査の実効性を更に高めるため、監事監査規則に則った厳格な監査実施を徹底していく。

【基準 3 の自己評価】

経営・管理体制については、上記のとおり適切に運営されていると認識している。財務基盤と収支については、未だに収支均衡には至っていないことから、引き続き学生確保と経費の削減に最大の努力を払う必要があると認識している。

今後、新たに作成した平成 27(2015)年度スタートの中期財務計画に基づき、収支の均衡を目指し、財務体質の改善・強化を図っていく所存である。そのためには、学納金及び補助金等の収入の増加に注力するとともに、支出の削減が必要である。ただし、現状の体制を前提としたところでは、一度膨れ上がった経費の削減は容易なものではないことから、教学部門における不採算部門の縮小・廃止を含めた教育分野における選択と集中の判断が必須と考える。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

本学では、平成 4(1992)年に「作新学院大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、「作新学院大学自己点検・評価委員会」を発足させた。平成 19(2007)年には、第三者評価の受審に備えて委員会を強化することとし大学評価委員会として発展的に改組した。同委員会は、学則第 4 条「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行うものとする。」に基づいて設置され、委員会規程の第 2 条に「委員会は、本学の自己評価の在り方及び教育・研究活動の状況を点検し評価することを目的とする。委員会は本学における教育研究の環境の改善と水準の向上を図り、魅力的で活力に富む特色ある大学づくりに資するため、組織的かつ継続的に自己点検評価を行い、もって大学の社会的責務を果たすことに努める。」と規定している。

【資料 4-1-1】作新学院大学大学評価委員会規程 【資料 1-2-4】に同じ

【資料 4-1-2】作新学院大学大学評価委員会（ワーキンググループ）に関する申し合わせ

【資料 4-1-3】作新学院大学学則 【資料 F-3】に同じ

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

大学評価委員会は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、ESD 委員会委員長、各学部から選出された教員各 1 人、事務局長、その他学長が必要と認める者から構成されており、バランスの取れた構成となっている。

委員会の下には大学評価ワーキンググループ(以下、「大学評価 WG」という。)と PDCA サイクル点検作業班(以下、「PDCA 作業班」という。)がある。前者は、評価書作成のための調査と資料収集、執筆の実作業に当たっている組織である。大学評価 WG のメンバーは各学部の自己点検・評価委員及び学長が委嘱した者で、自己点検評価書を構成するために必要なメンバーとしての、教員や事務職員が選任されている。また、このメンバーの中の数人(現在は教員 2 人及び事務局長)が特別委員として、評価書の最終的なとりまとめにあたる。自己点検評価書に記述されている改善・向上方策を実施して PDCA サイクルを確保するため、平成 26(2014)年 10 月に PDCA 作業班を設置した。

構成メンバーは、教員、事務職員から選任され特別委員の教員 1 人を班長として活動している。

その他、事務職員においては、大学・短大事務局長が主宰する課長会を隔週定例として開催し、大学の教学・管理運営に関わる実務的な課題を共有し、全学的な視点からスピード感を持って解決にあたり大学の日常業務の円滑な運営に貢献している。課長会には常務理事、学長がオブザーバーとして出席しており、課長会の提起を受けて必要な事項は運営会議・理事会に諮り解決にあたることとしている。

【資料 4-1-4】 PDCA サイクル点検作業班発足に関する資料

【資料4-1-5】 平成26年度「改善・向上方策」個表（A・B面）

【資料4-1-6】 平成27年度「改善・向上方策」個表（A面）

【資料 4-1-7】 平成 26 年度課長会 資料

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

本学の自己点検評価報告書が作成された時期及び掲載方法は、以下の通りである。

- ・ 平成 20(2008)年 3 月（平成 19 年度自己点検評価報告書の目次と概要を大学 Web ページ上に掲載。現在は掲載していない。）
- ・ 平成 21(2009)年 3 月（平成 20 年度自己点検評価報告書を大学 Web ページ上に掲載。現在は掲載していない。）
- ・ 平成 22(2010)年 3 月（平成 21 年度作新学院大学自己点検・評価報告書。日本高等評価機構の評価を受審。評価報告書、認定証とともに大学 Web ページ上に掲載。）
- ・ 平成 26(2014)年 3 月（平成 25 年度自己点検評価書を大学 Web ページ上に掲載。）

平成 22(2010)年以降、自己点検・評価で明らかになった問題点を PDCA サイクルにより分析し改革を進めるという方針を掲げたが、個別的な実施においては十分な効果を上げるには至らないまま現在に至っている。その理由のひとつとして、平成 22(2010)年度及び平成 26(2014)年度の二度にわたる経営学部の改組再編、平成 24(2012)年度の間人文学部の改組改革において、本学の教学の改革と改善に多くのエネルギーを投入したことが挙げられる。

今回、その反省に基づいて、大学評価委員会の中に PDCA 作業班を設けた。平成 25(2013)年度自己点検評価書に記述されている改善・向上方策の実施状況について検討をし、その結果は平成 27(2015)年度自己点検評価書（本評価書）に反映されている。

また、平成 27(2015)年 4 月、平成 10(1998)年の大学審議会の答申に基づき、少なくとも 4 年に 1 度、自己点検評価書を作成することとした。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA 作業班は平成 25(2013)年度自己点検評価書に記述されている改善・向上方策の実施状況をチェックした。平成 27(2015)年度自己点検評価書にその結果を改善・向上方策として反映させたが、それに基づく新たな自己点検評価事項を PDCA サイクルにより確実に

することを旨とする。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

大学評価に用いるエビデンスは、事務局で管理している学生・教職員に関する基礎データ、規程類、ESD 委員会で実施する授業アンケートや学生部委員会で実施する学生生活アンケートなどの集計データなどがある。また、教員個人の研究業績、社会への貢献は、「作大論集」に記載している。事業報告書、自己点検評価書、第三者評価の結果等については大学 Web ページに掲載している。これら学内外に発信している資料を利用しているので、その客観性は十分に担保されている。

【資料 4-2-1】 学校法人船田教育会規程目次、作新学院大学規程集目次、
作新学院大学大学院規程目次 【資料 F-9】に同じ

【資料 4-2-2】 授業評価アンケートおよび同集計結果

【資料 4-2-3】 学生生活アンケートおよび同集計結果

【資料 4-2-4】 作大論集 第 5 号

【資料 4-2-5】 大学 Web ページ（情報公開のページ）

(<http://sakushin-u.ac.jp/disclosure/page.php?id=110>)

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

自己点検・評価の最初の作業は大学評価 WG によって行われる。各評価項目の担当者はその評価項目に関係のある委員会の教員や事務組織の職員である。この段階で、現状把握のための調査やデータの収集・分析が行われる。ここでは、4-2-①で述べたデータが利用される。評価項目ごとに作成された文書やエビデンス集が大学評価 WG でまとめられて大学評価委員会で検討され、運営会議に上程される。各評価項目の担当者による調査やデータの収集・分析では、事実に基づいた緻密な作業が行われるが、他の評価項目との関係は、大学評価 WG、大学評価委員会、運営会議へと検討の場が移される中で、大学全体を見渡したうえでの分析が行われる。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

4-1 で述べたように、点検と評価の内容については大学評価委員会及び大学評価 WG によって検討される。これらの結果は運営会議での審議、さらには全学教授会での報告によって全教員に周知され、職員については課長会を通して内容が共有されている。最終的に、自己点検評価書は大学 Web ページ上で掲載され、社会へも公表されることになる。

【資料 4-2-6】 大学 Web ページ (大学評価のページ)

(<http://www.sakushin-u.ac.jp/about/page.php?id=90#ctl-inner>)

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後とも、透明性の高いエビデンスを用いての自己評価を実施していくが、新たに発足した PDCA 作業班による改善・向上方策の実施状況のチェックと合わせることで、よりよい自己評価を実施する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

平成 21(2009)年度に日本高等教育評価機構の第三者評価を受審して「認定」をいただいたあと、その時の指摘事項について具体的な改善・向上方策を提示しその実現に向けて動き出した。第三者評価結果を大学改革につなげていく体制を強化し機能させるため、PDCA 作業班を平成 26(2014)年 10 月に立ち上げ現在、作業が進行している。

【資料 4-3-1】 大学 Web ページ (大学評価のページ) 【資料 4-2-6】 に同じ

(<http://www.sakushin-u.ac.jp/about/page.php?id=90#ctl-inner>)

【資料 4-3-2】 PDCA サイクル点検作業班発足に関する資料 【資料 4-1-4】 に同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 27 年度自己点検評価書に記述された改善・向上方策の実施状況を、PDCA 作業班で検討し、その結果を大学改革に反映するというサイクルが機能するべく努力を維持する。

【基準 4 の自己評価】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価に基づく大学改革を進めるために大学評価委員会のもとに、自己点検評価書の作成のための WG、及び PDCA 作業班が設置され、自己点検・評価運営体制は整備されている。

自己点検・評価の結果は学内で共有され、大学 Web ページ上に掲載されて社会に公表されている。

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みについては、平成 27 年度自己点検評価書の改善・向上方策の実施状況を PDCA 作業班がチェックし、大学改革に反映させるサイクルの実現を目指している。

Ⅳ 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A-1 地域貢献・地域連携に関する実践と組織体制の構築

《A-1 の視点》

A-1-① 地域貢献・地域連携に関する実践と情報共有

A-1-② 地域貢献・地域連携の方針の明確化と組織体制の構築

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域貢献・地域連携に関する実践と情報共有

【事実の説明】

作新学院大学は、中長期目標として、「世界的視野に立ち、地域社会に貢献することで、人類の福祉に貢献できる人材」の育成を目指している。さらに、この目標を具体的に実現するための施策の一つとして、「実学を重視し、地域社会と世界をリードする人材の育成の拠点を目指す」、との項目を挙げている。

本学はこの方針に沿って、平成 20(2008)年に大学の使命・目的に基づいて独自に設定した地域連携支援センターを設け地域の経済界、企業、自治体との活動を開始した。平成 26(2014)年度には中長期計画を設定し地域貢献・地域連携の基本方針を本学と地域社会双方の協働事業の推進と協働広報活動を包括した連携事業と明確化するとともに、実行組織として地域協働広報センターを設置し、協働連携活動を開始した。この中では、栃木県において活躍する 4 つのプロスポーツチームとの連携協力協定の締結と本学経営学部スポーツマネジメント学科の設置が新センター設置の契機となった。

作新学院は、明治 18(1885)年の開学以来、地域とのつながりを大切に、地域に貢献し、かつ、地域とともに発展してきたが、特に大学においては平成元(1989)年の開学以来、「地域と共に歩み地域に学ぶ」をスローガンとして、地域との連携を深めてきており、またその実績も生み出しつつある。本学が行う地域貢献は、教職員個々の社会活動、各研究室のゼミを通じた教員と学生の組織的活動、栃木県内の企業・スポーツ団体や自治体との連携事業、さらに県内の産学官の連携による連携事業、学校教員の教員免許状更新講習及び司書教諭講習への機会提供、大学の施設設備の提供による地域貢献など多くの項目にわたって実行している。具体的には、まず、地域への優秀な人材の供給、次に、自治体や団体との連携、また、産学官の連携、さらに、教育現場との連携、そして、最後に、生涯学習への貢献、付属施設の貸出による地域貢献、などがある。

以下、これらの内容について述べる。

1) 地域に貢献する実践的な人材の育成

本学入学生に占める栃木県出身者は、75%（過去 5 年間の平均）であり、また卒業生の 70%は県内に就職している。このことは、本学の教育の第一の使命は、地域に貢献する人材養成にあり、地域の発展に貢献できる社会人の育成にあることを明確に示している。実

際、建学から 26 年を経過する本学の卒業生の多くは、県内の企業、自治体、に就職し、地域の発展のためそれぞれの組織体において、中心的な人材として活躍をしている。その職種は、銀行員、警察官、消防士、会社員、学校教員、市町村役所職員、臨床心理士から企業後継者、起業家、会社経営者等多岐にわたる。また、県外から本学に学んだ学生も平成 26(2014)年度には 34%が栃木県内に就職し、地域活性化に貢献している状況にもある。

【資料 A-1-1】 作新学院大学入学者の出身地分布

【資料 A-1-2】 平成 26(2014)年度就職状況一覧表

2) 県内 4 プロスポーツチームとの連携事業

本学は平成 25(2013)年 9 月、県内の 4 つのプロスポーツチーム（サッカー：栃木 SC、バスケットボール：リンク栃木ブレックス、アイスホッケー：HC 栃木日光アイスバックス、自転車ロードレース：宇都宮ブリッツェン）と、地域プロスポーツ団体との連携によるスポーツを通じた地域振興を目的として、連携協力協定を締結した。この連携協力協定に基づき、プロスポーツチームの経営課題の調査・研究、スポーツを運営する人材の養成及びスポーツ選手の育成、県・市等の自治体・地域経済界（栃木県経済同友会）との協働によるスポーツ・プロモーションの創出等の地域課題の研究を進め、栃木県において 4 プロスポーツチームが活躍する利点を生かした地域振興を図る実践的な活動に取り組んでいる。

その第一歩として、本学は平成 26(2014)年度、経営学部にスポーツマネジメント学科を設置し、スポーツ経営の人材養成に取り掛かった。2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催及び 2022 栃木国体の開催決定による栃木県民のスポーツ志向の高まりに応える結果となり、60 人の入学定員をはるかに超える志願者を迎えることとなった。さらに、本学は平成 26 (2014) 年に人工芝サッカー場を敷設し、株式会社栃木 SC 競技運営本部育成部（アカデミー）と個別連携協力合意書を結び、栃木 SC ユースと本学チームの育成を図り、地域スポーツ振興への貢献に取り組んでいる。

一方、平成 26(2014)年 3 月、本学及び 4 プロスポーツチーム代表ならびに栃木県経済同友会関係者の 3 者主催により地方自治体担当者の協力を得て、スポーツによる地域振興策の研究会、「プロスポーツ振興『栃木モデル』構築に関する研究会」を設立した。この研究会は、平成 27(2015)年 2 月までに 4 プロスポーツチーム、経済界、自治体、研究機関、市民の参加を得て都合 12 回開催し、スポーツマネジメントの専門家によるスポーツ・プロモーション、ツーリズム、地域スポーツ、ジャーナリズム、ビジネス、PR 作戦など 5 回の講演会と 7 回の実践研究会を開催し、その成果を「報告書」に取り纏めスポーツによる地域振興策「栃木モデル」として政策提言した。スポーツによる地域振興策「栃木モデル」をさらに深化させながら公表・発信し、栃木県のスポーツを核とした地域活性化の好循環の創出を目指すことを期待している。

この活動を通じて、本学は平成 26(2014)年 10 月にスポーツマネジメント推進センターを立ち上げ、「栃木モデル」研究会の研究成果を継続・発展させ、栃木県におけるスポーツによる地域振興の発展に寄与するとともに、経営学部スポーツマネジメント学科の学生のスポーツ経営のインターンシップによる実学を支援することとした。

【資料 A-1-3】 4 プロスポーツチームとの連携協力に関する協定書

【資料 A-1-4】 栃木サッカークラブとの連携協力合意書及び付帯事項

【資料 A-1-5】 プロスポーツ振興「栃木モデル」構築をめざして

<http://www.sakushin-u.ac.jp/>

【資料 A-1-6】 「栃木モデル」研究会報告書

【資料 A-1-7】 スポーツマネジメント推進センター規程

3) 減災・リスクマネジメントへの取組

3.11 東日本大震災の折には、本学の経営学部前橋ゼミを中心に栃木県内に避難・移住している被災者の支援活動を行った。また、全学での義援金募集、教員有志による岩手県大槌町の被災地支援活動をしている「ハートネット東和」への支援金送付をはじめ復興まちづくり支援を行ってきている。さらに本学学生が中心となり、県内他大学の学生との連携による支援活動も行っている。これらの支援活動と並行して、東日本大震災を体験した学生に向けて、本学の共通教育授業科目「環境論」において、「巨大地震・巨大津波、原発事故、地球温暖化」をテーマに防災・減災の意識の改革を目指す授業を開始した。

本学は、東日本大震災および原発事故被害からの復興に注目し、平成 26(2014)年 11 月に栃木県の協力を得て特定非営利活動法人栃木県防災士会と連携協定を締結し、栃木県及び北関東の防災・減災の課題調査、地域の危機管理（リスクマネジメント）に関する取組の推進、危機管理の在り方、地域を守る防災・減災の行政・防災士会・大学との連携、さらに、災害時の防災・減災への具体的対応方法、および、平時の防災・減災への必要な備え、防災教育の促進等について取組むこととした。この協定の事業として、特定非営利活動法人日本防災士会主催による、参加者公募による防災・減災のモデル訓練、DIC・HUG フォローアップ研修会を本学において開催し、県内・北関東地区の防災士の研修を行った。これは栃木県では初めての防災士・市民を対象とする防災に関する人材育成の取組である。

この間、本学においては防災・減災教育への取組として、本学の共通教育授業科目「環境論」の一部を栃木県防災士会及び栃木県の協力を得て公開授業「環境論とリスクマネジメント」として開講すること、及び学校教員向けの平成 27(2015)年度教員免許状更新講習において「学校教育における防災減災意識の向上と取組み」を開講することを決定した。また、平成 27(2015)年 3 月には、全国防災士協会が主催する東日本大震災 4 周年防災シンポジウム「巨大災害に備える」を後援し、本学が開講する減災公開講座と教員免許状更新講習の学校防災研修について宣伝した。

これらの防災・減災への活動は、栃木県防災士会と本学との連携協定を踏まえて行われたことから、この防災・減災への活動を県民市民の活動として達成するために、平成 27(2015)年 6 月に本学は減災・リスクマネジメント推進センターを立ち上げ、地域住民への災害広報、防災訓練、減災・危機管理と被災者ケアの方法、避難所の確保と運営、危機周知方法の開発、及び栃木県固有の河川氾濫危機、火山噴火による災害の予測分析等を行う市民センターの役割を果たすこととした。これは本学が訴求できる大きな地域貢献と考えている。作新学院大学は栃木県防災士会との連携協働により危機管理に関する活動を継続・強化し、「地域の振興を遂行し、地域と共に歩み、地域に学ぶ」をスローガンとして、人材を育て、また地域との連携を深めていくことを目指している。

【資料 A-1-8】 特定非営利活動法人栃木県防災士会との防災・減災に係る連携協定に関する基本協定書

【資料 A-1-9】 作新学院大学公開授業「環境論とリスクマネジメント」

【資料 A-1-10】 教員免許状更新講習

「学校教育における防災減災意識の向上と取り組み」

4) まちづくり・まちおこしへの貢献

作新学院大学の学びは、机の上だけではなく、積極的に学外に出て、「現場」での体験的な学びに力を入れてきた。那須烏山市や鹿沼市における学生によるまちおこし飲食店「ざ・ぱんち 21」の開業、茂木町の「竹原かぐや姫の郷づくり事業」、「矢板市の中心商店街活性化提案」、宇都宮市の学生交流拠点「きぶな」の設立・運営や「平石地区の地域ブランドづくりプロジェクト」、日光市湯西川温泉の「若者の視点による活性化事業」、そして宇都宮市清原地区市民センターのホームページ立ち上げとその運営などに参加し、学生たちの活躍は目覚ましいものがあり、地域において大変に喜んで頂き、数々の賞を授与されてきた。教員も積極的に講演会や行政の委員会へ参加し、地域行政への協力支援、自治体等の地域のまちづくり活動に取り組んできた。その中では、平成 18(2006)年には文科省の公募事業「現代 GP」の採択を受け、県内茂木町、宇都宮市郊外さつきニュータウンの過疎化とまちおこしの研究に組み、内閣府有識者会議座長から「立ち上がる農山漁村—新たな力—」の選定証を全国の大学ではトップを切って受け、また、鹿沼商工会議所と相互協力の協定を結び、鹿沼市商店街「まろにえ 21」と協働し、「ざ・ぱんち 21」としてまちおこしゼミを実践した。経済産業大臣から「感謝状」を受けるなど、まちづくりの面で実績を上げ、参加学生の実力を上げてきた。

【資料 A-1-11】 作新学院大学・鹿沼市商工会議所相互支援協定書

【資料 A-1-12】 内閣府「立ち上がる農山漁村—新たな力—」選定証

【資料 A-1-13】 経済産業大臣感謝状

5) 教員免許状更新講座・図書館司書教諭講習講座の実施

教員免許状更新講習、図書館司書教諭講習講座など、大学の人的資源を生かして学校教員の講習を多くの学校教員の参加を得て実施している。特に図書館司書教諭講習講座は、栃木県内では本学のみで実施されており、毎年約 100 人の学校教員が受講し、子どもたちの読書教育の充実に寄与している。

【資料 A-1-14】 平成 26(2014)年度 教員免許状更新講習

【資料 A-1-15】 平成 26(2014)年度 図書館司書教諭講習講座

6) 大学院心理学研究科附属臨床心理センター（「作新こころの相談クリニック」）

作新学院大学では、平成 18(2006)年 4 月に、大学院心理学研究科（臨床心理学専攻、修士課程）を新設し、心の専門家である臨床心理士の養成に着手した。同時に心理相談室（平成 23(2011)年度より心理学研究科附属臨床心理センター（「作新こころの相談クリニック」））を開設して、教育や研究とともに地域社会への貢献活動の一環として市民や栃木県中央児童相談所の要請を受けて相談事業を行っている。相談を受けるのは臨床心理士の資格を持つ専任教員のほか、経験豊かな臨床心理士の相談員などが担当する。また、専任教員の指導の下でトレーニングを積んだ大学院生が補助的に相談に応じることもある。「ここ

ろの問題」は大変デリケートな領域であるため、誠実に、心を込めて市民の相談に対応できるよう、真摯に取り組んでいる状況にある。

また、本学に所属する学生の学習と健康的で豊かな学園生活を送ることができるよう豊かな心を持てるよう支援もしている。この組織のアドバイスにより、多感な学生を導き、十分な学修成果が得られるように支援しており、この意味から、心豊かな健康な人材の育成に貢献していることと言える。

【資料 A-1-16】大学院心理学研究科附属臨床心理センター
(「作新こころの相談クリニック」)

7) 図書館、作新清原ホールの公開及び施設利用について

本学が誇る蔵書 24 万冊と閲覧席 400 席有余を備えた付属図書館の市民・他教育機関の学生や生徒等への開放閲覧を進めてきている。また、本学最大の収容力と最高の設備を備える多目的ホールを清原地区の人々の講演会や音楽会などにお使いいただくことを地域への貢献と認識し、平成 26(2014)年に本学の立地地区清原の名称を冠する「作新清原ホール」に改め、地域の市民に便利と親しみをもって利用していただくこととした。作新清原ホール(600 人収容可能)の地域開放は、大学祭と地域住民の大きなイベントの実施、企業の研修会開催等の取組みが始まり、作新清原ホールはその実績が認められつつある。また、大学が立地する地域の清原東小学校による「氷室ふれあい発見ラリー」の実施に平成 24(2012)年から本学の図書館、キャンパス内の活動を含めて連携協力している。

【資料 A-1-17】施設使用願

【資料 A-1-18】図書館利用のご案内、SAKU らいぶ 【資料 2-9-2、2-9-4】に同じ

【資料 A-1-19】清原東小学校「氷室ふれあい発見ラリー」体験学習

8) 大学コンソーシアム「学生&企業研究発表会」

栃木県内の大学等高等教育機関 19 校が参加する「とちぎ大学コンソーシアム」が企画し、企業、高等教育機関と行政の協働によるいわゆる産学官連携の「学生&企業研究発表会」にも本学は大学を挙げて学生の研究に取組み、数々の賞を授与されている。平成 26(2014)年の発表テーマは、「大型 SC に負けない商店街活性の方策を探る」「栃木県におけるプロスポーツクラブのマネジメント研究」「アロマセラピーによる不登校児童生徒への支援」「栃木県企業のグローバル化とグローバル人材の育成」「高齢者にやさしい商店街づくり」であり、学生の所属するゼミの研究テーマである。研究テーマの発表において、他大学学生との交流、県内企業の幹部、自治体の代表者との交流を通じて地域に貢献し、地域の人材育成を目指す本学の使命が認められ、また、その実績の確立に貢献しつつある。

【資料 A-1-20】栃木県経済同友会賞等

A-1-② 地域貢献・地域連携の方針の明確化と組織体制の構築

【事実の説明】

1) 本学がめざす地域貢献・地域連携と地域協働広報センター

地域連携の使命・目的に関しては、本学は、中長期目標として、「世界的視野に立ち、地域社会に貢献することで、人類の福祉に貢献できる人材」の育成を目指している。さらに、

この目標を具体的に実現するための施策の一つとして、「実学を重視し、地域社会と世界をリードする人材の育成の拠点を目指す」との項目を挙げている。本学の使命・目的には、教育研究活動を通して、地域や社会と連携し、貢献することが明記されている。

この方針に基づき、これまでの教職員学生個々が教育研究と社会活動、あるいは教職員個々の専門性や興味・関心に依拠して地域・自治体からの要請などに応えてきた地域貢献・地域連携事業を本学の組織的地域貢献活動として取り組み、支援・発展させるために、平成 20(2008)年度に設置した地域連携支援センターを発展的に改組し、また従来の広報概念を転換して、地域との協働を促進するために情報の一方的な告知ではなく共有を目指す「協働広報」とし、平成 26(2014)年 10 月に地域協働広報センターを設置することとした。

地域協働広報センター（以下、「センター」という。）は、本学として取り組むべきミッションを定めそれを遂行することを目的として、サブセンターとして複数の事業センターを設置し活動することとした。事業センターとして、スポーツマネジメント推進センターと地域連携事業推進センター、短期大学のボランティアセンター及び減災・リスクマネジメント推進センターを設置し、それぞれのミッションに基づく活動を推進することとした。地域協働広報センターの組織図を図 A-1-1 に示す。

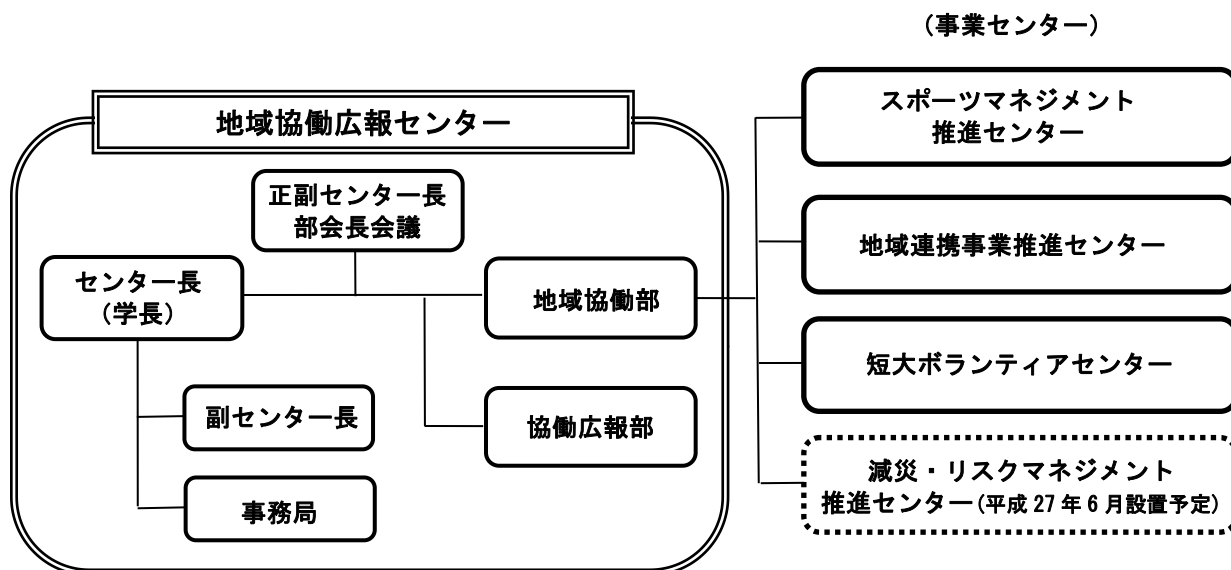


図 A-1-1 地域協働広報センター組織図

センター中心部に、地域協働部と協働広報部を設置した。地域協働部は、地域社会との連携・協働に係る総合的な窓口に関する事項、地域貢献活動に係る PDCA、事業センター間の連絡調整及び地域連携事業の推進を図る。協働広報部は、地域貢献・連携活動について本学からの一方的な告知や発信ではなく、本学とステークホルダ間やステークホルダ相互間のインターフェースとなって多様な協働関係の形成・発展をめざす情報共有としての広報である。こうした「協働広報」の視点に立つことにより、本学の特色や魅力を学内外により効果的に訴求することができ、プロモーション戦略やブランド戦略もその有効性を高めることを期待している。

なお、本センターのアカウントビリティを厳格に監査監督するための組織として、関係者とは別の組織である、企画運営委員会（諮問会議）を立ち上げ、センターのミッショ

ンに沿って確実に使命を果たしているか、効果的な地域貢献・地域連携が行われているか、またその状況には不明瞭な点、不正な点はないかなどを監査監督できる組織を備え、大学の使命・目的に基づいて独自に設定した基準による業務遂行を行っている。なお、センター及び事業センターの事務組織は、センター事務長 1 人、事務員 4 人であり教員は大学・短大からの兼担である。

【資料 A-1-21】 作新学院大学・女子短期大学部地域協働広報センター規程

2) 各事業センターの機能・組織について

前述した本学の中長期目標・中長期計画に基づき設置した地域協働広報センターの下に、サブセンターとして4つの事業部門を新たに組織化し、効果的な地域連携と貢献ができるように工夫している。

各サブセンターの設置の目的と業務内容を以下に示す。

ア スポーツマネジメント推進センター

① スポーツマネジメント推進センター（以下、「スポマネセンター」という。）の意義

スポマネセンターは、本学と県内 4 プロスポーツチームとの連携協力協定締結（平成 25(2013)年 9 月 26 日）、及び本学、栃木県経済同友会、4 プロスポーツチームの共同開催（栃木県・宇都宮市・日光市・佐野市はオブザーバー参加）によるプロスポーツ振興「栃木モデル」構築に関する研究会（平成 26(2014)年 3 月 23 日）などの取組みを基礎にしつつ、来る 2020 東京オリンピック・パラリンピック、2022 栃木国体の成功に向け、こうした取組みを主体的かつ継続的に展開することにより、スポーツ振興と地域活性化の好循環をめざす「栃木モデル」の構築を展望し、その推進力の一翼を担うものである。

② スポマネセンターの機能

上記の意義に基づき、スポマネセンターはアカデミックな調査・研究を志向するものではなく、プロスポーツ振興に関する「栃木モデル」の構築を展望する実践的な連携・協力活動の拠点として機能するものである。こうした基本的な観点を踏まえ、スポマネセンターの機能としては、プラットフォーム機能（連携協力活動）、シンクタンク機能（調査・研究・提言）、教育機能（学生のスポマネ実践教育・プロ選手のダブル・セカンドキャリア教育・スポーツ生涯教育）という3つの機能を備えるものとする。図 A-1-2 にその3つの機能を示す。

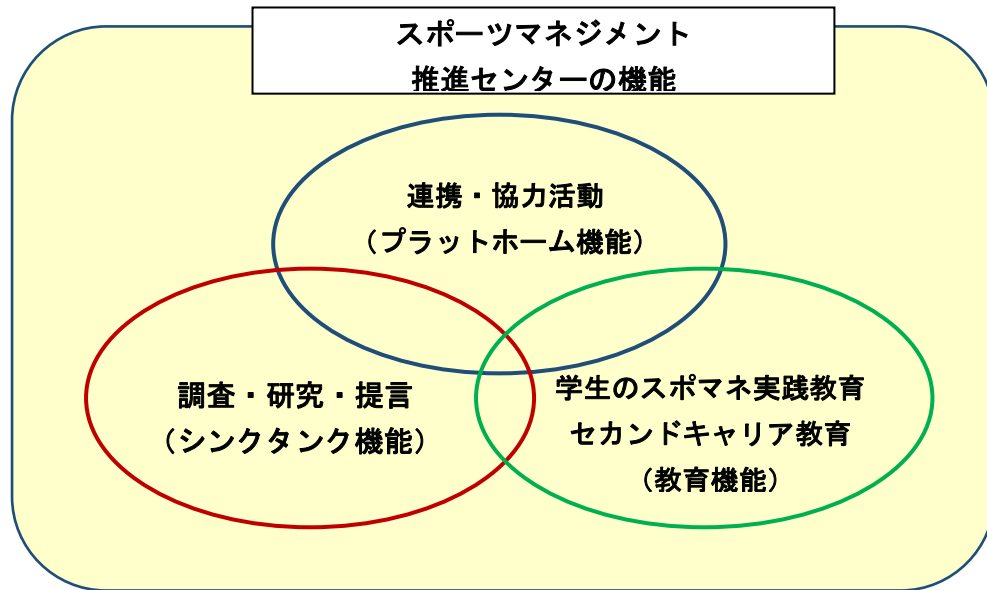


図 A-1-2 スポーツマネジメント推進センターの機能

③ スポマネセンターの組織体制

スポーツチーム・自治体・経済界等と連携協働する開かれた柔軟な機動的組織とするため、上記の機能を実践できるよう、当面スポーツ振興部会（スポーツ経営、スポーツコミッションの検討、スポーツツーリズム&ビジネスの振興等）とスポーツ人材育成・活用部会（スポマネ人材育成・活用、ヘルスマネジメント、メンタルマネジメント等）の2部会を置いて活動を開始した。

【資料 A-1-7】スポーツマネジメント推進センター規程

イ 地域連携事業推進センター

地域連携事業推進センターは、地域の企業、経済界、自治体、住民、関係機関・団体等との連携により、本学の教育研究を充実させるとともに、地域社会への貢献を図るために、①産学公との連携事業として、地域活性化に関する研究事業、企業に求められる人材の育成事業、産学公相互の情報交換や交流促進事業、及び IT を活用した企業経営研究事業、②地域との連携及び協働事業として、地域住民、関係機関及び団体等との連携による地域活動に関する情報交換、ボランティア活動等の事業、③行政との連携及び協働事業として、地域活性化のための県市町村との連携及び協働による事業、県市町村からの受諾研究及び共同研究等に取り組む。

ウ 短期大学ボランティアセンター

省略

エ 減災・リスクマネジメント推進センター

今日、阪神淡路大震災・東日本大震災という巨大災害の経験と教訓を経て、一般的な「防災」にとどまらず、「減災」の重要性が広く全国的に認識されるようになった。「防災」が被害を出さないことを目的に行う総合的な対策であるのに対し、「減災」は被害の発生を見

込んだうえで被害を最小化するために各主体が行う取組みを重視することにある。すなわち、各主体が災害をリスクとして認識し、適切にマネジメントすることが問われている。

本学が企画する減災・リスクマネジメント推進センター（以下、「センター」という。）は、こうした「減災」の観点に立って、住民自身が「自らの命を守り抜く主体的な行動」を取ることができ、企業・団体・教育機関等が被害の最小化と事業の継続を自律的に図ることができるよう、必要とされる事項について研究し可能な支援を行うことが求められている。こうして各主体が危機管理（リスクマネジメント）の態勢を自律的に確立することで、地域の総合的な減災力向上に寄与することがセンターの目的である。

センターの機能は、上に掲げた目的（地域減災力の向上）の実現に向けて、NPO 法人栃木県防災士会との密接な連携協力とともに、栃木県及び宇都宮市の参加・協力も得て、次のような機能を整備しその役割を十全な発揮に努めることとしている。

①調査・研究・提言機能

客観的・歴史的に現状を把握・分析し課題と方策を明らかにする提言を行う。

②減災訓練・人材育成機能

平時からの予防対策である各種訓練の実施と防災・減災の地域リーダーを育成する。

③プランニング支援機能

災害を想定した地域の防災・減災計画や企業等の事業継続計画の策定等を支援する。

④プラットフォーム機能

地域の各主体が行う各種の減災活動及びそのためのネットワークの拠点となる。

減災・リスクマネジメント推進センターの機能と目的

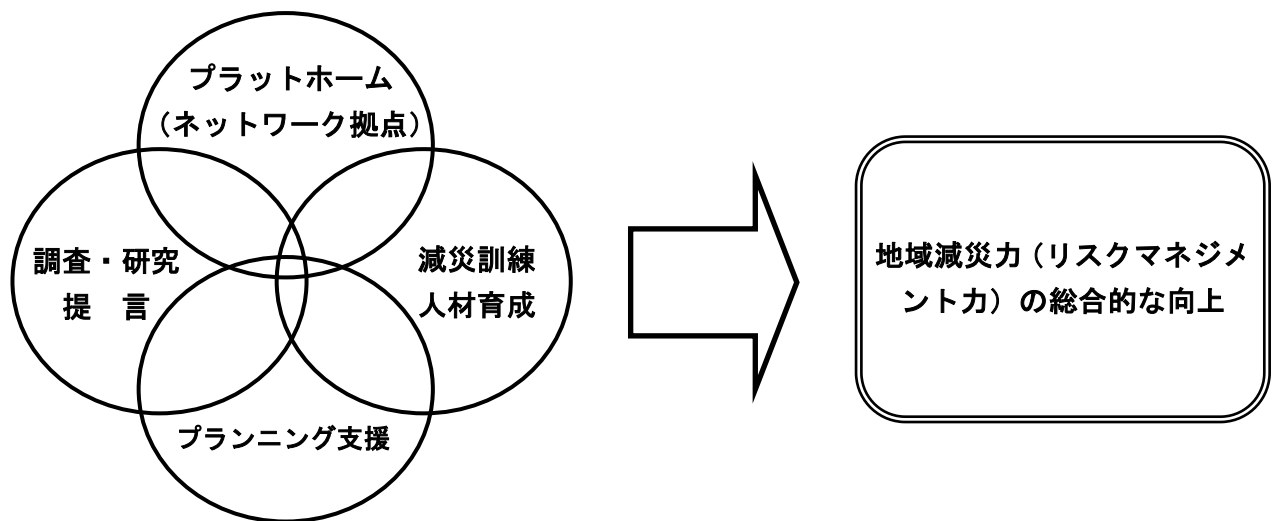


図 A-1-3

センターに、センター長（1人）及び副センター長（5人程度）を置くとともに、センターの企画・運営に当たる企画運営委員会（15人程度）を設置する。センター設置の目的及び減災・リスクマネジメントの実際を考慮し、センター長他各委員会の活動の内容と分野に応じて3つの部会を置き、これら部会が実践的な活動を推進していくものとする。また、NPO 法人栃木県防災士会の事務所をセンター（本学内）に移転することにより、防

災士会との密接な連携協力に基づきセンターの運営および活動を進めていくこととしている。

【資料 A-1-22】 作新学院大学減災・リスクマネジメントセンター規程

(3)A-1 の改善・向上策（将来計画）

地域貢献・地域連携に関する方針の明確化と情報の共有の課題を遂行していくために、解決すべき課題、方向性、具体的実施策について以下に述べる。

1) 地域協働広報センターミッションの策定の明確化

センターミッションの策定方針を定めること、また活動項目についても詳細に決定することが必要である。

2) 地域協働部による柔軟な企画活動

自治体、経済界、企業体、市民等の社会的要請と本学のアクティビティを結ぶインターフェースの役割分担を果たすことが不可欠であり、そのための全学教職員の協力体制を確立すること。

3) 広報部によるセンター広報紙の発行

センター広報紙を発行してセンターの企画・運営・取組について学内外に公表する。

4) 学内外の広報活動を統括的に実施するために、明確な目的に基づく地域貢献・地域連携を選択し重点的に事業を推進する。

【基準 A の自己評価】

従来、教員個々に依存して進めてきた地域貢献・地域連携の活動を地域協働広報センターを設置し本学の教育研究の目的に沿って組織的に行う体制を確立することができた。また、4つの事業センターの活動が明確なミッションのもとに開始され、地域協働部の活動により地域との協働事業の企画、事業センター間の連絡調整を図り、協働広報部から情報の受信と発信を適宜行い、大学 Web ページ、広報紙、マスコミへの情報提供、メール発信等による学内外への情報開示、情報の共有化を図ることにより地域との協働連携の好循環を構築することができる。以上のことから、地域貢献・地域連携に関する方針の明確化と情報の共有がなされていると判断する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	「該当なし」
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	「該当なし」
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人船田教育会寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	作新学院大学 2016 CAMPUS GUIDE	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	作新学院大学学則	
	作新学院大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2015 年度（平成 27 年度）学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	CAMPUS LIFE 2015	
	経営学部履修要項	
	人間文化学部履修要項	
	平成 27 年度作新学院大学シラバス（ホームページ）	
	作新学院大学大学院経営学研究科履修要項	
	作新学院大学大学院ビジネススクール シラバス抜粋	
作新学院大学大学院心理学研究科履修要項 作新学院大学大学院心理学研究科授業科目		
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 27 年度 学校法人船田教育会事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 26 年度 学校法人船田教育会事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-2】 P11-12、P34 に同じ
	アクセスマップ	
	キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人船田教育会規程集目次	
	作新学院大学規程集目次	
	作新学院大学大学院規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など） がわかる資料（前年度分）	
	平成 27 年度 理事・評議員・監事名簿	
	平成 26 年度 理事会・評議員会の開催状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	作新学院大学学則第 1 条第 1 項及び第 2 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-2】	作新学院大学大学院学則第 3 条第 1 項及び第 2 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-3】	船田教育会作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部中長期目標	
【資料 1-1-4】	作新学院大学中長期計画	
【資料 1-1-5】	http://www.sakushin-u.ac.jp 作新キャリア教育宣言	
【資料 1-1-6】	建学の精神（平成 15 年度理事会）	

作新学院大学

【資料 1-1-7】	管理棟、中央研究棟、第 1 教育棟、第 2 教育棟、第 3 教育棟の 1 階扁額	
【資料 1-1-8】	作新学院大学 2016 CAMPUS GUIDE (理事長挨拶)	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-1-9】	作新学院大学 Web ページ http://www.sakushin-u.ac.jp (学長挨拶)	
【資料 1-1-10】	CAMPUS LIFE 2015	【資料 F-5】に同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	CAMPUS LIFE 2015	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-2】	作新学院大学 Web ページ http://www.sakushin-u.ac.jp (学長挨拶)	【資料 1-1-9】に同じ
【資料 1-2-3】	エビデンス集(資料編)の規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-2-4】	作新学院大学大学評価委員会規程	
【資料 1-2-5】	作新学院大学中長期計画	【資料 1-1-4】に同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	教員心得	
【資料 1-3-2】	広報紙「燦(きらり)」	
【資料 1-3-3】	作新学院大学運営会議規程	
【資料 1-3-4】	作新学院大学全学教授会規程	
【資料 1-3-5】	作新学院大学 2016 CAMPUS GUIDE	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-3-6】	作新学院大学 Web ページ http://www.sakushin-u.ac.jp	
【資料 1-3-7】	各履修要項	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-8】	CAMPUS LIFE 2015	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-9】	広報紙「燦」	【資料 1-3-2】に同じ
【資料 1-3-10】	船田教育会作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部中長期目標	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 1-3-11】	作新学院大学中長期計画	【資料 1-1-4】に同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	作新学院大学 2016 CAMPUS GUIDE	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-1-2】	2015 学生募集要項(学部)	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-3】	2015 学生募集要項(特別選抜)	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-4】	2015 学生募集要項(大学院経営学研究科・心理学研究科)	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-5】	学業奨学生制度パンフレット	
【資料 2-1-6】	資格取得による学業奨学生制度のご案内	
【資料 2-1-7】	作新学院大学大学院ビジネススクールリーフレット	
【資料 2-1-8】	中国現地入試入学試験案内(4月・10月)	
【資料 2-1-9】	学生確保作戦会議資料(平成 24 年度)	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	作新学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-2-2】	作新学院大学教育企画会議規程	
【資料 2-2-3】	履修要項(各学部、入学年度別)	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-4】	大学 Web ページ (http://www.sakushin-u.ac.jp/about/c_policy.php)	
【資料 2-2-5】	作新学院大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-2-6】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 ESD 委員会規程	
【資料 2-2-7】	FD・SD 活動報告書 2014	
【資料 2-2-8】	授業評価アンケートおよび同集計結果	

作新学院大学

【資料 2-2-9】	経営学部履修規程、人間文化学部履修規程	
【資料 2-2-10】	シラバス作成にあたっての留意事項、Web シラバス操作手順書	
【資料 2-2-11】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教職実践センター規程	
【資料 2-2-12】	作新学院大学教員養成カリキュラム委員会規程	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	CAMPUS LIFE 2015	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-2】	オリエンテーション関連資料	
【資料 2-3-3】	学外オリエンテーション資料	
【資料 2-3-4】	履修登録関連資料	
【資料 2-3-5】	教員と保護者との懇談会資料	
【資料 2-3-6】	情報センターSA 現況	
【資料 2-3-7】	オフィスアワー時間割表	
【資料 2-3-8】	作新学院大学ティーチング・アシスタント等に関する規程	
【資料 2-3-9】	平成 26 年度休退学者等の状況	
【資料 2-3-10】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部学生担任に関する規程	
【資料 2-3-11】	人間文化学部担任指針、経営学部「学生担任」業務内容の手引き	
【資料 2-3-12】	教務委員会、学生部委員会の学生面談関連資料	
【資料 2-3-13】	コミュニケーションが不得手な学生への支援に関する提案書	
【資料 2-3-14】	留学生の日本語教育資料	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	作新学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-4-2】	経営学部履修規程	【資料 2-2-9】に同じ
【資料 2-4-3】	人間文化学部履修規程	【資料 2-2-9】に同じ
【資料 2-4-4】	履修要項（各学部、入学年度別）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-5】	作新学院大学大学院学則	【資料 F-3】に同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	履修要項	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-2】	「キャリアデザイン 1・2」シラバス	
【資料 2-5-3】	「インターンシップ」シラバス	
【資料 2-5-4】	作新学院大学 2016 CAMPUS GUIDE	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-5-5】	作新学院大学資格取得支援講座パンフレット	
【資料 2-5-6】	「学内合同企業説明会」案内	
【資料 2-5-7】	「学内合同企業説明会」参加企業一覧	
【資料 2-5-8】	「学生個別面談」案内	
【資料 2-5-9】	2014 年度企業訪問予定及び実績表	
【資料 2-5-10】	就職相談室等の利用状況	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	シラバス作成にあたっての留意事項	【資料 2-2-10】に同じ
【資料 2-6-2】	シラバス記載内容に関する自己点検のお願い	
【資料 2-6-3】	国語基礎力調査 調査結果	
【資料 2-6-4】	英語プレースメントテスト問題および 1 年生クラス分け	
【資料 2-6-5】	英語到達度テスト問題および 2 年生クラス分け	
【資料 2-6-6】	授業評価アンケートおよび同集計結果	【資料 2-2-8】に同じ
【資料 2-6-7】	授業評価アンケート集計結果 公開ファイル	
【資料 2-6-8】	経営学研究科 授業評価アンケート集計結果	
【資料 2-6-9】	学生生活アンケートおよび同集計結果	

作新学院大学

【資料 2-6-10】	FD・SD 活動報告書 2014	【資料 2-2-7】に同じ
【資料 2-6-11】	進路決定届	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部学生の厚生・指導に関する規程	
【資料 2-7-2】	各課事務分掌	
【資料 2-7-3】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパスライフ支援室規程	
【資料 2-7-4】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部体育協議会規程	
【資料 2-7-5】	作新学院大学国際交流・留学生委員会規程	
【資料 2-7-6】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-7-7】	作新学院大学学業奨学生選抜規程	
【資料 2-7-8】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部船田特別奨学金規程	
【資料 2-7-9】	作新学院大学後援会応急特別奨学金貸与規程	
【資料 2-7-10】	私費外国人留学生の入学料及び授業料減免に関する規程	
【資料 2-7-11】	作新学院大学外国人留学生の家賃補助制度に関する規程	
【資料 2-7-12】	私費外国人留学生の奨学金制度に関する規程	
【資料 2-7-13】	平成 27 年度課外活動団体一覧	
【資料 2-7-14】	作新学院大学学生会会則	
【資料 2-7-15】	強化部に関する申し合わせ	
【資料 2-7-16】	作新学院大学学生表彰規程	
【資料 2-7-17】	困ったときの相談ガイドリーフレット	
【資料 2-7-18】	キャンパス・ハラスメント防止ガイドリーフレット	
【資料 2-7-19】	平成 27 年度学生相談室年間スケジュール一覧（4 月～9 月）	
【資料 2-7-20】	コミュニケーションが不得手な学生への支援に関する提案書	【資料 2-3-13】に同じ
【資料 2-7-21】	キャンパスライフ支援室事業としての集団場面を活用した特別な支援を要する学生の支援について	
【資料 2-7-22】	学校感染症集団発生時の対応について	
【資料 2-7-23】	感染症発生時の対応フローチャート	
【資料 2-7-24】	学校法人船田教育会作新学院大学における授業の欠席に関する取扱要項	
【資料 2-7-25】	CAMPUS LIFE 2015	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-7-26】	外国人留学生のキャンパスライフ～ 2015 ～	
【資料 2-7-27】	作新学院大学平成 26 年度留学生学外研修旅行の案内資料	
【資料 2-7-28】	平成 26 年度留学生日本語スピーチコンテスト要項	
【資料 2-7-29】	2014 年度作新学院大学および作新学院大学女子短期大学部学生生活アンケート用紙	
【資料 2-7-30】	平成 26 年度学生生活アンケート結果報告書	

作新学院大学

【資料 2-7-31】	スクールバス無料化及び学生駐車場無料化 (CAMPUS LIFE 2015 23P)	【資料 F-5】に同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	作新学院大学特別任用教員規程	
【資料 2-8-2】	作新学院大学客員教員規程	
【資料 2-8-3】	作新学院大学教員の採用及び昇任に関する規程	
【資料 2-8-4】	学校法人船田教育会作新学院大学教育職員の職務評価	
【資料 2-8-5】	FD・SD 活動報告書 2014	【資料 2-2-7】に同じ
【資料 2-8-6】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教育研究費規程	
【資料 2-8-7】	教育研究開発改善経費申請者一覧及び配分表	
【資料 2-8-8】	ボランティア・プロフェッサー制度 (大学コンソと経済同友会の協定)	
【資料 2-8-9】	公認心理師法案要綱骨子 (案)	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	教育棟見取図	
【資料 2-9-2】	図書館利用のご案内 (図書館パンフレット)	
【資料 2-9-3】	東日本大震災に伴う応急危険度判定報告書	
【資料 2-9-4】	図書館広報誌「SAKU らいぶ」	
【資料 2-9-5】	作新学院大学ネットワーク構成図	
【資料 2-9-6】	学内ネットワーク利用ガイド 2015	
【資料 2-9-7】	作新学院大学保守契約一覧	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人船田教育会寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-1-2】	作新学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-3】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教員倫理綱領	
【資料 3-1-4】	学校法人船田教育会コンプライアンス規則	
【資料 3-1-5】	学校法人船田教育会公益通報者保護規則	
【資料 3-1-6】	学校法人船田教育会監事監査規則	
【資料 3-1-7】	学校法人船田教育会危機管理規則	
【資料 3-1-8】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部危機管理規程	
【資料 3-1-9】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	【資料 2-7-6】に同じ
【資料 3-1-10】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパス・ハラスメント調査委員会規程	
【資料 3-1-11】	学校法人船田教育会情報公開規則	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人船田教育会寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-2-2】	学校法人船田教育会常勤理事会設置規則	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	作新学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-3-2】	作新学院大学副学長設置規程	
【資料 3-3-3】	作新学院大学運営会議規程	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 3-3-4】	作新学院大学全学教授会規程	【資料 1-3-4】に同じ
【資料 3-3-5】	経営学部教授会規程	

作新学院大学

【資料 3-3-6】	人間文化学部教授会規程	
【資料 3-3-7】	作新学院大学大学院経営学研究科委員会規程	
【資料 3-3-8】	作新学院大学大学院心理学研究科委員会規程	
【資料 3-3-9】	作新学院大学教育企画会議規程	【資料 2-2-2】に同じ
【資料 3-3-10】	作新学院大学人事調整会議規程	
【資料 3-3-11】	作新学院大学教育センター規程	
【資料 3-3-12】	作新学院大学教育センター運営委員会内規	
【資料 3-3-13】	作新学院大学学長補佐会議規程	
【資料 3-3-14】	作新学院大学将来計画検討委員会規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人船田教育会寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-4-2】	学校法人船田教育会監事監査規則	【資料 3-1-6】に同じ
【資料 3-4-3】	学校法人船田教育会常勤理事会設置規則	【資料 3-2-2】に同じ
【資料 3-4-4】	作新学院大学運営会議規程	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 3-4-5】	学校法人船田教育会監事監査規則	【資料 3-1-6】に同じ
【資料 3-4-6】	作新学院大学中長期計画	【資料 1-1-4】に同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人船田教育会事務組織規程	
【資料 3-5-2】	各課事務分掌	【資料 2-7-2】に同じ
【資料 3-5-3】	各課アクションプラン	
【資料 3-5-4】	作新学院大学教育センター規程	【資料 3-3-11】に同じ
【資料 3-5-5】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部地域協働広報センター規程	
【資料 3-5-6】	作新学院大学教員養成カリキュラム委員会規程	【資料 2-2-12】に同じ
【資料 3-5-7】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部入試部委員会規程	
【資料 3-5-8】	作新学院大学国際交流・留学生委員会規程	【資料 2-7-5】に同じ
【資料 3-5-9】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャリア・就職支援委員会規程	
【資料 3-5-10】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部情報センター委員会規程	
【資料 3-5-11】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 ESD 委員会規程	【資料 2-2-6】に同じ
【資料 3-5-12】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部図書館委員会規程	
【資料 3-5-13】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部学生の厚生・指導に関する規程	【資料 2-7-1】に同じ
【資料 3-5-14】	学校法人船田教育会職員研修規程	
【資料 3-5-15】	学校法人船田教育会事務局職員人事考課規則	
【資料 3-5-16】	FD・SD 活動報告書 2014	【資料 2-2-7】に同じ
【資料 3-5-17】	平成 26 年度研修参加実績報告書	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	新財政 4 カ年計画〈平成 23(2011)年度～平成 26(2014)年度〉	
【資料 3-6-2】	中長期財務計画〈平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度〉	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人船田教育会 経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人船田教育会 経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	学校法人船田教育会 資金運用規則	
【資料 3-7-4】	計算書類	
【資料 3-7-5】	理事会議事録、評議員会議事録	
【資料 3-7-6】	監査報告書（独立監査法人）	
【資料 3-7-7】	監査報告書（監事）	

【資料 3-7-8】	学校法人船田教育会監事監査規則	【資料 3-1-6】に同じ
------------	-----------------	---------------

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	作新学院大学大学評価委員会規程	【資料 1-2-4】に同じ
【資料 4-1-2】	作新学院大学大学評価委員会（ワーキンググループ）に関する申し合わせ	
【資料 4-1-3】	作新学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-4】	PDCA サイクル点検作業班発足に関する資料	
【資料 4-1-5】	平成 26 年度「改善・向上方策」個票（A・B 面）	
【資料 4-1-6】	平成 27 年度「改善・向上方策」個票（A 面）	
【資料 4-1-7】	平成 26 年度課長会 資料	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	学校法人船田教育会規程目次、作新学院大学規程集目次、作新学院大学大学院規程目次	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-2-2】	授業評価アンケートおよび同集計結果	【資料 2-6-6】に同じ
【資料 4-2-3】	学生生活アンケートおよび同集計結果	【資料 2-6-9】に同じ
【資料 4-2-4】	作大論集 第 5 号	
【資料 4-2-5】	大学 Web ページ（情報公開のページ） (http://sakushin-u.ac.jp/disclosure/page.php?id=110)	
【資料 4-2-6】	大学 Web ページ（大学評価のページ） (http://www.sakushin-u.ac.jp/about/page.php?id=90#ctl-inner)	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	大学 Web ページ（大学評価のページ） (http://www.sakushin-u.ac.jp/about/page.php?id=90#ctl-inner)	【資料 4-2-6】に同じ
【資料 4-3-2】	PDCA サイクル点検作業班発足に関する資料	【資料 4-1-4】に同じ

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域貢献・地域連携に関する実践と組織体制の構築		
【資料 A-1-1】	作新学院大学入学者の出身県分布	
【資料 A-1-2】	平成 26（2014）年度就職状況一覧表	
【資料 A-1-3】	4 プロスポーツチームとの連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-4】	栃木サッカークラブとの連携協力合意書及び付帯事項	
【資料 A-1-5】	プロスポーツ振興「栃木モデル」構築をめざして http://www.sakushin-u.ac.jp/	
【資料 A-1-6】	「栃木モデル」研究会報告書	
【資料 A-1-7】	スポーツマネジメント推進センター規程	
【資料 A-1-8】	特定非営利活動法人栃木県防災士会との防災・減災に係る連携協定に関する基本協定書	

作新学院大学

【資料 A-1-9】	作新学院大学公開授業「環境論とリスクマネジメント」	
【資料 A-1-10】	教員免許状更新講習「学校教育における防災減災意識の向上と取組み」	
【資料 A-1-11】	作新学院大学・鹿沼市商工会議所相互支援協定書	
【資料 A-1-12】	内閣府「立ち上がる農山漁村ー新たな力ー」選定証	
【資料 A-1-13】	経済産業大臣感謝状	
【資料 A-1-14】	平成 26（2014）年度教員免許状更新講習	
【資料 A-1-15】	平成 26（2014）年度図書館司書教諭講習講座	
【資料 A-1-16】	大学院心理学研究科附属臨床心理センター（「作新こころの相談クリニック」）	
【資料 A-1-17】	施設使用願	
【資料 A-1-18】	図書館利用のご案内、SAKU らいぶ	【資料 2-9-2、2-9-4】に同じ
【資料 A-1-19】	清原東小学校「氷室ふれあい発見ラリー」体験学習	
【資料 A-1-20】	栃木県経済同友会賞等	
【資料 A-1-21】	作新学院大学・女子短期大学部地域協働広報センター規程	【資料 3-5-5】に同じ
【資料 A-1-22】	作新学院大学減災・リスクマネジメントセンター規程	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。